

第三節 常設委員會沿革

六二二

- 一、龜戸町第三回第二次鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町小學校鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、砂町燒失區域鐵管敷設路線一部變更ニ關スル件(同上)
- 一、廳舎裏護岸及盛土工事施行ノ件(同上)
- 一、中川及荒川鐵管橋上鋼鐵管防護工事施行ノ件(同上)
- 一、千住町第五回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、千住町第六回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、南千住町地先鐵管及附屬工事敷設替工事施行ニ關スル件(同上)
- 一、訂正事項(同上)

第二回 (二月二十四日)

- 一、工事材料運搬單價契價ノ件(原案承認)
- 一、取水塔棧橋架設工事施行ノ件(同上)
- 一、取水塔棧橋々脚保護工事施行ノ件(同上)
- 一、沈澄池砂利敷及掃除工事施行ノ件(同上)
- 一、濾過池砂利敷及掃除工事施行ノ件(同上)
- 一、淨水場植樹及砂利敷工事施行ノ件(同上)
- 一、淨水場暗渠築造工事施行ノ件(同上)
- 一、吾孺町第二回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

- 一、倉庫築造工事施行ノ件(同上)
 - 一、千住町地先鐵道橫斷鐵管敷設防護工事委託施行ノ件(同上)
 - 一、大正十四年度東京府江戸川上水町村組合歳出更正豫算ノ件(同上)
 - 一、大正十五年度東京府江戸川上水町村組合繼續事業費歳出更正豫算ノ件(同上)
 - 一、組合職員旅費額及其ノ支給方法中改正ノ件(同上)
 - 一、土砂無償採取申請ノ件(同上)
 - 一、工事費概算ニ關スル件(同上)
 - 一、水栓其他購入ノ件(同上)
 - 一、水栓柱購入ニ關スル件(同上)
 - 一、量水器購入ニ關スル件(同上)
 - 一、鉛塊一萬貫錫六千貫購入ノ件(同上)
- 第三回 (三月二十三日)
- 一、大正十五年度上半期淨水場工事用供給入夫使役ニ關スル件(原案承認)
 - 一、排水唧筒購入ノ件(同上)
 - 一、第四回淨水場鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、大正十五年度支出工事施行ノ件(同上)
 - 一、福神橋及附近鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
 - 一、千住町第七回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

六二三

第三節 常設委員會沿革

六二四

- 一、寺島町第三回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、吾嬭町地先東武鐵道橫斷三十吋鐵管防護工事施行ノ件(同上)
- 一、常盤線南千住驛構内埋設鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町第九回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、公設共用栓設置個所二百個所ヲ各町ニ割當テ設置ノ件(同上)
- 一、調査及檢査費支出ノ件(同上)
- 一、砂町ノ一部鐵管敷設變更ニ關スル件(同上)
- 一、淨水場用唧筒試驗ノ件報告(報告)

第四回 (四月廿八日)

- 一、唧筒室タイル張工事施行ノ件(原案承認)
- 一、淨水池附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、鐵道線路橫斷及敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、公設共用栓臺石流石二百組購入ノ件(同上)
- 一、鉛塊四千貫購入ニ關スル件(同上)
- 一、公設共用栓用鉛管二千六百貫購入ノ件(同上)
- 一、公設共用栓設置傭人使役ニ關スル(同上)
- 一、コンクリート柱購入ニ關スル件(同上)
- 一、私設共用栓千箇購入ニ關スル件(同上)

第五回 (六月三日)

- 一、唧筒運轉工事施行ノ件(原案承認)
 - 一、淨水場正門外二ヶ所建造工事施行ノ件(同上)
 - 一、淨水場周圍土圍工事施行ノ件(同上)
 - 一、淨水場雨水溝築造工事施行ノ件(同上)
 - 一、沈澄池藥品處理室建築工事施行ノ件(同上)
 - 一、沈澄池藥品處理室設備工事施行ノ件(同上)
 - 一、工事材料運搬單價變更ノ件(同上)
 - 一、配水線路鐵管通水及掃除施行ノ件(同上)
 - 一、水質試驗用器具機械購入ニ關スル件(同上)
 - 一、南千住出張所倉庫建設工事施行ノ件(同上)
 - 一、給水工事用材料購入ノ件(同上)
 - 一、給水工事用馬車使役ニ關スル件(同上)
 - 一、湯屋營業用使用料輕減方陳情ノ件(陳情ヲ認ムルコトニ決定)
 - 一、第一期擴張計畫線路増設方龜戸町長ヨリ申請ノ件(其希望ニ副フ様ニスルコトニ決定)
 - 一、幹線ニ通水シ並ニ通水式ヲ舉行スルノ件(原案承認)
- 第六回 (六月廿四日)
- 一、濾過砂貯溜枳築造工事施行ノ件(原案承認)

六二五

第三節 常設委員會沿革

六二六

- 一、鹽素滅菌機購入ノ件(同上)
- 一、鉛管五千貫購入ノ件(同上)
- 一、電話機三基購入ノ件(同上)
- 一、南千住町外三ヶ町ニ於ケル焼失區域ノ給水鐵管假埋設ニ關スル件(同上)
- 一、不用物品拂下ニ關スル件(同上)
- 一、一時救済ノ爲メ特別給水ニ關スル件(同上)
- 一、給水装置請求者資格ニ關スル件(同上)

第七回 (七月廿七日)

- 一、土留擁壁及暗渠工事施行ノ件(原案承認)
- 一、唧筒運轉工事追加施行ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管購入ノ件(同上)
- 一、砂町亞鉛鑛金株式會社ヨリ寄附金受領ニ關スル件(同上)
- 一、給水工用材料購入ノ件(同上)
- 一、時間外勤務並ニ特殊勤務者手當支給ノ件(同上)
- 一、給水申込受附報告ノ件(報告)

第八回 (八月五日)

- 一、淨水場構内砂利敷工事施行ノ件(原案承認)
- 一、淨水場構内電燈動力設備工事施行ノ件(同上)

一、南千住町第六回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

一、白鬚橋及附近鐵管敷設及附屬工事ノ件(同上)

一、竣功式、追弔會執行ニ關スル件(更ニ協議スルコトニ決定)

第九回 (八月二十七日)

- 一、淨水場三間道路補修工事施行ノ件(原案承認)
- 一、鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、公設共用栓用鉛管購入ノ件(同上)
- 一、電話機購入ノ件(同上)
- 一、給水工用鑄鐵直管購入ノ件(原案承認)

第十回 (九月十四日)

- 一、金町淨水場砂洗所上屋建築工事施行ノ件(原案可決)
- 一、金町淨水場砂洗所基礎及設備工事施行ノ件(同上)
- 一、金町淨水場構内輕便軌道敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、淨水場植樹張乏工事施行ノ件(同上)
- 一、寺島町地先鐵管線路一部變更ニ關スル件(同上)
- 一、昭和元年度下半年給水工用供給人夫使役ニ關スル件(同上)
- 一、昭和元年度下半年給水工用馬車使役ニ關スル件(同上)

第十一回 (十月一日)

第八章 組合の機關及組織

六二七

一、竣功式ニ關スル件(原案承認)

第十二回 (十月二十三日)

一、管理者及名譽助役特別給與金額決定ノ件(管理者ハ四萬五千圓助役ハ管理者一任ニ決定)

一、組合會議員、同常設委員、退職議員、死亡議員並ニ特殊功勞者表彰ノ件(管理者一任ニ決定)

第十三回 (十一月六日)

一、千住大橋鋼管架設工事施行ニ關スル件(原案承認)

一、給水用材料購入ノ件(同上)

一、訴訟答辨書專決施行ニ關スル件(同上)

第十四回 (十二月十七日)

一、京成電車軌道橫斷防護委託工事施行ノ件(原案承認)

一、市内直通電話架設ニ關スル件(同上)

一、千住大橋鋼管架設施行方法變更ニ關スル件(同上)

一、昭和元年度東京府江戸川上水町村組合繼續事業費歳入歳出追加豫算ノ件(同上)

一、昭和元年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出追加更正豫算ノ件(同上)

一、損害要償ニ對スル應訴ノ件(同上)

一、不動産處分ニ關スル件(同上)

一、起債ノ方法利息ノ定率及償還方法ノ件(同上)

一、大正十四年度繼續事業費歳入歳出追加豫算專決處分ノ件(報告)

昭和二年常設委員會

第一回 (二月十二日)

一、古軌條拂下ノ件(原案承認)

一、鑄鐵直管及異形管購入ノ件(同上)

一、鐵管附屬器具購入ノ件(同上)

一、鉛塊購入ノ件(同上)

一、繼續線越小鐵管流用敷設ニ關スル件(同上)

一、昭和二年度經常部歳入歳出豫算ノ件(未決)

一、昭和二年度第一期擴張布設費歳入歳出豫算ノ件(未決)

第二回 (二月十九日)

一、單口消火栓室製作工事施行ノ件(原案承認)

一、寺島町地内向島白鬚間京成電車軌道新設線橫斷工事施行ノ件(同上)

一、鉛管並ニ水止栓管購入ノ件(同上)

一、古軌條賣渡シノ件(同上)

一、昭和二年度經常部歳入歳出豫算ノ件(同上)

一、昭和二年度第一期擴張費歳入歳出豫算ノ件(同上)

一、豫算流用ノ件(同上)

一、一時借入金ノ件(同上)

- 一、昭和元年度繼續事業費歳出更正豫算ノ件(同上)
- 一、水道使用料並ニ手數料條例中改正ノ件(同上)
- 一、組合外給水條例設定ノ件(諮問案トシテ提案ニ決定)
- 一、送水線路敷地ヲ公衆交通用トシテ使用セシムル件(修正承認)
- 一、使用料並ニ手數料徵收事務取扱規程設定ノ件(原案承認)
- 一、督促手數料條例設立ノ件(同上)
- 一、會計規程中改正ノ件(同上)
- 一、收入役代理推薦ノ件(同上)
- 一、預金債權返還請求訴訟提起ノ件(原案承認)
- 一、大正十四年度繼續事業費歳入歳出決算報告ノ件(報告)

第三回 (三月五日)

- 一、組合外給水條例設定ノ件(原案承認)
- 一、借入金ニ關スル件(同上)
- 一、臨時委員設置ノ件(同上)
- 一、水道使用料及手數料條例中改正ノ件(同上)

第四回 (四月四日)

- 一、給水工用材料購入ノ件(原案承認)
- 一、給水工用馬車使役ニ關スル件(同上)

- 一、給水工用供給入夫使役ニ關スル件(同上)
- 一、鑄鐵直管購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管購入ノ件(同上)
- 一、第一期擴張工事鐵管敷設ニ關スル件(同上)
- 一、千住大橋前後鐵管敷設工事施行ニ關スル件(同上)
- 一、電車橫斷防護材製作工事施行ニ關スル件(同上)
- 一、三河島鐵管試驗所検査費支出ニ關スル件(同上)
- 一、鐵管試驗用人夫供給契約ノ件(同上)
- 一、廳内増築工事施行ノ件(同上)
- 一、第一回常設委員會決定事項中變更ニ關スル件(同上)

第五回 (五月二十七日)

- 一、鋼管製作及架設工事ヲ昭和二年度臨時部工事トシテ整理スルノ件(原案承認)
- 一、鑄鐵異形管購入ノ件(同上)
- 一、鐵管附屬器具購入ノ件(同上)
- 一、鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、混凝土水栓柱購入ノ件(同上)
- 一、鐵道橫斷防護材料製作工事施行ノ件(同上)
- 一、金町公舎新築工事施行ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

- 一、歳入繰上充用ニ關スル件(同上)
- 一、昭和二年度歳入歳出追加更正豫算ノ件(同上)

第六回 (七月二十八日)

- 一、配水管一部變更ノ件(原案承認)
- 一、南千住地先環狀道路鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、共用栓購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵直管購入ノ件(同上)
- 一、鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、混凝土水栓柱購入決議訂正ノ件(同上)
- 一、小學校給水使用料低減ニ關スル件(同上)
- 一、技術顧問囑託ノ件(同上)
- 一、損害賠償請求事件勝訴ノ件(報告)

第七回 (十月四日)

- 一、鐵管試驗用入夫供給契約ノ件(原案承認)
- 一、土工及雜役入夫供給契約ノ件(同上)
- 一、鉛管購入ノ件(同上)
- 一、受託工事施行ノ件(同上)
- 一、検査費支出ノ件(同上)

- 一、南千住地先市郡界環狀道路鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

- 一、用地買收ノ件(同上)

- 一、組合債借換ノ件(同上)

- 一、昭和二年度歳入歳出追加更正豫算(同上)

- 一、組合所有地寄附ノ件(同上)

- 一、水栓柱購入ノ件(同上)

第八回 (十月七日) 協議

第九回 (十二月二日)

- 一、鉛塊購入ノ件(原案承認)

- 一、鉛管購入ノ件(同上)

- 一、水止栓購入ノ件(同上)

- 一、起債ノ方法及利息ノ定率及償還ノ方法(同上)

- 一、組合債借換ノ件(同上)

- 一、昭和二年度歳入歳出追加更正豫算(同上)

- 一、千住大橋開橋式協賛會加盟ノ件(協議)

第十回 (十二月十三日)

- 一、鑄鐵直管購入ノ件(原案承認)

- 一、組合債借換ニ關スル決議更正ノ件(同上)

第八章 組合の機關及組織

第四節 組合會議員並に組合職員

本組合會議員は別項組合規約に基き組合各町會から選舉されたもので本組合設立以來諸般の議事に參與して之れに協賛を與へたる功勞頗る多く就中常設委員は頻繁に開かれる常設委員會に出席幾多繁雜なる事業を研究して之れに承認を與へられたるもので其の勞や誠に感謝に値ひすべきである。組合創設以來の議員氏名は左の如くである。

第一回 當選議員

(大正九年一月十二日選舉)

(◎印ハ常設委員)

- 小松川町(定員二名) 川野濱吉 ◎奈良林淺次郎
- 砂町(定員二名) ◎宇田川啓輔 福井久三郎
- 大島町(定員三名) 鷺見金三郎 宇田川喜重 渡邊又兵衛
- 龜戸町(定員三名) 鶴岡英文(任期中辭職) 小川銀藏(任期中辭職) 鈴木仁太郎(任期中辭職)
- 鈴木淺吉(補缺當選) 丸山松江(補缺當選) 鶴岡和文(補缺當選)
- 吾嬭町(定員三名) 小宮仁三郎 宇田川善之助 ◎大澤梅次郎
- 寺島町(定員二名) 小島富次郎(任期中辭職) 高木鐵五郎(任期中死亡) 有馬秀雄(補缺當選)
- 小島重太郎(補缺當選)

隅田町(定員二名) 宮城慶次郎(任期中辭職) 天野七三郎(任期中辭職) 右川慶治(補缺當選)

大倉勝馬(補缺當選)

千住町(定員三名) 鈴木精一 齋木林策(任期中死亡) 加藤幸三郎

井野場行一(補缺當選)

南千住町(定員四名) 岡崎直大 ◎小宮山佐次郎 松本八太郎(任期中死亡)

田中榮藏

三河島町(定員二名) 齋藤茂十郎 清水吉五郎

日暮里町(定員四名) 鈴木九兵衛(任期中死亡) 神山勝三 ◎岡田鎌市

小柴惣九郎 岩瀬佐太郎(補缺當選)

尾久町(定員二名) 三橋周之助 鈴木重三郎(任期中辭職) 中西銈也(補缺當選)

第二回 當選議員

(大正十三年一月十二日選舉)

- 小松川町(定員二名) ◎田中儀晴 島村一郎
- 砂町(定員二名) ◎福井久三郎 宇田川啓輔
- 大島町(定員三名) ◎田邊鐵藏 宇田川喜重(任期中死亡) 山田清
- 太田銀之助(補缺當選)
- 龜戸町(定員四名) 丸山岩藏(任期中辭職) ◎鈴木淺吉 鈴木仁太郎
- 丸山松江 中小路一郎(補缺當選)

第四節 組合會議員並に組合職員

六三六

- 吾嬭町(定員四名) 小宮仁三郎
- 石渡留吉
- 寺島町(定員三名) 小島重太郎
- 隅田町(定員二名) 右川慶治(任期中辭職)
- 千住町(定員四名) 加藤幸三郎
- 南千住町(定員五名) 岡崎直大
- 三河島町(定員三名) 松本理三郎
- 日暮里町(定員四名) 小宮勝太郎
- 尾久町(定員二名) 中西銈也
- 小松川町(定員三名) 一盛今藏
- 砂町(定員三名) 宇田川啓輔
- 大島町(定員四名) 佐竹吉藏
- 宇田川清吉
- ◎西村秀藏
- 大澤梅次郎(補缺當選)
- 鈴木平吉
- 田口良之助
- ◎木村元吉(補缺當選)
- 井野場行一
- 鈴木精一
- 小宮山 佐次郎
- 杉山 晨
- 清水吉五郎
- 田宮惣左衛門
- ◎岡田録市
- 半澤萬藏
- 關口逸作
- ◎齋藤春吉
- ◎島村一郎
- 秋山六三郎
- 深澤米太郎
- 片山平作
- 松本久四郎
- ◎齋藤春吉
- 三橋周之助
- ◎齋藤春吉

第三回 當選議員

(昭和三年一月十二日選舉)

- 龜戸町(定員五名) 丸山松江
- 吾嬭町(定員五名) 小宮次郎七
- 寺島町(定員四名) 小野藍次郎
- 隅田町(定員三名) 宮城慶次郎
- 千住町(定員五名) 福浦留藏
- 南千住町(定員五名) 田中榮藏
- 三河島町(定員五名) 山口久太郎
- 日暮里町(定員五名) 岡田録市
- 尾久町(定員四名) 中西銈也
- 關口常右工門
- 杉野 秀
- 山西 靜夫
- 鹿倉米次郎
- 森田常次郎
- 鈴木鐵三郎
- 中島勝三郎
- 板垣信春
- 岩崎高敏
- 林 連
- 岡崎直大
- 加納菊三
- 仲村由次郎
- 小林倉吉
- 野口文太郎
- 太田陽太郎
- ◎小川銀藏
- 宇田川 彦太郎
- 田口良之助
- 鈴木直治
- ◎井野場 行一
- 小宮山 佐次郎
- 萩原市太郎
- 清水長太郎
- ◎鈴木 重三郎

第五節 組合職員

本組合設置の件が認可されたのは大正八年十二月二十五日であるが當時は専任職員を置かず何れも南葛飾郡役所吏員に於いて一切の事務を處理して居たのである。最初主として責任の地位に立つて居たのは南葛飾郡長岡田文秀氏であつたが大正八年七月中他に轉任して同月大島亨藏氏同郡長に就任組合設立に關する凡ての事務は同氏に於て處理せる事は組合の設立及び其由來の章下に詳述せる如くである。

而して大島郡長は組合の設立と同時に組合規約によつて管理者の職に就いたのであるが組合の事務は漸次繁雜を加ふるやうになつたので大正九年一月六日郡書記宮川兼藏氏を組合主事に、同田島長三郎、同石井近、同宮鐵次郎三氏を組合書記に、同石井近氏を會計事務取扱にそれ〴〵囑託し同二月武田侃式氏を技手に任じ同四月技師に昇格、更に翌十年四月工學博士中島銳治氏を工事監督に、樺島正義、金井彦三郎兩氏を技師に囑託し、同五月石塚周藏氏(會計課長より經理課長に轉樋口九三、本橋源氏等を書記に任じ同七月林利藏氏を事務囑託(庶務課長)とし同年十一月秋山勝太郎氏を書記に任じ収入役代理(會計課長)とし其他多數吏員の任命を見たのである。かくて大正十二年専任管理者設置の議熟して南葛飾郡長大島亨藏氏は組合規約

の改正に伴ひ管理者の職を退き東京府に於ては南葛飾郡書記田島長三郎氏を本組合管理者職務管掌に任命したのである。是に於いて大正十二年八月二日職務管掌は組合會を招集し管理者以下の選舉を行つた結果管理者に大島亨藏氏、名譽職助役に川野濱吉氏有給助役に林利藏氏それ〴〵當選したるを以て直に之れが認可を申請した所兩助役に對しては同月七日付を以て管理者に對しては同二十七日付を以て何れも東京府知事より認可され、又収入役に關しては鈴木重三郎氏を推薦決定し同六日付を以て南葛飾郡長より認可され茲に組合の陣容全く整ひ着々事務の進捗を見たのである。

本組合の事務所は南葛飾郡役所の一部を使用して居たのであるが漸次狹隘を告げて事務に差つかへを生じ能率上甚だ面白からざる現象を呈したので獨立せる事務所の建設を急ぎ之れが建設敷地を物色したるに現在の組合事務所所在地たる龜戸町大字龜戸字水神東宅地二千九百九十五番地に適地を發見、組合會の協賛を経て大正十二年十一月取り敢えず假廳舎の建築に着手、翌十三年二月竣功したので紀元節の佳辰を卜して此の新廳舎に引移り以て今日に至つたのである。

尙組合設立以來本水道の爲め盡力されたる重なる職員は左の如くである。

助	管	理	者	
				大島亨藏
	役			川野濱吉

第五節 組合職員

同	兼庶務課長	林利藏
收入役	兼會計課長	鈴木重三郎
工事監督	工學博士	中島銳治
技師	工務課長	武田侃式
同	東京府技師	伴宜
同	工事顧問	清水増太郎
技師囑託	工學博士	金井彦三郎
同	工學博士	中村幸三郎
同	工學博士	丹羽重光
同	工務課長技師	榊島正義
同	助役	大島亨藏
同	助役	川野演吉
同	助役	林利藏
同	助役	武田侃式

六四〇

大正十四年二月逝去

又現在組合に勤務しつゝある職員左の如し幹部及囑託以外は就職順とす

東京府江戸川上水町村組合職員

技師	竹村秀吉
同	渡部恒三
仰筒設計及監督	丹羽重光
電氣工事設計監督	中村幸之助
電氣事務囑託	皿田精一
水質試験囑託	柿澤信義
法律事務囑託	河村大助
技術顧問囑託	茂庭忠次郎
衛生事務囑託	天沼薫
主事	樋口九三
技師	富澤潔
同	長野拓
書記	須藤治輔
書記	高橋角太郎
技師	杉山延吉
書記	加納海六
技師	白坂亮助
技師兼書記	大澤孝一

第八章 組合の機關及組織

六四一

第五節 組合職員

書	書	技	書	技	技	書	技	技	技	書	書	技	技	書	書	技	技	書	書	
記	記	手	記	手	手	記	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手
吉田壽雄	坊野房之助	横山節也	石井菊三	高橋義一	磯貝喜太郎	石澤誠	淺野忠雄	近藤岩壽	鈴木玉三郎	後藤繁次郎	若林綱雄	佐々木由五郎	小川光太郎	森田磊	大濱寛三	稻見知彰	織原猛	織原猛	織原猛	

六四二

尙ほ本組合職員にして退職せるもの左の如し。

退職年月日

大正九年三月三十一日

大正十年五月六日

第八章 組合の機關及組織

囑託事務員	囑託書記	書	書	書	書	書	書	技	書	技	書	技	技	書	書	書	書	書	書
宮川兼藏	石井近	石井壽求	根井藏松	深山純	刈込紋次郎	真川榮次郎	三浦市太郎	岸繁雄	宮城次嵩	庄司清	龍島郁之助	山口信良	内田那沙美	前澤半之助	内山勝次	内山勝次	内山勝次	内山勝次	内山勝次

氏名

六四三

第五節 組合職員

大正十年八月三十一日
 大正十二年五月十二日
 同 八月三十一日
 同 十一月三十日
 同 十二月十四日
 同
 大正十二年一月十六日
 同 四月四日 (死亡)
 同 四月十三日
 大正十二年四月二十九日 (死亡)
 同 四月三十日
 同 同
 同 同
 同 五月七日
 同 十一月六日
 同 十二月十四日
 大正十三年三月二十一日
 同 四月八日

囑託事務員 高梨一郎
 技手 中村米次郎
 書記 佐伯善九郎
 囑託技師 岩片三惠吉
 囑託事務員 宮鐵次郎
 同 吉田承義
 技手 高尾滿
 同 厩原武夫
 同 正野崎光夫
 書記 秋山勝太郎
 囑託事務員 田島長三郎
 同 大塚彦次郎
 同 川島 磊
 技手 内海清壽
 書記 石塚周藏
 技手兼書記 本間亮平
 囑託技手 佐藤岩治
 書記 兜坂 巖

六四四

同 十二月二十二日 (死亡)
 大正十四年二月十七日 (死亡)
 同 十一月十一日 (死亡)
 同 十二月二十六日
 大正十五年一月十二日 (死亡)
 同 四月五日
 同 六月五日
 同 同
 同 六月八日
 同 六月
 大正十五年六月十七日
 同 七月十二日
 同 七月十四日
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 八月十日

技手 森口勇次郎
 工事監督 中島 銳治
 技手兼書記 小池利一
 囑託技師 樺島正義
 書記 加藤錦之助
 技手 野上重亨
 技師 杉本宗二郎
 技手 草刈均
 技師 酒井佑次
 囑託技師 伴 宜
 書記 前澤敬一郎
 技手 落合忠雄
 書記 騎西悌三郎
 同 山本久太郎
 技手 酒井鐵二郎
 同 太田唯吉
 同 鈴木乙松
 同 大野義明

第八章 組合の機關及組織

六四五

第六節 組合令規

組合區域外給水條例

工事執行規程

工事執行規程施行細則

東京府江戸川上水町村組合規約

大正八年十二月二十六日制定
大正十一年七月二十四日改正
大正十二年七月十八日改正
大正十三年二月一日改正

第一條 本組合ハ東京府江戸川上水町村組合ト稱ス

第二條 本組合ハ左記町村ヲ以テ組織ス

南葛飾郡 小松川町 砂町 大島町 龜戸町 吾嬭町 寺島町 隅田町

南足立郡 千住町

北豐島郡 南千住町 三河島町 日暮里町 尾久町

第三條 本組合ハ上水道事業ヲ共同處理スルモノトス

第四條 本組合役場ハ南葛飾郡龜戸町大字龜戸字水神東宅地二千九百九十五番地ニ置ク

第五條 本組合ニ組合會ヲ置ク

組合會議員ノ定數ハ左ノ如シ

人口一萬五千未満ノ町村

人口一萬五千以上三萬未満ノ町村

人口三萬以上五萬未満ノ町村

二人
三人
四人

人口五萬以上ノ町村

五人

人口ノ増減ニ依リ議員定數ノ更正ヲ要スルトキハ改選ノ際ヲ俟テ之ヲ行フ

議員ハ各町村會ニ於テ其ノ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ選舉ス

選舉ハ管理者ノ告示ニ依リ之ヲ行フ

第六條 組合會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第七條 組合會議員中缺員ヲ生シタルトキハ三箇月以内ニ補缺選舉ヲ行フヘシ

補缺議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第八條 組合會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、條例規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二、組合費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事

三、歳入出豫算ヲ定ムル事

四、決算報告ヲ認定スル事

五、使用料及組合費ノ賦課徵收ニ關スル事

六、不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七、豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

八、財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事

九、組合ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事

第九條 (削除)

第十條 本組合ニ管理者一名ヲ置ク管理者ノ任期ハ四年トス

理者ハ組合會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十條ノ二 本組合ニ助役二名ヲ置ク内一名ヲ有給吏員トス助役ノ任期ハ四年トス

第十條ノ三 本組合ニ收入役一名ヲ置ク收入役ノ任期ハ四年トス

第十條ノ四 前二條ニ定ムル助役並收入役ノ選任ニ付テハ町村ノ助役並ニ收入役選任ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 本組合ニ左ノ有給吏員ヲ置キ管理者之ヲ任免ス

主 事 技 師 書 記 技 手 雇 員

吏員ノ定數ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十二條 本組合ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得委員ハ名譽職トス組合會ニ於テ組合會議員又ハ組合町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

第十三條 管理者ハ組合ヲ統轄シ組合ヲ代表ス

管理者ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一、組合會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

第八章 組合の機關及組織

二、財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
三、收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
四、證書及公文書類ヲ保管スル事
五、組合會ノ議決ニ依リ使用料及組合費ヲ賦課徵收スル事
第十四條 (削除)
第十五條 各町村長ハ組合ノ定ムルトコロニ依リ組合ノ費用ヲ以テ水料ヲ賦課徵收シ組合ニ納付スヘシ
第十六條 管理者又ハ本組合ノ事務ニ從事スル吏員ノ旅費額及其ノ支給方法ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
第十七條 組合ノ費用ハ財産ヨリ生スル收入使用料及其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツルモノノ外各町村ニ分賦ス其ノ割合ハ總額ノ十分ノ一ヲ町村均等トシ十分ノ九ヲ豫算ノ關スル年度ノ前々年末ノ現住人口ニ比例シテ之ヲ定ム
第十八條 本組合ノ事業ヨリ生スル剩餘金ハ組合會ノ議決ヲ經テ各町村ニ配分スルコトヲ得其ノ割合ハ各町村毎年度ノ分賦額ニ基キ複利法ヲ以テ積算シタル額ニ依ル

東京府江戸川上水町村組合會々議規則

(大正九年三月一日決議)

第一章 議場ノ整理

第一條 議員ノ席次ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ未着議員アルトキハ書記之ヲ代抽スヘシ
補缺議員ハ其ノ前任者ノ席次ニ着ク

第六節 組合令規

第二條 議員缺席スルトキハ其ノ事由ヲ當日開會時刻迄ニ議長ニ届出ツヘシ

第三條 議事中議員退席セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ遅参者ノ着席亦同シ

第四條 議事中議員ハ私語其ノ他總テ議事ヲ妨クルノ舉動ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 議事中議員ハ氏名ヲ稱ヘスシテ其ノ席次番號ヲ稱フヘシ第六條 議長ハ必要ト認ムルトキハ議員ノ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

第二章 議事

第七條 議事ハ午前九時ニ始マリ午後四時ニ終ル時宜ニ依リ伸縮セントスルトキハ議長之ヲ定ム若シ異議アルトキハ會議ノ決ヲ探ルヘシ

第八條 議事ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ但シ議長ノ意見又ハ議員ノ請求ニ依リ其ノ朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第九條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀會ニ區別ス

議長ノ意見又ハ議員ノ請求ニ依リ之ヲ會議ニ同ヒ第一讀會若クハ第二讀會ヲ以テ確定議ト爲スコトヲ得

第十條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ニ就キ討論シ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決ス若シ否決シタルトキハ其ノ議案ハ消滅シタルモノトス

第十一條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條審議スルモノトス議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求ニ依リ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又

ノハ此ノ限リニアラス

第四章 決議

第二十三條 出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第二十四條 可否ヲ決スルノ法ハ起立ヲ以テス議長ノ意見又ハ議員ノ請求ニ依リ會議ノ議決ヲ以テ記名投票又ハ無記名投票ヲ用ユルコトアルヘシ

第二十五條 議案朗讀ノ後暫クシテ發言ナキトキハ議長ハ原案ニ對シ全會異議ナシト認メテ其ノ旨ヲ宣告スルコトヲ得

第二十六條 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ若シ修正案數多アルトキハ其ノ主旨最モ原案ニ異ルモノヲ先ニス採決ノ順序ニ付キ異議アルトキハ討論ヲ用ヒス會議ノ決ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十七條 辯論未ダ終ラスト雖議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ何時ニテモ採決スルコトヲ得

第二十八條 可否ノ數ハ書記之ヲ點檢シ其ノ結果議長之ヲ宣言ス

第五章 委員

第二十九條 議案又ハ修正案ハ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求ニ依リ會議ノ議決ヲ以テ委員ニ附託シ審査セシムルコトヲ得

第三十條 委員ノ數ハ奇數ヲ用ヒ其ノ員數ハ會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

委員ハ議員之ヲ互選ス但シ會議ニ依リ其ノ選任ヲ議長ニ委託スルコトヲ得

第三十一條 委員ノ意見ハ過半數ニ依リ之ヲ決シ其ノ議決ハ理由ヲ附シ議長ニ報告スヘシ

第八章 組合の機關及組織

ハ數條ヲ連合シ又ハ一條ヲ分割シテ之ヲ討論スルコトヲ得

第十二條 第三讀會ニ於テハ全案ニ付確定ノ議決ヲ爲スモノトス

第十三條 議案ニ對シ疑義アルトキハ第一讀會ニ於テ質問ヲ爲スヘシ第二讀會以下ト雖特ニ議長ノ許可ヲ得テ質問スルコトヲ得

第十四條 修正說ハ第二讀會第三讀會ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得

第十五條 修正說ハ第二讀會ニ於テ賛成ナキモノ及第三讀會ニ於テ三名以上ノ賛成ナキモノハ議題トナスコトヲ得

第十六條 修正說ヲ提出セント欲スル者ハ之ヲ筆記シテ議長ニ差出スヘシ但シ議席ニ於テ之ヲ陳述スルコトヲ得

第十七條 議題ノ順序ニ異議アルトキハ議事ニ先チ會議ノ決ヲ探ルヘシ

第十八條 建議ノ動議ハ三名以上ノ賛成アルニアラサレハ議題ト爲スコトヲ得

第十九條 建議案ニシテ一旦否決シタルモノハ其ノ會期中再ヒ提出スルコトヲ得

第二十條 議員發言セントスルトキハ起立シテ議長ノ許可ヲ受クヘシ若シ同時ニ二名以上發言ヲ求ムルトキハ議長其ノ一名ヲ指シテ發言セシムヘシ

第二十一條 發言ハ渾テ議長ニ向テ之ヲ爲シ議員互ニ辯論問答スヘカラス

第二十二條 議員ハ會議ニ附シタル事件未ダ了ラサル間ハ他ノ事件ニ涉リ言論スルコトヲ得ス但シ議長ニ於テ緊要ト認メタルモ

辯明スルコトヲ得但シ可否ノ數ニ入ルコトヲ得

第三十三條 委員會ノ議事ニハ傍聽ヲ許サス

東京府江戸川上水町村組合常設委員

設置規程

(大正九年三月二十五日議決) (大正十一年三月一日同) (昭和三年三月一日同)

第一條 本組合規約第十二條ニ據リ常設委員ヲ置ク
第二條 常設委員ノ定員ヲ十二名トシ其ノ任期ハ二年トス
組合會議員ニシテ常設委員タルモノハ組合會議員ノ任期ニ從フ
公民中ヨリ選出セル常設委員ノ任期ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

- 第三條 常設委員ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
一、財産及營造物管理ニ關スルコト
二、豫算編成及決算調査ニ關スルコト
三、工事ノ監督ニ關スルコト
四、千五百圓以上ノ工事施行ニ關スルコト
五、千五百圓以上ノ物品購入ニ關スルコト
六、其他管理者ニ於テ必要ト認メタル事項

東京府江戸川上水町村組合有給吏員

定員規程

(大正九年三月二日議決) (大正十一年八月二日改正議決)

第一條 本組合有給吏員ノ定員左ノ通り定ム但シ豫算ノ範圍ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得

主事	二	技師	三
書記	一五	技手	三〇
雇員	三五		

第六節 組合令規

第二條 第一條ノ有給吏員ニシテ陸海軍ノ軍籍ニ在リ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ其ノ定員外トス

東京府江戸川上水町村組合役場處務

規程

大正十年九月十一日訓第一號發布
大正十一年十二月十日訓第一號改正
大正十二年十月二十五日訓第一號改正

第一章 分課分掌

第一條 本組合役場ニ左ノ課ヲ設ケ各課ニ課長ヲ置ク

庶務課 工務課 會計課

各課ニハ必要ニ應ジ係長ヲ置クコトヲ得

第二條 課長ハ助役收入役又ハ技師ヲ以テ之ニ充テ所屬各課ノ事務ヲ掌理ス

第三條 課長事故アルトキハ上席者其ノ事務ヲ代理ス但シ別ニ指定ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第四條 各課ノ事務分掌左ノ如シ

庶務課

- 一、組合會議員其ノ他ノ選舉ニ關スル事項
- 一、組合會及各種委員會ニ關スル事項
- 一、組合條例及諸規程ニ關スル事項
- 一、歲入出豫算及組合ノ經濟ニ屬スル收入支出命令ニ關スル事項
- 一、組合債及一時借入金ニ關スル事項
- 一、組合財産及積立金ノ管理ニ關スル事項
- 一、土地建物及地上物件ノ買收借入移轉及登記ニ關スル事項
- 一、印章ノ管守ニ關スル事項

工務課

- 一、測量、製圖、設計ニ關スル事項
- 一、工事費ニ屬スル豫算並ニ決算ニ關スル事項
- 一、建物其ノ他ノ管轄ニ關スル事項
- 一、工事ノ施行及監督ニ關スル事項
- 一、工所用物品ノ検査及保管ニ關スル事項
- 一、工所用物品ノ管理ニ關スル事項
- 一、工事費支拂證明ニ關スル事項
- 一、工所用備入ニ關スル事項
- 一、各種圖表類保管ニ關スル事項
- 一、技術ニ關スル圖書雜誌保管ニ關スル事項
- 一、其ノ他工務ニ關スル事項

會計課

- 一、組合ノ經濟ニ屬スル收入支出ニ關スル事項
- 一、歲入出決算ニ關スル事項
- 一、擔保金品ノ出納ニ關スル事項

- 一、現金ノ出納保管ニ關スル事項
 - 一、工事又ハ物件勞力請負入札及契約ニ關スル事項
 - 一、物品ノ購買貸借及不用品ノ處分ニ關スル事項
 - 一、物品ノ出納保管ニ關スル事項
 - 一、給仕小使其ノ他傭人ニ關スル事項
 - 一、郵便電信電話ニ關スル事項
- 第五條 課員ノ事務分掌ハ課長之ヲ定メ管理者ノ承認ヲ經ヘシ

第二章 文書處理

第六條 文書ハ總テ管理者ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ處理スルコトヲ得ス

第七條 文書ハ管理者又ハ組合役場名ヲ以テスルノ外發信スルコトヲ得ス

第八條 管理者事故ノ爲メ助役ニ於テ代理決裁シタル文書中主要ナルモノハ「事後供覽」ノ印ヲ捺スヘシ當該助役ハ遲滞ナク管理者ノ閱覽ニ供シ其ノ文書ノ存セサル事項ハ之ヲ申告スヘシ

第九條 各課長ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ自ラ處理シ又ハ課員ヲシテ處理案ヲ起草セシメ關係者ニ合議ノ上決裁ヲ受クヘシ

組合議入出豫算其ノ他重要ナル事件ハ庶務課ニ合議スヘシ

第十條 各課長ハ重要ナル事項ニ關シテハ事務執行豫定表ヲ作り助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ

第十一條 數課ニ聯涉スル文書ハ其ノ關係最モ重キ課ニ於テ處理案ヲ草シ他課ニ合議スヘシ

第十二條 決裁済ノ文書ハ各課ニ於テ第三章ノ規定ニ依リ直ニ之

第八章 組合の機關及組織

ヲ執行スヘシ

第十三條 現金又ハ金券ヲ發送セントスルトキハ會計課ニ移帳又ハ合議ノ上會計課ニ於テ送金ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 總テ文書ハ一事件毎ニ假設スヘシ其ノ順序ハ最初處理シタルモノヲ下トシ漸次其ノ上ニ重キ完結ノ際ニ於ケル文書ヲ最上部ト爲スヘシ二以上ノ事件ニ關係アルモノアルトキハ主ナル部分ニ之ヲ編入シ從ナル部分ニハ其ノ要旨ヲ記シ又ハ曆本ヲ編綴スヘシ

第十五條 一事件完結シタルトキハ當該事務主任ハ文書及文書經理簿ニ「完結」ノ印ヲ捺シ且完結年月日ヲ記入スヘシ

第十六條 完結文書ハ文書編綴目ニ依リ事務主任ニ於テ目次ヲ附シ一ヶ年分毎ニ編綴スヘシ但シ事件ノ少數ナル場合ハ二ヶ年以上繼續編綴スルコトヲ得

第十七條 令達通牒指令等例規トナルヘキ文書ハ其ノ原本ヲ例規級ニ其ノ曆本ヲ關係文書ニ編綴スヘシ

第三章 文書收發

第十八條 文書ノ收發ニ要スル帳簿ハ左ノ五種トス

- 一、文書經理簿
 - 一、告示簿
 - 一、親展文書收受簿
 - 一、雜件收受簿
 - 一、郵便切手受拂簿
- 第十九條 受付ニ於テ文書ヲ收受シタルトキハ遲滞ナク之ニ收受印ヲ捺シ其ノ年ノ支號及主務課名ノ一字番號ヲ記入シタル件名

- 第二十七條 父母ノ祭日ニ當リ休暇ヲ請フトキハ前日迄ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第二十八條 父母病氣看護其ノ他ノ事故ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其ノ行先及日數ヲ定メ豫メ許可ヲ受クヘシ忌服ヲ受ケタルトキハ制規ノ日數ヲ記シ届出ツヘシ
- 第二十九條 出張ノ命令アリタルトキハ出張命令簿ニ相當記載ヲ爲シ其ノ課ノ課長ヲ經由シ管理者ノ決裁ヲ受ケ該命令簿ニ捺印シテ出張スヘシ但シ至急ヲ要スルトキハ豫メ管理者ノ許可ヲ受ケ歸郷ノ後其ノ手續ヲ爲スコトヲ得
- 第三十條 所員住所又ハ身分ニ異動アリタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第三十一條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十二條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十三條 事務擔任ノ變更退職等ノ場合ニハ其ノ擔任事務ノ目錄ヲ製シ口述書ヲ添ヘ後任者又ハ關係者ニ引繼クヘシ
- 第三十四條 非常事變アリタルトキハ直ニ參場臨機ノ措置ヲ爲スヘシ

- 第二十七條 父母ノ祭日ニ當リ休暇ヲ請フトキハ前日迄ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第二十八條 父母病氣看護其ノ他ノ事故ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其ノ行先及日數ヲ定メ豫メ許可ヲ受クヘシ忌服ヲ受ケタルトキハ制規ノ日數ヲ記シ届出ツヘシ
- 第二十九條 出張ノ命令アリタルトキハ出張命令簿ニ相當記載ヲ爲シ其ノ課ノ課長ヲ經由シ管理者ノ決裁ヲ受ケ該命令簿ニ捺印シテ出張スヘシ但シ至急ヲ要スルトキハ豫メ管理者ノ許可ヲ受ケ歸郷ノ後其ノ手續ヲ爲スコトヲ得
- 第三十條 所員住所又ハ身分ニ異動アリタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第三十一條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十二條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十三條 事務擔任ノ變更退職等ノ場合ニハ其ノ擔任事務ノ目錄ヲ製シ口述書ヲ添ヘ後任者又ハ關係者ニ引繼クヘシ
- 第三十四條 非常事變アリタルトキハ直ニ參場臨機ノ措置ヲ爲スヘシ

第五節 宿 直

- 第三十五條 宿直員ハ一人トシ庶務課會計課ノ課員及工務課ノ直接技術ニ關係セザル課員ヲ以テ之ニ充ツ但シ場合ニ依リ事務者ヲ置クコトヲ得
- 第三十六條 宿直員分チ平日及休日トシ平日宿直ハ退廳時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トシ休日宿直ハ出勤時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トス

- 第二十七條 父母ノ祭日ニ當リ休暇ヲ請フトキハ前日迄ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第二十八條 父母病氣看護其ノ他ノ事故ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其ノ行先及日數ヲ定メ豫メ許可ヲ受クヘシ忌服ヲ受ケタルトキハ制規ノ日數ヲ記シ届出ツヘシ
- 第二十九條 出張ノ命令アリタルトキハ出張命令簿ニ相當記載ヲ爲シ其ノ課ノ課長ヲ經由シ管理者ノ決裁ヲ受ケ該命令簿ニ捺印シテ出張スヘシ但シ至急ヲ要スルトキハ豫メ管理者ノ許可ヲ受ケ歸郷ノ後其ノ手續ヲ爲スコトヲ得
- 第三十條 所員住所又ハ身分ニ異動アリタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第三十一條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十二條 所員ノ願届ハ庶務課長並ニ助役ヲ經テ管理者ニ提出スヘシ
- 第三十三條 事務擔任ノ變更退職等ノ場合ニハ其ノ擔任事務ノ目錄ヲ製シ口述書ヲ添ヘ後任者又ハ關係者ニ引繼クヘシ
- 第三十四條 非常事變アリタルトキハ直ニ參場臨機ノ措置ヲ爲スヘシ

第四節 庶務課

- 第三十五條 宿直員ハ一人トシ庶務課會計課ノ課員及工務課ノ直接技術ニ關係セザル課員ヲ以テ之ニ充ツ但シ場合ニ依リ事務者ヲ置クコトヲ得
- 第三十六條 宿直員分チ平日及休日トシ平日宿直ハ退廳時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トシ休日宿直ハ出勤時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トス

- 第三十五條 宿直員ハ一人トシ庶務課會計課ノ課員及工務課ノ直接技術ニ關係セザル課員ヲ以テ之ニ充ツ但シ場合ニ依リ事務者ヲ置クコトヲ得
- 第三十六條 宿直員分チ平日及休日トシ平日宿直ハ退廳時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トシ休日宿直ハ出勤時限ヨリ翌日ノ出勤時限迄トス

給水事務分掌

(大正十五年四月一日決裁)

- 一、印章ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ收發及編纂並ニ簿書圖書ニ關スル事項
- 一、職員以下ノ服務ニ關スル事項
- 一、條例及規則其他諸令達ニ關スル事項
- 一、給水ニ關スル文書收受ニ關スル事項
- 一、歳入出豫算並財政ニ關スル事項
- 一、使用料及手数料ノ測定並徴收ニ關スル事項
- 一、收入命令ニ關スル事項
- 一、給水工費及修繕工事費ノ徴收ニ關スル事項
- 一、量水器ノ點檢並料金算出ニ關スル事項

第八章 組合の機關及組織

- 一、使用者並給水装置所有者ノ異動ニ關スル事項
- 一、停水處分及過料處分ニ關スル事項
- 一、共用栓鐵札鍵交付及整理ニ關スル事項
- 一、消火栓演習ニ關スル事項
- 一、斷水告知ニ關スル事項
- 一、給水工務設計及工事費査定ニ關スル事項
- 一、鐵管及鉛管其他給水材料ノ試驗檢査ニ關スル事項
- 一、給水材料及器具器械ノ出納保管ニ關スル事項
- 一、消火栓其他諸工事ニ關スル事項
- 一、工用材料及物品ノ出納保管ニ關スル事項
- 一、淨水場及送水線路ノ管理ニ關スル事項
- 一、配水本支管線路ノ管理ニ關スル事項
- 一、材料物品ノ購買貸借修理處分ニ關スル事項
- 一、工事又ハ物件努力請負入札及契約ニ關スル事項
- 一、現金ノ出納保管ニ關スル事項
- 一、歳入出決算ニ關スル事項
- 一、物品ノ出納保管ニ關スル事項

東京府江戸川上水町村組合有給吏員退職死亡給與金條例

大正十二年三月七日議決
同 三月十一日許可
同 四月一日告示第九號

第一條 有給吏員在職一年以上ニシテ退職シタルトキハ左ノ區別

第六節 組合令規

六五八

- ニ依リ退職給與金ヲ給ス
- 一、在職三年未滿ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乘シタル額
- 二、在職三年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ其ノ十分ノ二ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額
- 三、在職六年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ其ノ十分ノ三ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ之レヲ支給セス
 - 一、年齢六十年未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ
 - 二、懲戒ニ依リ退職セラレタルトキ
 - 三、職務上ノ義務ニ違反シ又ハ職務ヲ怠リタル爲免職セラレタルトキ
 - 四、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル爲免職シ又ハ禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキ罪トシテ豫審又ハ公判ニ附セラレタル爲免職セラレタルトキ但シ豫審ノ後免職若クハ無罪トナリ又ハ有罪ト爲ルモ禁錮以上ノ刑ニ處セラレサル場合ハ免職又ハ免職ノ時ニ遡リ之レヲ給ス
- 第三條 有給吏員在職一年以上ニシテ死亡シタルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ遺族ニ死亡給與金ヲ給ス
 - 一、在職一年以上三年未滿ノ者ニハ死亡當時ノ俸給月額ニ三ヲ乘シタル額
 - 二、在職三年以上ノ者ニハ死亡當時ノ俸給月額ニ其ノ十分ノ三ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額
 - 三、在職六年以上ノ者ニハ死亡當時ノ俸給月額ニ其ノ十分ノ四ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額

- ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額
- 第四條 死亡給與金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ニ付テハ恩給法中遺族ニ關スル規定ヲ準用ス
- 前項ノ規定ニ依リ受給者ナキトキハ死亡者トノ關係ヲ斟酌シテ親族其ノ他ノ者ニ支給スルコトアルヘシ
- 第五條 再就職シタル者ノ在職年數ニハ前職ノ日數ヲ算入セス
- 第六條 本條例ニ依リ支給額ヲ算定スヘキ年俸者ノ俸給額ハ俸給年額ノ十二分ノ一トス
- 第七條 退職給與金及死亡給與金支給額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム
- 附 則
- 第八條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス
- 公告式條例 (大正九年十一月十一日決議) (大正十二年八月十八日許可)
- 第一條 本組合條例規則其ノ他ノ公告ハ本組合役場揭示場及組合内各町村揭示場ニ揭示スルヲ以テ公告ノ方式トス
- 第二條 本組合條例規則其ノ他ノ公告ハ揭示ノ年月日ヲ記入シ組合管理者又ハ其ノ代理者之ニ署名ス
- 第三條 本組合條例規則其ノ他施行ヲ要スルモノハ揭示ノ日ヨリ起算シ五日ヲ經テ之ヲ施行ス但シ特ニ施行ノ期日ヲ定メタルモハ此ノ限ニアラス

組合費分賦額徵收期限ノ件

(大正九年三月一日決議)

本組合分賦額徵收期限左ノ通り定ム

- 第一期 四月三十日限 二分
- 第二期 六月三十日限 三分
- 第三期 十月三十一日限 三分
- 第四期 一月三十一日限 二分

東京府江戸川上水町村組合會計規程

(大正十一年十一月二十四日決議) (昭和二年三月三十一日告示第五號)

- 第一條 組合經濟ニ關スル會計ハ本規程ニ依リ之ヲ整理ス
- 第二條 組合會ニ於テ豫算表及豫算ノ變更若クハ費目ノ流用其ノ他收支ニ關スル議決ヲ爲シタルトキハ管理者ハ其ノ議決後(許可ヲ受クヘキモノニ付テ)五日以内ニ議決書ノ謄本ヲ收入役ニ交付スヘシ管理者ニ於テ組合會ノ議決ニ基キ費目ノ流用ヲ爲シタル場合其ノ他之ニ準スヘキ決定ヲ爲シタル場合並町制第四百四十三條第一項ニ依リ郡長力豫算ニ加ヘタル場合亦同シ
- 第三條 組合費其ノ他諸收入金ヲ徵收スルニハ管理者ハ先ツ徵收原簿(第一號樣式)(第一號樣式ノ四)ヲ調製シ該原簿ニ依リ納入告知書(第七號樣式)ヲ作り徵收期限十日以前各納人ニ配付シ同時ニ原簿ヲ收入役ニ交付スヘシ
- 第四條 收入役ニ於テ現金ヲ受領スル時ハ納人ヲシテ納入告知書ヲ差出サシムヘシ
- 收入役ハ納入告知書ト徵收原簿トヲ照合シ徵收原簿及領收證ニ受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上其ノ告知書ハ之ヲ存置シ領收證ハ之ヲ納人ニ交付スヘシ

第八章 組合の機關及組織

六五九

- 第五條 納入告知書ニ依リテ收入シ難キモノハ管理者ニ於テ收入命令書(第八號樣式)ヲ作り收入役ニ交付スヘシ
- 第六條 收入役ニ於テ現金ヲ受領シタルトキハ歳入簿(第三號樣式)及現金受拂簿(第四號樣式)ニ記載スヘシ
- 第七條 管理者ヨリ收入役ニ對シテ支出ヲ命令スルニハ支出命令書(第十號樣式)ヲ以テスヘシ
- 同一科目ニ屬スル支出命令ハ數人分ヲ總括シテ之ヲ發スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ必ず仕譯書ヲ添付スヘシ
- 支出命令ハ請求書ニ相當記入ヲ爲シ第十號樣式ヲ代用スルコトヲ得但シ同一年度ニ在リテハ前二項ノ方法ヲ併用スルヲ得ス
- 前項ノ場合ニ於テハ請求書末尾ニ相當記入セシメ領收證ニモ兼用スルコトヲ得
- 第八條 收入役ニ於テ支出命令ヲ受ケタル時ハ先ツ豫算ニ對照シ領收證ト引換ニ現金ヲ拂渡スヘシ
- 領收證ニハ支出命令ノ番號及歳出科目ヲ朱記スヘシ
- 第九條 收入役ニ於テ支拂ヲ爲シタルトキハ歳出簿(第五號樣式)並ニ現金受拂簿ニ記載スヘシ
- 第十條 收入役ハ例月検査定日前歳入出計算表(第十一號樣式)ヲ調製シテ管理者ニ提出スヘシ
- 第十一條 町制第四百二十一條ニ依ル管理者ノ例月検査ハ毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ爲スヘシ
- 前項ノ検査ハ收入ニアリテハ納入告知書並收入命令書支出ニ在リテハ支出命令書及領收證ヲ關係諸帳簿並歳入出計算表ニ照合シ其ノ適否ヲ査閱スヘシ

第十二條 管理者ニ於テ右ノ検査ヲ了ヘ正當ト認メタルトキハ現

金受拂簿月末欄ノ上部ニ検査済ト朱記檢印スヘシ

第十三條 收入役ヨリ管理者ニ提出スル證書類ノ整理ハ收入ニ在

リテハ歳入簿支出ニ在リテハ歳出簿ノ内譯科目別ニ調理シ一々

證書類枚數金額ヲ記載シ更ニ款項ノ合計金額枚數ヲ表記シ款毎

ニ編綴スヘシ

但シ編綴上大部ニ屬スルモノハ便宜分綴スルモ妨ナシ

第十四條 證書類ニ記載スル計數文字ハ一二三ヲ用キスシテ壹

貳參拾ヲ用ユヘシ

諸帳簿ノ誤記訂正ハ誤記ノ部分ニ朱線ヲ直畫シ正當ナルモノヲ

其ノ右傍ニ記載スルモノトス

證書類ノ文字ハ改竄スヘカラサルモノトス若シ挿入削除スルト

キハ欄外ニ其ノ旨ヲ記載シ正當債主ヲシテ捺印セシムヘシ

但シ該捺印ハ氏名ノ下ニ於ケルモノト同一タルコトヲ要ス

第十五條 諸帳簿ハ會計年度毎ニ之ヲ更新シ翌年度ニ繼續使用ス

ヘカラス證書類ノ編綴亦同シ

特別會計ニ屬スルモノハ別ニ帳簿ヲ設ケテ之ヲ整理スヘシ但シ

特別會計ニ屬セサル帳簿ト合綴スルコトヲ妨ケス

第十六條 本規程ニ依ル諸帳簿及歳入出計算表ハ便宜ニ從ヒ之ヲ

洋式トナスコトヲ得

附 則
第十七條 本規程ハ大正十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第十七條 本規程ハ大正十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

ノ仕拂通知ヲ受ケタルトキハ組合金庫ハ債主ニ對シ送金ノ手續

ヲ爲シ債主ノ領收證ヲ徴シテ之ヲ組合收入役ニ送致スヘシ

第八條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ仕拂ヲ拒ミ直ニ其ノ事由ヲ組合

收入役ニ報告スヘシ

一、仕拂通知ノ印形組合收入役ノ交付セシ印鑑ト符合セサルト

キ

二、仕拂通知書中改竄塗抹其ノ他變更ノ痕跡アルトキ但シ金額

ヲ除ク外更正ノ箇所ニ證印アルモノハ此ノ限ニアラス

第九條 組合金庫ハ第六條ノ仕拂金ヲ年度及經濟ニヨリ區分シ仕

拂金報告書ヲ調製シ即日組合收入役ニ提出スヘシ

第十條 組合金庫ハ現金保管額ヲ證明スル爲金錢預リ帳正副二冊

ヲ調製シ毎日受入高及仕拂高ヲ記載シ證印ノ上之ヲ組合收入役

ニ提出スヘシ

組合收入役ハ該副本記載ノ仕拂高ニ對シ證印ノ上之ヲ組合金庫

ニ返付スヘシ

第十一條 組合金庫ハ現金出納簿毎月末日ノ現在ニ依リ受拂表ヲ

調製シ之ヲ組合收入役ニ提出スヘシ

第十二條 組合金庫ハ役場内ニ職員ヲ常置スヘシ

前項ノ外組合收入役ハ休日又ハ規程執務時間外ニ於テ金錢出納

ヲ命スルコトヲ得

第十三條 組合金庫ハ現金收受濟ノ納額告知書納付書及現金交付

濟ノ支拂通知ヲ一ヶ月毎ニ取經メテ之ヲ帳簿ニ對照シ其ノ月計

ヲ表記シ置クヘシ

第十四條 組合金庫ハ其ノ保管金額ニ對シ相當ナル擔保ヲ提供ス

ヘシ

第八章 組合の機關及組織

東京府江戸川上水町村組合金庫事務

取扱規程

第一條 組合金庫ニ於テ出納スル現金ハ左ノ各經濟ニ區分シ年度

毎ニ收入及支出ヲ整理スヘシ

一、組合 費

二、組合基本財産

三、其ノ他歳入歳出外現金

第二條 組合金庫ハ毎日現金出納簿ヲ具ヘ現金ノ出納ヲ登錄スヘ

シ

第三條 組合金庫ハ管理者ヨリ發シタル納額告知書又ハ納付書ニ

依リ現金ヲ受領シ組合收入役ヨリ發シタル仕拂通知ニ依リ現金

ヲ仕拂フヘシ

第四條 組合金庫ハ前條ニ依リ現金ヲ受領シタルトキハ納額告知

書又ハ納付書ニ受領年月日ヲ記入シ金庫並ニ取扱人ノ印ヲ捺シ

納額告知書ヲ切離シ之ヲ金庫ニ留置キ領收證書ハ納人ニ交付シ

收入濟通知書ハ即日組合收入役ニ提出スヘシ

第五條 組合金庫ハ前條ノ收受金ヲ年度及經濟ニ區分シ受入金報

告書ヲ調製シ即日組合收入役ニ提出スヘシ

第六條 組合金庫ハ仕拂通知引替ヘニ現金ヲ交付スヘシ

第七條 組合金庫ハ金券ニ書換フ爲スヘキ仕拂通知ヲ受ケタルト

キハ現金ノ仕拂ヲ爲サスシテ之ヲ一覽拂ノ爲替手形若ハ小切手

ト交換スヘシ前項ノ爲替手形小切手ニシテ仕拂ヲ拒絕セラレタ

ルトキハ組合金庫ハ組合收入役ニ對シ現金ヲ納付スヘシ送金拂

第十五條 組合收入役ハ定期及臨時ニ組合金庫ノ現金帳簿ヲ検査

スヘシ

第十六條 組合金庫ニ於ケル帳簿及證書ハ年度經過後五ヶ年保

管スルコトヲ要ス但シ廢棄ノ際ハ收入役ノ承認ヲ經ヘシ

第十七條 此ノ規程ニ依リ調製スヘキ帳簿其ノ他ノ様式別冊ニ依

ルヘシ

附 則

第十八條 本規程ハ大正十二年分ヨリ施行ス

東京府江戸川上水町村組合金庫事務

取扱命令書

大正十二年四月一日ヨリ昭和三年三月卅一日マテ株
式會社安田銀行ニ對シ金庫ヲ取扱ハシメタルモ昭和
三年四月一日以降株式會社川崎第一銀行ニ變更ス

東京府日本橋區萬町一番地

株式會社川崎第一銀行

其ノ銀行ニ東京府江戸川上水町村組合金庫事務取扱ヲ命スルニ

付左ノ條項ヲ遵守スヘシ

昭和三年三月十九日

管理者

第一條 東京府江戸川上水町村組合金庫(以下單ニ組合金庫ト稱

ス)ハ現金ノ出納保管ニ付本組合ノ規定若ハ此ノ命令ニ違背シ

又ハ盜難火災其ノ他何等ノ事故ニ拘ラス本組合ニ對シ損害ヲ生

セシメタルトキハ其ノ賠償ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第二條 組合金庫ハ金錢出納ニ使用スル爲左ノ印章ヲ調製スヘシ

第六節 組合令規

- 但シ其ノ形體ハ本組合收入役ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムヘシ
- (印章)東京府江戸川上水町村組合金庫
- 第三條 組合金庫ノ出納ハ本組合ノ指定スル開庫時間内ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 但シ本組合收入役ノ請求ニ依リ臨時出納ヲ要スルトキハ此限リニアラス
- 第四條 組合金庫ハ出納主任ヲ定メ其ノ氏名ヲ本組合收入役ニ届出ツヘシ
- 第五條 組合金庫ニ於テ其ノ用ユル印鑑銀行代表者並取扱店代表者及出納主任ノ印鑑ハ之ヲ本組合收入役ニ届出ツヘシ其ノ變更シタルトキ亦同シ
- 第六條 管理者ハ其ノ用ユル印鑑及組合收入役ノ印鑑ヲ金庫ニ交付ス其ノ變更シタルトキ亦同シ
- 第七條 組合金庫事務取扱手数料ハ年額千二百圓トシ毎年九月三日月ノ二回ニ半額ツツ之ヲ支給ス但シ中途解約シタルトキハ日割計算ヲ以テ隨時之ヲ支給スルモノトス
- 第八條 組合金庫トシテ取扱タル帳簿及證據書類ハ事務取扱ヲ解除シタル後ト雖モ當該年度經過後五ヶ年間ハ之ヲ保存スヘシ
- 第九條 組合金庫事務取扱ヲ解除シタルトキハ其ノ翌日迄ニ保管金ニ明細書ヲ添付シ返納スヘシ
- 第十條 組合金庫ハ現金取扱ノ擔保トシテ左ノ種類ノ公債社債ノ内ヲ以テ時價二十萬圓以上ヲ組合管理者ニ提供スヘシ
 - 國債證券、東京市債、日本勸業銀行債券、日本興業銀行債券
 - 東京府農工銀行債券

- 第十一條 組合金庫ハ其ノ保管金ニ萬圓ヲ越ユル部分ニ對シテハ運用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ超過額ニ對シ東京組合銀行甲種協定ノ利息ヲ納付スヘシ
- 第十二條 組合金庫ニ於ケル出納事務取扱手續ハ別ニ管理者ノ定ムルトコロニ依ル
- 第十三條 管理者ニ於テ出納ノ檢閲ヲ必要トスルトキハ金庫ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十四條 組合金庫ヨリ提出シタル擔保品ハ本組合ニ對シ損害ヲ生セシメタルトキ又ハ第九條ノ義務ヲ履行セサルトキハ管理者ニ於テ之ヲ處分シ賠償ニ充ツルモノトス
- 第十五條 金庫事務取扱ヲ解除シ又ハ本命令ノ條項ヲ變更シタルニ依リ其ノ銀行ニ損害ヲ生セシムルコトアルモ本組合ハ賠償ノ責ニ任セス
- 第十六條 此ノ命令ニ依リ組合金庫事務ヲ取扱ハシムルハ昭和三年四月一日ヨリ昭和八年三月三十一日迄トス但シ本組合ハ何時ニテモ事務取扱ヲ解除スルコトヲ得
- 第十七條 本命令ノ條規ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ管理者ノ指示ニ從フヘシ

東京府江戸川上水町村組合督促手數

料條例 (昭和二年三月五日議決 同三月二十六日告示第七號)

第一條 水道使用料其ノ他諸收入金ヲ指定ノ期日内ニ納付セサル

- モノアルトキハ管理者ハ直ニ督促令狀ヲ發スヘシ督促狀ニ指定スヘキ納付期間ハ其ノ發付ノ日ヨリ七日以内トス
- 第二條 督促令狀ノ送達ハ脚夫又ハ郵便ニ依ルヘシ其ノ脚夫ヲ以テスル場合ハ受取人ニ交付シタルコトヲ證明スル方法ヲ探ルヘシ
- 第三條 滞納者督促狀ノ送達ヲ受ケ其ノ受領ヲ拒ミ又ハ住所者ハ居所不明ニシテ交付スルコト能ハサルトキハ本組合掲示場ニ公告シ公告ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ到達シタルモノト看做ス
- 第四條 滞納者督促ヲ受ケ其ノ指定期限内ニ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルモノトス
- 第五條 督促手數料ノ額ハ督促狀一通ニ付金二十錢トス本組合所在地ヨリ一里以上ヲ距ル町村ニ在ル滞納者ニ對シテハ脚夫ヲ以テスル場合ハ其ノ往復ノ里數ニ應ジ一里毎ニ金二十錢郵便ヲ以テスル場合ハ郵便料ヲ増手數料トシテ徴收ス

- 附 則
- 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

使用料並手數料徴收事務取扱規程

(昭和二年三月五日議決 昭和二年三月二十六日告示第七號)

- 第一條 本組合同約第十五條ニ依リ水道使用料並手數料徴收事務ヲ各町ニ委嘱ス

第八章 組合の機關及組織

- 前項ノ外當分ノ間給水請求者ノ受付事務ヲ委嘱ス
- 第二條 前條ノ使用料金ハ給水請求者ニ對シ組合ヨリ直接納額告知書ヲ發付スルモノトス但シ各町ニ於テ取扱ヒタル設計手數料ハ此ノ限ニアラス
- 第三條 各町ニテハ納額告知書ニ依リ徴收シタル使用料並手數料ヲ取廻メ毎月二回所定ノ期日迄ニ組合金庫ニ送納スルモノトス
- 第四條 前條使用料並手數料ノ送納額ニ對シ其ノ百分ノ一ヲ手數料トシテ各町ニ交付スルモノトス
- 第五條 交付金ハ左ノ二期ニ分テテ其ノ都度之ヲ交付スルモノトス
 - 前期 (其ノ年四月ヨリ九月迄)
 - 後期 (其ノ年十月ヨリ翌年三月迄)

本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京府江戸川上水町村組合水道使用條例

(大正十四年十二月十八日議決 大正十五年三月十八日許可 大正十五年三月十九日告示第十一號)

第一章 通 則

- 第一條 給水裝置ヲ分テテ左ノ四種トス
 - 一、普通放任專用栓 一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ屬シ普通家事用ノ爲水量ヲ計ラシテ供給スルモノ
 - 二、放任專用栓 一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ屬シ普通家事及營業用トシテ

少量ノ水ヲ使用シ計量栓ト
スルノ必要ナシト認メタル
モノニ水量ヲ計ラシテ供
給スルモノ

普通計量専用栓

一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ屬
シ多量ノ水ヲ使用シ若ハ使
用水量ノ豫定シ能ハサルモ
ノノ爲水量ヲ計リテ供給ス
ルモノ但シ營業用ニ供スル
モノニシテ計量給水ノ必要
ナシト認ムルモノハ普通專
用栓又ハ特別専用栓若ハ特
別共用栓ニ據ラシムルコト
在ルヘシ

二、計量専用栓

特別計量専用栓

左ノ用ニ供スルモノニシテ
水量ヲ計リテ供給スルモノ
(一)湯屋營業用(二)汽罐用
船舶用、原動力用、工場用
(三)自家用自動車洗滌(四)
噴水、池、泉池、娛樂用、撒水
用及水壓ヲ利用スルモノ並
ニ家事用ニシテ水槽ヲ設ケ
テ導水装置ヲナスモノ(五)

工事其ノ他一時使用スルモ
ノ(六)右ノ外管理者ニ於テ
特別計量栓ニ據リ使用セシ
ムル必要アリト認メタルモ
ノ

普通共用栓

私設又ハ公設トシ家事用ニ
シテ一戸専用ノ裝置ヲナス
コト能ハサル者三月以上ノ
共用若ハ公衆ノ用ニ供スル
爲水量ヲ計ラシテ供給ス
ルモノ

三、共用栓

特別共用栓

共用栓使用者ニシテ家事及
營業用ノ爲少量ノ水ヲ使用
スルモノノ爲水量ヲ計ラシ
テ供給スルモノ

四、消火栓

第二條 給水裝置ノ新設、増設、變更、使用其ノ他給水ニ關スル
事項ハ總テ本組合ノ承認ヲ受クヘシ他人ノ給水裝置ヲ保管セン
トスルトキ亦同シ

第三條 共用栓ハ特ニ承認シタルモノノ外建坪十坪未満ノ家屋ニ
居住スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
前項ノ建坪ハ各階ヲ通算ス其ノ算定方法ハ管理者ノ定ムル所ニ
依ル

第四條 私設共用栓ノ給水裝置ハ其ノ使用者ノ居住スル土地又ハ
家屋ノ所有者ニ非サレハ新設ノ請求ヲ爲シ若ハ土地家屋ト分離
シテ賣買讓渡相續及遺贈ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第五條 私設消火栓ハ火災又ハ演習ノ場合ノ外之ヲ使用スルコト
ヲ許サズ私設消火栓ハ本組合ニ於テ封緘ス

第六條 本條例ニ於テ給水裝置ト稱スルハ給水ノ爲配水管ヨリ分
岐シタル給水管及之ニ附屬スル給水管及之ニ附屬スル給水用具
ヲ以テ構成セル設備ヲ謂フ但シ量水器ヲ包含セズ

給水裝置ノ所有權ハ工費ノ精算完納ニ依リ請求者ニ歸屬ス
第七條 給水請求者又ハ給水裝置所有者組合内ニ居住セサルトキ
ハ使用料納付其ノ他事務ヲ處辨セシムル爲組合内ニ於テ代理人
ヲ選定シ其ノ旨届出ツヘシ

第八條 量水器ノ保管ハ給水裝置ノ所有者又ハ保管者若ハ給水請
求者ノ責任トス

第九條 左ノ場合ニ於テハ給水管ヲ切斷スルコト在ルヘシ
一、水道ノ使用ヲ廢止シタルトキ
二、給水裝置所有者九十日以上所在不明ニシテ保管者ナキトキ
三、水道使用廢止ノ状態ニ在リト認メタルトキ

第十條 天災事變又ハ水道工事其他公益上必要アルトキハ給水ノ
制限若ハ停止ヲ爲スコト在ルヘシ
給水ノ制限又ハ停止ヲ爲スヘキ場合ハ管理者ニ於テ其ノ日時及
區域ヲ告示ス但シ急迫ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第十一條 給水ノ制限、停止、漏水又ハ斷水ヨリ生スル損害ニ對
シテハ本組合ハ其ノ責ニ任セズ

第二章 給水設備及工費

第十二條 給水裝置ノ工事ハ本組合ニ於テ之ヲ施行ス但シ請求者
特ニ管理者ノ承認ヲ受ケタルトキハ自己ノ材料ヲ提供シ又ハ
自ラ量水器以下ノ流末工事ヲ爲スコトヲ得

第十三條 給水裝置ノ工事又ハ設計ノ請求者ハ管理者ノ指定スル
概算額ヲ豫納スヘシ但シ官公署其ノ他豫納ノ必要ナシト認メタ
ル者ハ此ノ限ニアラス前項概算額ノ豫納通知後十五日以内ニ納
付セサルトキハ其ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第十四條 給水裝置ノ位置ハ請求者ノ指定ニ據ル若シ不適當ト認
ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ
請求者前項ノ指定ヲ爲ササルトキハ工事ノ請求ヲ取消シタルモ
ノト看做ス給水裝置ノ位置又ハ工事ニ關シ第三者ノ異議アルモ
本組合ハ其ノ責ニ任セズ

第十五條 道路工事其ノ他ノ事由ニ因リ公用地内ニ於ケル給水裝
置ノ改造又ハ修繕ノ必要アルトキハ請求ヲ俟タズ本組合ニ於テ
之ヲ施行ス
前項ノ費用ハ其ノ改造又ハ修繕ノ必要ヲ生セシメタル者ノ負擔
トス

第十六條 給水裝置ノ新設工費ハ管理者ノ承認ヲ受ケ六ヶ月以内

ノ月賦ヲ以テ納付スルコトヲ得
 第十七條 工費ノ精算完納ニ至ル迄ハ給水装置ノ所有權ヲ本組合ニ保留シ其ノ保管ハ請求者ノ責任トス
 給水装置工事中ノ既成部分ニ付テモ亦同シ
 工費精算完納前給水装置ヲ毀損亡失シタルトキハ不可抗力ニ因ル場合ト雖其ノ未納ニ係ル工費ハ之ヲ徵收ス
 第十八條 工費ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ給水装置ヲ撤廢スルコトアルヘシ

第三章 違背處分

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二ヶ月以内給水ヲ停止シ又ハ金五圓以下ノ過料ヲ科ス
 一、恣ニ導水装置ヲ爲シ又ハ給水装置ヲ移動變更撤去若ハ加工シタルトキ
 二、恣ニ水止栓ヲ閉閉シタルトキ
 三、量水器ヲ破損シ又ハ其ノ作用ヲ妨ケタルトキ
 四、給水ヲ濫用シ又ハ恣ニ分典シタルトキ
 五、共用栓ノ鑑札、鍵ヲ貸與又ハ讓渡シ若ハ之ヲ連繫セシテ使用シタルトキ
 六、恣ニ給水装置ヲ種別ノ異リタル用途ニ使用シタルトキ
 七、工費、使用料、手数料其ノ他本條例ニ依リ納付スヘキ金額ヲ期限内ニ納付セサルトキ
 八、給水装置ノ修繕手續ヲ怠リ漏水ヲ放任シタルトキ
 九、水道掛員ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ妨害シタルトキ
 十、使用料ノ連脱ヲ圖リタルトキ

十一、私設消火栓ノ封緘ヲ消火ノ目的ニ非スシテ破毀シ又ハ恣ニ消火以外ノ用途ニ使用シタルトキ
 第二十條 本條例ノ違背行爲者ニシテ給水装置ノ所有者、保管者、使用者又ハ給水請求者ノ家族雇人同居人ナルトキハ其ノ行爲者ノ屬スル戸主世帯主ヲシテ其ノ責任ニ任セシム
 第二十一條 違背處分ヲ受クルモ其ノ行爲ヲ改メサルトキハ其ノ使用ノ承認ヲ取消シ給水管ヲ切斷シ又ハ二ヶ月以内ノ給水ヲ停止ス
 第二十二條 違背處分ヲ受ケタル者其ノ違背行爲ヲ釐正シタルトキハ停水處分ノ執行ヲ猶豫輕減又ハ免除スルコトアルヘシ

第四章 附 則

第二十三條 公益上其ノ他本組合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特ニ組合外ニ給水スルコトアルヘシ
 第二十四條 本條例ニ依ル細則ハ管理者之ヲ定ム
 第二十五條 本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京府江戸川上水町村組合水道使用

料及手数料條例

第一條 放任專用栓、計量專用栓、私設共用栓ノ使用料及消火栓演習使用料ハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ公設共用栓及其ノ他公共有給水装置ノ使用料ハ給水請求者ヨリ之ヲ徵收ス
 第二條 使用料ハ左ノ區別ニ依リ徵收ス

大正十四年十二月十八日議決
 大正十五年三月二十八日告示
 大正十五年五月二日改正
 昭和二年五月二日改正

(一) 湯屋營業用ニ供スルモノハ左ノ割合ニ依ル

- 一ヶ月使用高百立方米迄ハ金七圓二十錢
- 百立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金五錢八厘
- 七百立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金五錢
- 千五百立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金四錢三厘
- (二) 汽鑪用、船舶用、原動力用及工場用ニ給スルモノハ左ノ割合ニ依ル
- 一ヶ月使用高四立方米迄ハ金五十八錢
- 四立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金十四錢五厘
- 五百立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金十三錢
- 二千立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金十二錢
- 四千立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金十錢
- 一萬立方米ヲ超ユル部分ニ對シ一立方米ニ付金八錢

昭和二年五月十日改正施行

- 一、普通放任專用栓ハ一ヶ月左ノ割合ニ依リ徵收ス
- (一) 一戸五入迄金一圓三十錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金二十錢ヲ追加ス
- (二) 給水口一個ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ追加ス
- (三) 浴槽一個ニ付金五十錢
- (四) 自用牛馬ヲ飼養スルモノ一頭ニ付金六十錢
- (五) 營業用牛馬ヲ使用スルモノ一頭ニ付金五十錢
- 二、特別放任專用栓ハ一ヶ月左ノ割合ニ依リ徵收ス
- (一) 普通放任專用栓ノ使用料ニ其ノ百分ノ二十ヲ増加ス但シ給水口、浴槽並ニ牛馬ニ係ル使用料ハ普通放任專用栓使用料ト同一トス
- 三、共用栓使用料ハ一ヶ月左ノ割合ニ依リ徵收ス
- (一) 普通共用栓ハ一戸五人迄金五十錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金五錢ヲ追加ス
- (二) 特別共用栓ハ一戸五人迄金七十錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ追加ス
- (三) 共用栓使用者ニシテ普通放任專用栓給水料(三)乃至(五)ニ該當スルモノハ其ノ三分ノ一ヲ徵收ス
- (四) 特ニ承認ヲ受ケタル者ノ使用料ハ前各號トモ百分ノ五ヲ増徴スルモノトス
- 四、普通計量專用栓ハ左ノ割合ニ依リ徵收ス
- 一ヶ月使用高十四立方米迄ヲ最低限使用水量トシ金二圓ヲ徵收ス以上一立方米ヲ増ス毎ニ金十四錢二厘ヲ追加ス
- 五、特別計量專用栓ハ左ノ區別ニ依リ徵收ス

第八章 組合の機關及組織

- (三) 自家用自動車ノ洗滌ニ給スルモノハ一ヶ月使用高四立方米迄ヲ金一圓十四錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金二十

第六節 組合令規

八錢四厘ヲ徵收ス

(四) 噴水、瀧、泉池、娛樂用、撒水用及水壓ヲ利用スルモノ並ニ家事用ニシテ水槽ヲ設ケテ導水裝置ヲ爲スモノ等ニ給スルモノハ一ヶ月使用高四立方米迄ヲ金一圓九十二錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金四十八錢ヲ徵收ス

(五) 工事其ノ他ノ爲ニ一時使用ニ給スルモノハ四立方米迄ヲ金二圓四十錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金六十錢ヲ徵收ス

六、消火栓ハ左ノ區別ニ依リ徵收ス

(一) 量水器ノ裝置ナキ私設消火栓ヲ演習ノ爲ニ使用スル給水料ハ一口十五分時ニ付金三圓ヲ徵收ス

(二) 量水器ノ裝置アル私設消火栓ヲ演習ノ爲ニ使用スルトキハ計量専用給水料金ノ外一口十五分時ニ付金二圓ヲ徵收ス

前各號ニ於テ二個以上ノ量水器ヲ裝置シタルトキハ一箇毎ニ計算スルモノトス

第三條 使用料ハ毎年度左ノ四期ニ分チテ之ヲ徵收ス

第一期 自四月一日起至六月三十日

第二期 自七月一日起至九月三十日

第三期 自十月一日起至十二月三十一日

第四期 自一月一日起至三月三十一日

特別計量栓ニ依ルモノハ一ヶ月毎ニ使用料ヲ徵收スルコトヲ得給水ヲ廢止又ハ休止ヲ爲シタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス隨時之ヲ徵收ス

六六八

官公署及一時ノ給水ニ保ルモノノ使用料ハ精算額ニ依リ隨時徵收スルコトヲ得

第四條 使用料ハ給水開始ノ際一期相當ノ概算額ヲ前徵シ以後每期開始ノ當月其ノ前期分ノ使用料ヲ徵收ス

一ヶ月毎ニ使用料ヲ徵收スルモノニ在リテハ一ヶ月相當ノ概算額ヲ前徵シ翌月中ニ前月分ノ使用料ヲ徵收ス

前各項ノ概算額ハ給水ヲ廢止シタル際之ヲ精算ス

第五條 量水器使用料ハ左ノ割合ニ依リ徵收ス

内 徑		一ヶ月使用料
九	耗	金二十五錢
十三	耗	金三十錢
十六	耗	金三十五錢
二十	耗	金四十錢
二十五	耗	金五十錢
三十	耗	金七十錢
四十	耗	金一圓
五十	耗	金一圓五十錢
七十五	耗	金二圓
百	耗	金三圓五十錢
百五十	耗	金五圓
二百	耗	金八圓
二百五十	耗	金十二圓
三百	耗	金十六圓

第六條 遊脫ノ使用料ハ管理者ノ認定ニ依リテ隨時之ヲ徵收ス

第七條 給水ノ開始又ハ廢止アリタルトキノ使用料ハ左ノ例ニ依リテ之ヲ徵收ス

一、放任専用給水ハ使用開始カ月ノ十五日以前ナルトキハ一ヶ月分ヲ十六日以後ナルトキハ半ヶ月分ヲ休止又ハ廢止カ十五日以前ナルトキハ半ヶ月分ヲ十六日以後ナルトキハ一ヶ月分ヲ徵收ス

二、計量給水ノ使用開始カ月ノ十六日以後ナルトキ休止廢止カ十五日以前ナルトキハ第二條ノ各項ニ規定スル一ヶ月ノ最低限度ノ二分ノ一トシ其ノ二分ノ一ヲ超過スル水量ニ對シテハ超過料金ニ依リ計算ス

三、給水裝置ヲ料率ノ異ナル二種以上ノ用途ニ混用シタルトキ及給水裝置ノ種別ヲ變更シタル月ノ使用料ハ其ノ料率ノ高キニ從フ水道ノ使用中止又ハ廢止ノ届出ナキトキ量水器ニ使用水量ヲ表示セサル場合ト雖最低料金ハ之ヲ徵收ス違背處分ニ依リ給水ヲ停止シタル場合亦同シ

第八條 給水裝置又ハ量水器ニ異常アリタルトキ若ハ一時給水ニシテ量水器ヲ裝置セサル場合ハ管理者ニ於テ使用料ヲ認定ス

第九條 保護ノ必要アル公益事業ノ爲ニ給水スルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ管理者ノ認定ニ依リ使用料ヲ輕減シ又ハ免除スルコトアルヘシ

第十條 設計手数料ハ修繕工事ヲ除クノ外左ノ區別ニ依リテ之ヲ徵收ス設計後其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ但シ官公署、官公立學校、病院等ハ此ノ限ニアラス

一、鉛管工事一工事ニ付金二圓トシ支栓一箇ヲ増ス毎ニ金二十

第八章 組合の機關及組織

錢ヲ加フ

二、鐵管工事一工事ニ付金三圓トシ消火栓一箇ヲ増ス毎ニ金五十錢ヲ加フ

前項手数料ハ前納トシ給水裝置ノ工事又ハ設計請求ト同時ニ納付スヘシ

既納ノ設計手数料ハ請求ヲ取消シ又ハ設計請求ト同時ニ納付スヘシ既納ノ設計手数料ハ請求ヲ取消シ又ハ取消サレタル場合ト雖之ヲ還付セス但シ設計未着手ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第十一條 設計外ノ手数料ハ左ノ區別ニ依リ徵收ス

- 一、共用栓ノ鐵札又ハ鐵ノ再交付ヲ爲ストキ 鐵札又ハ鐵一箇ニ付金三十錢
- 二、量水器ノ試驗ヲ請求シ試驗ノ結果異狀ヲ認メサルトキ
 - (一) 量水器ノ口徑二十五耗以下 一個 一回 金一圓
 - (二) 同 三十耗乃至五十耗 一個 一回 金二圓
 - (三) 同 七十五耗乃至百耗 一個 一回 金四圓
 - (四) 同 百五十耗乃至二百耗 一個 一回 金七圓
 - (五) 同 二百五十耗乃至三百耗 一個 一回 金十圓
- 三、材料及流末工事ノ検査ヲ請求シタルトキ 甲、材料検査
 - (一) 鉛管一條延長十五米迄ハ金五十錢トシ以上三米ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ
 - (二) 水栓及水止栓類一個金十五錢
 - (三) 口徑五十耗迄ノ金屬管一本金五十錢トシ以上三米迄ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ

六六九

第六節 組合令規

(四) 鐵管阻水弁及異形管

鐵管一本 阻水弁及異形管一箇ニ付

百 耗 迄 金一圓 金一圓五十錢

乃百五十耗至二百耗 金二圓 金三圓

乃二百五十耗至三百耗 金三圓 金四圓五十錢

(五) 消火栓 一箇 金二圓

前各號ニ該當セサル物件ノ検査ヲ要スル場合ハ類似シタル物件ニ關スル手数料ヲ參酌シテ管理者之ヲ定ム

乙、流末工事検査

第十條ノ手数料ニ進ス

本試験検査ノ爲特ニ要スル費用ハ別ニ其ノ實費ヲ徴收ス

附 則

第十二條 本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京府江戸川上水町村組合水道使用

條例並使用料及手数料條例施行細則

(大正十五年三月廿七日 告示第十三號 發布)

第一條 水道使用者ノ門戸ニ掲クル標識並鑑札及吏員徽章ハ第一號樣式ニ依ル

第二條 左記給水ニ關スル事項ハ各所定ノ樣式ニ依リ本組合ニ申請スヘシ

一、給水装置ノ新設ヲ請求セムトスルトキ(第二號樣式)

二、給水装置ノ設計變更ヲ請求セムトスルトキ(第三號樣式)

六七〇

一、私設消火栓ノ新設ヲ請求セムトスルトキ(第四號樣式)

一、給水装置ノ設計ノミヲ請求セムトスルトキ(第五號樣式)

一、給水装置ノ位置變更改造増設ヲ請求セムトスルトキ(第六號樣式)

一、工事ノ請求ヲ取消サムトスルトキ(第七號樣式)

第三條 施設共用栓ヲ新設セムトスルトキハ土地又ハ家屋ノ所有者共同シテ總代人一名ヲ選定シ第八號樣式ニ依リ請求スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ總代人ヲ給水装置所有者ト看做ス

前項ノ施設共用栓ノ使用ヲ開始セムトスルトキハ第九號樣式ニ依リ鑑札及鍵ノ請求ヲナスヘシ

第一項ノ總代ヲ變更シタルトキハ第十號樣式ニ依リ新舊總代人連署届出ツヘシ

第四條 公設共用栓ノ使用ヲ請求セムトスルトキハ其ノ所在地先ノ土地又ハ家屋ノ所有者ヨリ第十一號樣式ニ依リ届出ツヘシ

第五條 共用栓使用ノ承認ヲ受ケムトスルモノハ第十二號樣式ニ依リ申請スヘシ

第六條 使用條例第三條ニ依ル家屋ノ建坪ハ住宅及附屬建物共各階ノ坪數ヲ通算ス但シ戸締ナキ假小屋ノ類及二階以上ニシテ内法五尺未満ノモノハ之ヲ算入セス

前項ノ通算坪數ニ一坪未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第七條 使用條例第七條ノ代理人ヲ選定シタルトキハ第十三號樣式ニ依リ届出ツヘシ

前項ノ代理人ヲ變更シタルトキハ第十四號樣式ニ依リ届出ツヘシ

第十三條 他人ノ給水管ヨリ支分引用セムトスルモノハ給水装置請求書ニ第十九號樣式ニ依リ本管所有者ノ承諾書ヲ添附スヘシ

第十四條 使用條例第十六條ニ依リ工費月賦納付ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ保證人連署第二十號樣式ノ申請書ヲ提出スヘシ

月賦納付ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十一號樣式ノ月賦證書ヲ提出スヘシ

月賦證書更改ノ必要ヲ生シタルトキハ指定ノ期限内ニ第二十二號樣式ノ更改證書ヲ提出スヘシ

第一項ノ保證人ハ本組合内ニ一家ヲ構ヘ且組合内ニ土地又ハ家屋ヲ所有スル者ニ限ル

保證人前項ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ本組合ノ承認ヲ受ケヘシ

第十五條 使用條例第十六條ノ月賦工費ハ第一回分ヲ豫納セシメ其ノ殘額ニ對シ左ノ利子ヲ加算ス

六ヶ月以内 利子 月賦總額 百分ノ三

第十六條 専用栓並共用栓使用者ニシテ料金算定ノ基礎ニ異動又ハ變更アリタルトキハ三日以内ニ第二十三號樣式並第二十四號樣式ニ依リ届出ツヘシ

第十七條 戸口、浴槽、牛馬及水道使用者居住家屋建坪ノ届出並リ使用料ヲ算定スルコトアルヘシ

第十八條 施設消火栓ヲ消防ノ爲使用シタルトキハ第二十五號樣式ニ依リ直ニ届出検査ヲ受クヘシ

第八章 組合の機關及組織

六七一

代理人ニシテ不適任ナリト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第八條 水道ヲ使用スル目的ヲ以テ單ニ給水管ノ敷設ヲ申請スル者アルトキハ給水装置ト看做シ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 使用條例第八條ニ依ル量水器ノ保管ニ關シテハ第十五號樣式ノ保管書ヲ提出スヘシ

前項ノ保管書ヲ變更シタルトキハ第十五號樣式ニ準シ双方連署ヲ以テ届出ツヘシ

第十條 使用條例第九條ノ場合ニ於テ公用地内ニ在ル給水装置ハ之ヲ撤廢スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル工費ハ給水装置所有者ノ負擔トシ第三十五條ヲ準用ス

第十一條 使用條例第十二條第一項但書ニ依リ自己ノ材料ヲ提供シ又ハ自ラ流末工事ヲ爲サムトスルモノハ第十六號樣式並第十七號樣式ノ申請書ニ設計書、圖面及使用材料目錄ヲ添ヘ申請スヘシ

前項工事ノ着手ハ三日以前ニ落成ハ三日以内ニ第十八號樣式ニ依リ届出テ實地検査ヲ受クヘシ検査ニ要スル費用ハ組合ノ定ムルトコロニ依リ實費ヲ徴收ス

改造、増設、變更、修繕、撤去ノ場合ニ於テモ前二項ヲ準用ス

第十二條 使用條例第十二條第二項ノ検査ハ本組合指定ノ場所ニ於テ之ヲ行フ

水道ノ使用ヲ廢止シタル既設装置ノ材料ヲ敷設ノ儘再用シ又ハ撤去後直ニ再用スルモノ若ハ水槽以下ノ流末装置ニ使用スルモノノ水壓試験ハ特ニ之ヲ省略スルコトアルヘシ

演習ノ爲使用セムトスルトキハ第二十六號様式ノ申請書ヲ提出シ豫メ許可ヲ受ケ當該吏員ノ立會ヲ受クヘシ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ三日以前ニ各所定様式ニ依リ本組合ニ届出テ承認ヲ受クヘシ

一、水道ノ使用ヲ開始セムトスルトキ(第二十七號様式)

二、水道ノ使用ヲ中止セムトスルトキ(第二十八號様式)

三、給水装置ノ種別ノ異リタル用途ニ使用セムトスルトキ(第二十九號様式)

四、公衆用共用栓ヲ營業又ハ職業用ニ使用セムトスルトキ(第三十號様式)

五、他人ノ給水装置ヲ保管セムトスルトキ(第三十一號様式)

第二十條 共用栓ノ鏝札及鍵ヲ請求セムトスルトキ又ハ亡失ニ係ル鏝札又ハ鍵ヲ發見シタルトキハ第三十二號様式ニ依リ直ニ本組合ニ届出ツヘシ

鏝札又ハ鍵ヲ毀損亡失シ再交付ヲ申請セムトスルトキハ私設ニ在リテハ給水装置所有者又ハ保管者ヨリ公設ニ在リテハ給水請求者ヨリ其ノ事由ヲ記シ第三十三號様式ニ依リ請求スヘシ

鏝札及鍵ハ連繫シテ之ヲ使用スヘシ

第二十一條 給水装置ノ撤去又ハ水道廢止ヲ請求セントスルトキハ第三十四號様式及第三十五號様式ニ依リ本組合ニ届出ツヘシ

前項ノ請求ヲナサムトスルトキハ未納ニ係ル使用料手数料及工費其ノ他ヲ完納スヘシ

給水装置撤去ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス

第二十二條 水道ノ使用中廢止又ハ給水装置ノ撤去ヲ請求セム

トスルトキハ當該給水装置使用者ノ同意ヲ要ス但シ本組合ニ於テハ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニアラス

水道使用廢止ノ届出ニハ鏝札ニ交付ノ標識鏝札及鍵ヲ添付スヘシ

第二十三條 左記事項ニ該當スルトキハ三日以内ニ各所定ノ様式ニ依リ本組合ニ届出ツヘシ

一、給水装置ヲ相續シタルトキ(第三十六號様式)

二、給水装置ノ賣買讓渡ヲナシタルトキ(第三十七號様式)

三、給水管ノ賣買讓渡ヲナシタルトキ(第三十八號様式)

四、給水装置所有者保管者及代理人住所ヲ變更シタルトキ(第三十九號様式)

第二十四條 給水装置ノ賣買讓渡書ニハ權利移轉者ノ印鑑證明書ヲ添付スヘシ但シ本組合ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルモノハ此ノ限ニアラス

第二十五條 給水装置又ハ量水器ニ異狀アリト認メタルトキハ第四十號様式及第四十一號様式ニ依リ速ニ本組合ニ届出ツヘシ

給水装置ノ應急修繕ニ關シ使用者ヨリ請求アリタルトキハ當該給水装置ノ所有者又ハ保管者ヨリ請求アリタルモノト看做ス

第二十六條 公設共用栓使用者ノ居住スル土地又ハ家屋ノ所有權ヲ取得シタル者ハ第四十二號様式ニ依リ届出ツヘシ

前項ノ所有權取得者ハ給水ニ關シ前者ノ權利義務ヲ繼承シタルモノト看做ス

第二十七條 支分引用者アル本管所有者給水装置ノ撤去又ハ水道使用廢止ヲ請求セムトスルトキハ豫メ支分引用者ニ通知スヘシ

此ノ場合ニ於テ支分引用者其ノ装置ノ改造若ハ本管取得ノ手續

ヲ爲ササルトキハ水道ノ使用ヲ廢止シタルモノト看做ス

第二十八條 給水装置ノ工事落成後九十日以内ニ破損シタルトキハ本組合ノ費用ヲ以テ之ヲ修補ス但シ使用者ノ故意若ハ過失ニ基因スルモノト認ムルトキハ此ノ限ニアラス

天災事變又ハ第十二條第二項ニ該當スル場合亦同シ

第二十九條 水道ヲ當初指定ノ用途以外ニ使用セムトスルトキハ第四十三號様式ノ申請書ヲ提出シ本組合ノ承認ヲ受クヘシ

第三十條 給水装置ノ工事施行上家屋庭園其ノ他ノ工作物ニ加工ヲ爲シタル場合ニ於テ本組合ハ必要ト認ムル修補ヲ施ス外之ヲ原狀ニ回復スルノ責ニ任セズ

第三十一條 使用料及手数料條例第二條第七號ニ依リ計量栓ノ量水器ハ給水装置及用途ノ異ナル毎ニ之ヲ設置ス

給水装置ノ種別及量水器ノ種類並口徑ハ本組合之ヲ決定ス

第三十二條 量水器ノ點檢其ノ他給水ニ關スル調査又ハ工事ハ日出ヨリ日没迄ノ間ニ之ヲ施行ス但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第三十三條 量水器ハ清潔ニ之ヲ保管シ且設置ノ場所ニハ點檢又ハ修理ニ支障ヲ生スヘキ物件ヲ堆積シ若クハ工作物等ヲ設クルコトヲ得ス若シ工作物其ノ他ノ爲障害アリト認メタルトキハ其ノ位置ヲ變更ス

第三十四條 取締上其ノ他必要アリト認ムルトキハ請求ヲ俟タス

給水装置ノ検査又ハ加工ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ場合ト雖其ノ工費ハ給水装置所有者ノ負擔トス但シ事情ニ依リ工費ノ免除ヲ爲スコトアルヘシ

第三十五條 使用條例第十八條ニ依リ撤廢シタル給水装置又ハ其ノ材料ヲ處分シテ未納工費ニ充當シ過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徵ス

前項物件ノ價額ハ本組合之ヲ決定ス

第三十六條 使用條例並使用料及手数料條例ニ於テ一ヶ月ト稱スルハ量水器ニ依リ使用量ヲ計量スルモノニ在リテハ量水器點檢ノ時ヨリ次ノ點檢ノ時ニ至ル期間ヲ謂ヒ其ノ他ニ在リテハ曆月ヲ謂フ

量水器ノ點檢ハ毎月例日ニ之ヲ行フ但シ已ム得ザル事由アルトキハ例日ヲ變更スルコトアルヘシ

量水器ヲ點檢シタルトキハ其ノ都度點檢表ニ使用量ヲ掲記シテ之ヲ使用者ニ呈示ス若シ異狀其ノ他ノ事故ニ依リ示點明確ナラスト認メタルトキハ其ノ事由ヲ併記ス

量水器ノ點檢及試験ニ立會ハサルノ故ヲ以テ其ノ結果ニ對シ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第三十七條 量水器ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ保管者ヲシテ本組合ノ認定ニ依リ損害額ヲ辨償セシム

第三十八條 使用料及手数料條例第十一條第二號ニ依リ量水器試験ノ結果ニ對スル差異ハ百分ノ五以下トス

第三十九條 使用條例第七條ノ代理人及給水装置保管者ノ處辨スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一、工費、使用料、手数料、辨償金ノ納付

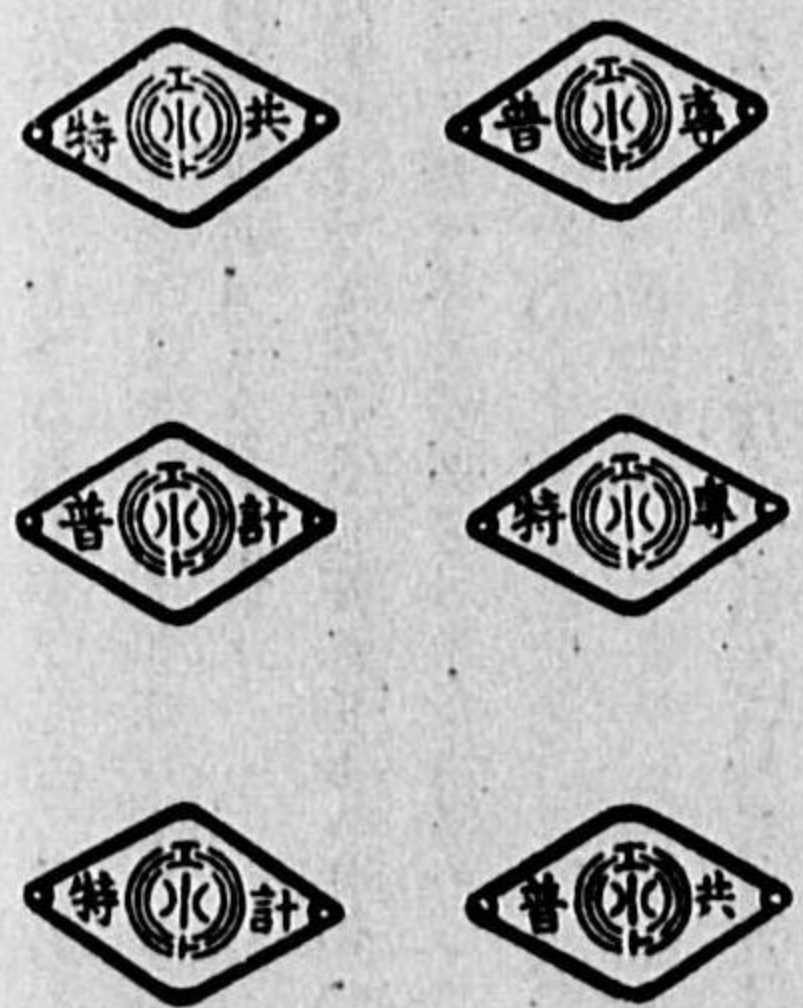
二、給水装置ノ修繕及量水器ノ取外、取付試験ノ請求、共用栓ノ鏝札鍵ノ請求並ニ返納

- 三、第十九條第一項第一號及第二號ノ届出
- 四、私設消火栓使用演習及指定外用途ノ使用申請
- 第四十條 公設共用栓ノ修繕費ハ其ノ使用請求者ヨリ徴收ス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第四十一條 天災事變ノ爲メハ衛生上必要アルトキハ私設共用栓ヲ臨時他ニ使用セシムルコトアルモ其ノ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第四十二條 給水装置又ハ量水器ニ異狀アリタルトキハ異狀ヲ認メタル月ノ前二ヶ月間ニ於ケル使用量ヲ參酌シテ其ノ水量ヲ算定シ之ニ據リ離キトキハ見積量ニ據ル但シ給水装置ノ異狀ニシテ其ノ所有者保管者若ハ使用者ノ責ニ歸スヘキモノト認メタルトキ及使用方法第十二條第一項但書後段ニ依リ施行シタル流末装置破損ノ場合ハ此ノ限ニアラス
- 第四十三條 共用栓使用者ノ戸數ハ一世帯ヲ以テ一戸トス使用料及手数料條例ニ於ケル人口ノ計算ハ家族ト同居人トヲ間ハス現ニ居住スルモノノ數ニ據ル
- 第四十四條 使用條例第十九條第一項第一號ノ導水装置トハ水壓ヲ利用スルト否トヲ問ハス給水ヲ他ニ引用スル装置ヲ謂フ但シ水栓ニ取付クル二尺以下ノ金屬管、ホース類ハ此ノ限ニアラス
- 第四十五條 修繕又ハ試験等ノ爲メ量水器ヲ取外シタル場合ニ於テ其ノ代用トシテ口径ノ異ナル量水器ヲ取付クルコトアルモ量水器使用料ハ増減セス
- 第四十六條 使用條例第十九條第一項第十一號ノ場合ニ於テハ消火栓ニ量水器ノ装置ヲ爲シ爾後本組合ノ認ムル種別ニ依リ使用

料ヲ徴收ス

- 前項量水器装置ニ要スル費用ハ違背行爲者ヨリ徴收ス
- 第四十七條 左ノ場合ニ於テハ共用栓ノ鑑札鍵ノ再交付手数料ヲ徴收セス
 - 一、毀損ノ鑑札又ハ鍵ニシテ其ノ原形ヲ認メ得ヘキモノヲ返納シタルトキ
 - 二、鑑札又ハ鍵ヲ不可抗力ニ因リ亡失シタルモノト認メタルトキ
- 第四十八條 水道使用者中一部ノ水道使用廢止ニ對シテハ使用料及手数料條例第四條第三項ヲ適用セス
- 附 則
- 第四十九條 本細則ハ使用條例並使用料及手数料條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - (第一號ヨリ第四三號ニ至ル様式ハ之レヲ略ス)

鑑 形 標 識



東京府江戸川上水町村組合組合外給

水 條 例

昭和二年三月五日議決
同五月二日許可
同五月六日告示第十號

- 第一條 本組合水道ハ左ノ場合ニ限り組合外ニ給水スルコトアルヘシ
 - 一、官公署、兵營、學校、病院其ノ他之ニ類スルモノノ使用セムトスルトキ
 - 二、公益上必要アリト認メタルトキ
 - 三、公設消火栓ヲ防火ノ爲メ使用セムトスルトキ
 - 四、本組合ニ接シテ必要アリト認メタルトキ
- 第二條 本組合内給水量ニ不足ヲ生スル場合ハ隨時給水ヲ制限シ停水シ又ハ廢止スルコトアルヘシ
- 第三條 使用料ハ左ノ割合ニ依リ徴收ス
 - 一、専用計量器ノ使用料ハ本組合内ノ百分ノ三十ヲ増徴ス
 - 二、量水器ノ装置ナキ消火栓ヲ使用シタルトキハ防火ノ場合ハ一口一時間毎ニ金二圓演習ノ場合ハ一口十五分時毎ニ金三圓六十錢ヲ徴收ス、其ノ一時間若クハ十五分時ニ滿タサルモノ亦同シ
 - 三、量水器ノ装置アル消火栓ヲ使用シタルトキハ本組合管理者ノ認定シタル水量ニ依リ一立方米毎ニ防火ノ場合ハ金六錢演習ノ場合ハ金四十三錢ヲ徴收ス其ノ一立方米ニ滿タサルモノ亦同シ
- 防火ノ爲メ使用シタルモノニシテ特別ノ事由アリト認メタルトキハ其ノ料金を減免スルコトヲ得

- 三、使用水量ニ制限ヲ付シタル場合ニ於テ限度ヲ超過シタルトキ其ノ超過水量ニ對シ前各號使用料ノ倍額ヲ徴收ス
- 第四條 給水ノ爲メ要シタル吏員以下ノ旅費其ノ他ノ費用ハ本組合ノ所定ニ依リ給水請求者ヨリ之ヲ徴收ス
- 第五條 東京府江戸川上水町村組合使用條例並ニ使用料及手数料條例及之ニ關スル規程ハ本組合外給水ニ之ヲ準用ス
- 附 則
- 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京府江戸川上水町村組合工事執行

規 定

大正十年十二月五日議決
大正十年十二月六日告示第十五號

- 第一條 組合費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ハ此ノ規程ニ依ル
- 第二條 工事ノ施行ハ直轄請負ノ二種トス
- 第三條 工事ノ請負及工事ニ要スル物件ノ買入若ハ借入ハ競争入札ニ付ス但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
 - 一、一個人又ハ一法人ニシテ専用スル物件ヲ買入若ハ借入ルルトキ
 - 二、土地建物其ノ他工作物等ノ買入若ハ借入ヲ爲スニ當リ其位置構造等ニ限リアルトキ
 - 三、特別ノ技術ヲ要スル工事ヲ請負ハシムルトキ
 - 四、官廳又ハ公共團體ヨリ物件ヲ買入又ハ借入ルルトキ
 - 五、急施ヲ要シ競争入札ニ付スル暇ナキトキ
 - 六、競争入札ニ付スルモノ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ尙豫定價格ニ超過シタルトキ

第六節 組合各規

- 七、千五百圓ヲ超ヘサル工事ヲ請負ハシムルトキ
- 八、千五百圓ヲ超ヘサル物件ヲ買入若ハ借入ルルトキ
- 九、工事中之ニ關聯スル工事ヲ其ノ請負人ニ請負ハシムルトキ
- 十、職工人夫ヲ雇入ルルトキ
- 十一、契約ヲ解除シタル工事ノ殘部又ハ之ニ關聯スル工事ヲ前ノ請負人ニ請負ハシムルトキ
- 第四條 工事ヲ直轄施行スル場合左ノ如シ
 - 一、特別ノ技術ヲ要シ又ハ機軸トナスヘキ工事ヲ施行スルトキ
 - 二、急施ヲ要シ請負ニ付スル暇ナキトキ
 - 三、請負人ナキトキ
 - 四、前三項ノ外直轄施行ヲ要スト認ムルトキ
- 第五條 此規定ヲ施行スル爲メ必要ナル細則ハ管理者之ヲ定ム

東京府江戸川上水町村組合工事執行規定施行細則

(大正十年十二月廿二日決裁)

- 第一章 入札及請負
- 第一條 工事施行規定第三條ノ競争入札ハ公入札指名入札ノ二種トス
- 第二條 公入札ハ其ノ入札期日ヨリ少クモ七日以前ニ新聞其ノ他ノ方法ニ據リ左ノ事項ヲ登載シテ廣告ス
 - 一、入札ニ付スル事項
 - 二、設計書仕樣書圖面及契約書案等ヲ示ヘキ場所
 - 三、入札及開札ノ場所
 - 四、入札保證金ヲ要スルトキハ其ノ金額若ハ其ノ歩合
 - 五、契約保證金ヲ要スルトキハ其ノ金額

六七六

- 六、契約保證人ヲ要スルトキハ其ノ人員
- 七、以上各號ノ外必要ナル事項
- 第三條 指名入札ハ工事物件ノ種類又ハ狀況ニ依リ組合ニ於テ必要ト認ムルトキ營業者三名以上ヲ指定シテ入札セシム此ノ場合ニ於テハ前條ノ事項ヲ豫メ入札人ニ示スヘシ
- 第四條 公入札ニ加ハラントスル者ハ二ケ年以來其ノ業ニ從事シ尙二ケ年以來直接國稅若ハ府稅年額五圓以上ヲ納ムル者タルヲ要ス
- 前項ノ事項ニ就テハ市區町村長ノ證明書ヲ豫メ提出スヘシ一度證明書ヲ提出シタルモノハ其ノ會計年度中更ニ證明書ヲ提出スルヲ要セス
- 破産若ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限りノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ニサルモノハ入札人タルコトヲ得ス
- 特ニ必要アルトキハ別ニ入札人ノ資格ヲ定ムルコトアルヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムル者ハ其ノ自己ノ所爲タルト代理人ノ所爲タルト問ハス爾後二箇年間に入札人タルコトヲ得ス
 - 一、契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ之ヲ粗雑ニ爲シタル者
 - 二、競争ノ際漫リニ價格ヲ競上ルノ目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者
 - 三、競争ノ加入ヲ妨害シ若ハ競争者ノ契約履行ヲ妨ケタル者
 - 四、契約履行ノ検査監督ニ際シ當該職員ノ職務執行ヲ妨ケタル者
 - 五、第六條第一號乃至第五號ニ據リ契約ヲ解除セラレタル者
 - 六、他人ノ工事進行ヲ妨害シタル者

- 七、前各號ニ該當スト認メラレタル後二箇年ヲ經過セサル者ヲ代理人トシテ使用シタル者
- 第六條 入札書ニハ第二條第一號ノ事項見積金額(入札保證金ヲ要スルモノハ其ノ金額)及入札ノ住所氏名ヲ記載シ捺印ノ上之ヲ封緘スヘシ入札保證金ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ金額ニ相當スル銀行ノ預金證(本組合ヲ受取人ト指定シタルモノニ限ル)ニ納付證ヲ添ヘ入札前ニ提出スベシ
- 前項保證金ハ公債證券(無記名ニ限ル)ニ限リ代納スルコトヲ得
- 入札ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ入札前其ノ委任狀ヲ提出スヘシ
- 入札及入札保證金ヲ郵便ニ付シテ提出スルトキハ必ラス書留ト爲シ封皮ニ「何々入札」ノ文字ヲ記載スヘシ
- 入札ハ自己ノ爲ニシテ他人ノ代理タルトニ拘ラス一人一票ニ限ル
- 入札書ノ封緘中ニハ保證金又ハ其ノ他ノ書類ヲ封入スルコトヲ得ス
- 入札ハ取消又ハ交換スルコトヲ得ス
- 第七條 左ノ入札ハ無効トス
 - 一、指定ノ日時ヲ過キテ到着シタルモノ
 - 二、第五條ニ該當スル者ヨリ提出シタル者
 - 三、證明書ヲ要スルモノニシテ之ヲ提出セサルモノ又ハ第六條ノ委任狀ナキモノ
 - 四、入札保證金ニ不足アルモノ又ハ入札書記載ノ保證金額不足ナルモノ

第八章 組合の機關及組織

- 五、必要ナル文字ノ判明シ難キモノ若ハ之ヲ改竄シ其ノ箇所ニ捺印セサルモノ
- 第六條 第一項第五項第六項ニ違背シタルモノ
- 第八條 入札又ハ入札ヲ爲シタル代理人ハ開札ノ際參觀スルコトヲ得
- 第九條 組合ハ入札ニ付シタル事項ノ豫定價格調査ヲ封緘シテ開札ノ場所ニ置クモノトス
- 第十條 入札ハ豫定價格以下ノ最低額ヲ以テ落札トス但シ時宜ニ依リ別ニ落札ノ方法ヲ定ムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ入札公告ノ際其ノ方法ヲ示スヘシ落札トナルヘキ同價格ノ入札二票以上アルトキハ其ノ價格以内ニテ入札セシメ尙同價ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム
- 落札トナルヘキ入札ナキトキハ開札場在席ノ入札人ヲシテ即時入札ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第十一條 落札者ハ契約書及契約金額仕譯書ヲ提出シ契約保證金ヲ要スルモノハ契約金額百分ノ十以上ヲ提出スヘシ
- 請負金額仕譯書ニハ工事ノ位置及種類名稱材料ノ數量單價歩掛リ計金其ノ他必要ナル事項ヲ掲クルモノトス
- 前項ノ仕譯書ニ記載スル單價及歩掛リ等ヲ不相當ト認メタルトキハ請負金額ヲ目途トシテ訂正セシムルコトアルヘシ此場合ニ於テ落札人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第一項ノ契約保證金ハ有價證券(記名證券タルトキハ賣却承認書及委任狀添附ヲ要ス)ヲ以テ提供スルコトヲ得但シ有價證券ノ種類價格ハ組合ノ定ムル所ニ據ル
- 第十二條 契約保證人ハ第五條ノ資格ヲ有シ且第五條ニ該當セザ

六七七

第六節 組合會規

ル者ニ限ル

第十三條 契約保證人ハ請負人又ハ供給人ト連帯ニテ契約履行ノ責ニ任スヘシ

第十四條 落札者其ノ落札ノ日ヨリ五日以内ニ契約ヲ締結セザルトキハ別ニ告知セシテ落札ヲ取消シ入札保證金ハ組合ノ所得トス落札人自ラ落札ノ取消ヲ請ヒタル場合又同シ

第十五條 工事請負又ハ物品供給ノ權利義務ハ他人ニ賣渡シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ組合ハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

- 一、請負人又ハ供給人第十三條、第十五條、第二十三條、第二十四條ニ違背シタルトキ
- 二、第二十九條ニ依リ工事ノ増減變更若ハ中止ヲ爲スニ當リ之ヲ拒ミタルトキ
- 三、故ナク届出ノ期日ニ着手セザルトキ
- 四、契約期限迄ニ人ノ義務ヲ履行セズ又ハ履行シ難シト認ムルトキ

- 五、請負人供給人又ハ其ノ代理人ニ不正ノ行為アリタルトキ
- 六、請負人又ハ供給人ヨリ契約解除ヲ請求シタルトキ

六七八

七、前各號ノ外組合ノ都合ニ依リ必要ト認ムルトキ

第十七條 契約ノ解除ハ書面ヲ以テ請負人供給人若ハ保證人ニ告知ス此ノ場合ニ於テ書面ノ受領ヲ拒ミ又ハ住所居所共ニ知レザルトキハ組合揭示場ニ其ノ要領ヲ告示スルヲ以テ之ヲ告知シタルモノト看做ス

第十八條 第十六條第七號及第三十條ニ據リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ヲ還付シ第十六條第一號乃至第六號ニヨリ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ハ組合ノ所得トス第十六條第一號乃至第六號ニ依リ契約ヲ解除セラレタル場合ニ於テ既納ノ契約保證金ナキトキハ違約ノ賠償トシテ其ノ契約金百分ノ十二相當スル金額ヲ組合ニ納附セシムルコトアルヘシ

第十九條 契約保證金ハ別ニ定ムルモノノ外契約義務ノ履行ヲ了ヘタル後之ヲ還付ス但シ工事竣工後擔保期間ヲ定メタルモノハ工事竣功ノトキ半額ヲ還付ス

第二十條 請負人又ハ供給人ハ別ニ定ムルモノノ外金三千圓以上ノ契約ニ在リテハ完済前ニ於テ左ノ區別ニ依リ代價ノ仕拂ヲ要求スルコトヲ得

- 一、一回 契約金額五千圓未満
- 二、一回 契約金額一萬圓未満
- 三、一回 一萬圓以上五千圓ヲ加フル毎ニ一回ヲ増ス

前項ノ請求ハ工事ニ就テハ其ノ既済部分ニ對スル代價ノ十分ノ九物品ニ就テハ既納部分ニ對スル代價ヲ超ユヘカラス但シ箇々ニ分立シ得ヘキ性質ノ工事ニ於ケル各個ノ完済部分ニ對シテハ其ノ代價ノ全額迄ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 本細則ノ規定ニ據リ請負人又ハ供給人ニ於テ負擔スヘキ費用又ハ違約金若ハ損害ノ賠償金ハ組合ノ選擇ニ依リ契約保證金又ハ仕拂フヘキ金額ノ内ヨリ控除シ尙不足ノトキハ之ヲ追納セシム

第二章 工 事

第二十二條 請負人工事ニ着手セントスルトキハ少クモ三日以前ニ届出ツヘシ

組合ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項届出ヲ待タズ直ニ着手ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 請負人ハ工事ノ施行順序等ニ關シテハ當該吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十四條 工事ニ要スル物件ハ豫メ検査ヲ受クヘシ

前項ノ物件検査ニ不合格ナルトキハ請負人ハ指定ノ期間内ニ之ヲ他ニ搬出スヘシ若シ搬出セザルトキハ組合ニ於テ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ請負人ヲシテ負擔セシム

第二十五條 請負人ハ其ノ使役人ノ行為ニ關シテ一切ノ責任ヲ任スヘシ其ノ行為ノ損害アルカ又ハ不適當ト認メタルトキハ其ノ使役ヲ停止シ又ハ退去セシムルコトアルヘシ

請負人ハ第五條ニ該當スル者ヲ工場ニ於テ使役スルコトヲ得ス

第二十六條 請負人ハ常ニ工場ニ在リテ工事ニ關スル一切ノ事ヲ處辨スヘシ若シ請負人ニ故障アルトキハ組合ノ承認ヲ受ケ其ノ工事ニ經驗アル者ヲ代理セシムルコトヲ得但シ其ノ代理ヲ不適任ト認メタルトキハ承認ヲ取消スコトアルヘシ

第二十七條 請負人ニ於テ工事ニ要スル物件ヲ組合ヨリ交付サレ

第八章 組合の機關及組織

六七九

タルトキハ之カ保管ノ責ニ任スヘシ

第二十八條 工事ノ竣功検査前ニ於ケル既済部分及材料ノ亡失毀損其ノ他總テノ損害ハ請負人ノ負擔トス

第二十九條 組合ハ都合ニ依リ工事ノ増減變更若ハ中止ヲ命ルスコトアルヘシ此場合ニ於テハ請負人ハ之ヲ拒ミ又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ事由ニ依リ竣功期日ノ伸縮ヲ要スルトキハ更ニ其ノ期日ヲ定ム

本條第一項ニ據リ工事ノ變更増減ノ結果請負金額ヲ増加シタル場合ニ於テ契約保證金第十一條第一項ノ制限ニ滿タザルトキハ其ノ不足額ヲ追納セシムルコトアルヘシ

第三十條 請負人死亡シタル場合ニ於テ其ノ契約履行ニ適當ト認ムル相續人アルトキハ契約ヲ繼承セシムルコトアルヘシ

第三十一條 工事ノ竣功期日ノ延期ヲ申請シタル場合ニ於テ天災其ノ他不可抗力等ノ爲已ムラ得サルモノト認メタルトキハ之ヲ承認スルコトアルヘシ

第三十二條 工事ノ竣功期日ヲ經過シタルトキハ竣功期日ノ翌日ヨリ起算シ經過ノ日數ニ應ジ一日ニ付契約金額二百分ノ一以内ニ當ル金額ヲ違約ノ賠償トシテ請負人ヨリ納付セシムヘシ

第三十三條 左ノ各號ノ計算ハ請負金額任譯書ニ基キ組合ニ於テ之ヲ爲スヘシ請負人ハ此計算ニ對シテ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

一、第十六條ニ據リ契約ヲ解除シタルトキ又ハ第二十九條第一項ノ事由アリタル場合ノ契約金額ノ更定

二、第廿條ノ工事既済部分ニ對スル金額ノ算定

三、請負人死亡シ第三十條ノ繼承人又ハ契約保證人ナキ場合ニ

於ケル既済部分ニ對スル金額算定

第三十四條 工事ノ竣功シタルトキハ出來形精算書及請求書ヲ添へ届出検査ヲ受クヘシ但シ竣功ノ事實カ請負金額任譯書ト同一ナル場合ニ於テハ出來形精算書ヲ省略スルコトヲ得

工事ノ施行數年度ニ渉ルモノハ各年度ニ打切り毎年度末ニ於テ前項ノ手續ヲナスヘシ

工事カ仕様書ニ違ヒ若ハ不完全ト認ムルトキハ手直シ改築ヲ命スヘシ請負人ニ於テ之ヲ拒ミタルトキハ組合ニ於テ執行シ其費用ヲ請負人ニ負擔セシム

第三十五條 工事期間擔保期間ニ於テ工事ニ瑕疵ヲ發見シ又ハ滅失毀損ヲ生シタルトキハ請負人ハ組合ノ指定スル期間内ニ於テ之ヲ修補スヘシ若シ之ヲ爲ササルトキハ組合ニ於テ執行シ其ノ費用及之カ爲生スル損害ハ請負人ヲシテ賠償セシム但シ天災其ノ他不可抗力ニ因ルモノト認メタルトキハ其ノ義務ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十六條 第十六條第一號乃至第六號ニ依リ契約ヲ解除シタル爲組合ニ於テ損害若ハ第二十七條ニ據リ保管スル物件ヲ滅失毀損シタル損害ハ請負人ヲシテ之ヲ賠償セシム

第三章 工費用物件及勞力供給
第三十七條 工費用物件及勞力ノ供給契約ニ就テハ本章ニ規定シタルモノノ外總テ第二章工費用規定ヲ準用ス

第三十八條 工費用物件ノ供給人ハ指定ノ場所ニ其ノ物件ヲ取揃へ納付書ヲ提出スヘシ前項ノ物件ニシテ検査ノ結果不合格ノモノアルトキハ供給人ハ直ニ之ヲ撤出シ期限内ニ其ノ代替品ヲ提供スヘシ

第三十九條 職工人夫ノ供給人ハ契約ニ定ムル所ノ人員ヲ所定ノ場所ニ出シ勞役ニ従事セシムヘシ毎日現場ニ於テ要スル人員ハ豫メ當該吏員ニ於テ之ヲ定メ供給人ニ通知スヘシ但シ組合ノ都合ニ依リ臨時ニ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第四十條 職工人夫ハ當該吏員ニ於テ勞働ニ堪ヘス若ハ不都合ノ行爲アリト認ムル者其ノ他指揮命令ニ従ハサル者ハ使役ヲ差止ムヘシ

第四十一條 職工人夫ノ勞働時間ハ組合ノ定ムル所ニ據ル組合ノ都合ニ依リ勞働時間ヲ臨時變更スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ所定ノ時間ヲ以テ其ノ賃金ヲ増減ス

第四十二條 職工人夫ハ日々現場ニ於テ就業ノ前後必ス當該吏員ノ點檢ヲ受ケシムヘシ但シ必要アルトキハ臨時ニ點檢ヲ爲スコトアルヘシ

第四十三條 職工人夫ノ使用スヘキ器具ハ特ニ本組合ヨリ貸與スルモノノ外供給人ニ於テ供用スヘシ

前項器具ノ内當該吏員ニ於テ不適當ト認ムルモノハ引換若ハ修理ヲ命スヘシ

第四十四條 職工人夫ニシテ組合ノ器具類ヲ紛失又ハ故意ヲ以テ毀損シタルトキ若ハ第三者ニ損害ヲ與ヘタルトキハ總テ供給人ニ於テ賠償ノ責ニ任スヘシ

第四十五條 職工人夫ニシテ出場中死傷又ハ疾病ニ罹ルモノアルトキハ供給人ニ於テ相當處理スヘシ

第四十六條 供給人ハ職工人夫就役簿ヲ製シ置キ日日其ノ人名ヲ記載シ當該吏員ノ檢閲ヲ受クヘシ恣ニ變更塗抹スヘカラス

第九章 用地及建物

第一節 用地買收の方針

抑も水道工事は用地の買收を第一着手とするので之が買收の遅速はかゝつて工事の進捗に大影響を與ふるものであるから之が圓滿に解決すると否とは重大な意義を有するものである。紛擾を起して土地收用法を適用し強制的に買收を爲すことは甚だ遺憾な次第であるので我が江戸川上水は豫めそれらに對する用意を怠らず土地の買收に着手したのであるが各關係者の諒解に依り交渉は頗る圓滿に進捗し多數地主中一人の買收に應ぜざる者を出したに過ぎずそれさへ收用法を適用するに至らずして圓滿解決を見るに至つたのは本組合の幸とする所である。

本組合の用地買收の方針は豫め敷地買收費を調査して相當と認むるところの價格を決定して之れを公示し其間何等の駈引なく其範圍内にて買收に應ずるやう其土地の町村長若くは町村會議員に交渉したのである。金町淨水場は此方針にて坪當り田六圓畑十圓宅地十三圓平均として之を若林金町村長に交渉した所同村長は公共事業の性質を知悉して居る事でもあり非常な熱心を以て奔走し村會議員全部を水道用地に關する委員として地價の評定に當つた。地主中には將來同地方が工

業地として將た住宅地として相當發展し地價の昂騰すべきを見越して買收價額の低廉なる事につき反對する者もあつたが若林村長、村會議員等の斡旋によつて圓滿解決を告げたのである。

次に金町、新宿、奥戸、龜青、本田等各町村に亘る送水線の敷地も亦それ〴〵關係町村長に向つて敷地買收の件につき同様買收の豫算を示して依頼した所之れ又各町村長とも親切に斡旋の勞を取り中には容易に應じなかつた地主もあつたが豫定通り無事に之が用地を買收し終つたのである。

又配水管敷設用地は主として吾嬭町及び寺島町の一部であるが之れは仲介者を置かず直接地主に交渉を開始した結果之れ又圓滿解決を告げるに至つた。以上の如く凡ての用地は悉く協議を経て買收を了し土地收用法を適用するに至つたものは一件もなく又豫め決定した豫算を増額する事なくして大正十年十二月全部の手續を了したのは本組合の満足する所で之れに關して努力せる諸氏に對して深謝する次第である。

第二節 土地立入

用地買收の前之れが買收の交渉を開始すると同時に測量その他の爲め各敷地に立入るの必要あるにつき夫れ〴〵之か許可を受けて敷地内に立入り諸般の調査を進めた。

江第一九號

上水道事業經營ニ付土地立入許可申請

公益上上水道事業ヲ共同處理センガ爲メ東京市ニ近接セル小松川町外十一ヶ町村組合設置ノ件ニ付テハ大正八年十二月二十六日未庶甲第七〇四二號ヲ以テ既ニ御許可相成候處之レガ事業準備ノ必要有之候ニ付左記區域内土地立入り測量又ハ檢査致度候條明治三十三年三月法律第二十九號土地收用法第九條ニ依リ至急御許可相成度此段及申請候也

大正九年二月九日

東京府江戸川上水町村組合管理者

南葛飾郡長 大 島 亨 藏

東京府知事 阿 部 浩 殿

記

一事業ノ種類 上水道事業ノ共同經營

一土地立入區域 南葛飾郡金町村、水元村、新宿町、奥戸村、吾嬭町、本田村、龜青村、南綾瀬村、隅田村、

寺島村、龜戸町、大島町、砂村、小松川町

一土地立入期間 自大正九年二月至同年十二月

一起 業 者 東京府江戸川上水町村組合

申土甲第四三六號

第二節 土地立入

六八四

東京府江戸川上水町村組合
大正九年二月九日付申請上水道事業準備ノ爲メ土地立入測量ノ件左ノ通許可ス

大正九年二月二十六日

東京府知事 阿 部 浩 國

記

一立入區域(申請書ノ區域ニ同シ)

江第六號

上水道事業經營ニ付土地立入許可申請

上水道事業經營準備ノ爲土地立入測量ノ件大正九年二月二十六日申土甲第四三六號ヲ以テ許可相成居候處今般期限滿了致候ニ就テハ尙繼續調査ノ必要有之候左記區域内土地立入測量及検査致度ニ付明治三十三年法律第二十九號土地收用法第九條ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

大正十年三月九日

東京府江戸川上水町村組合管理者

南葛飾郡長 大 島 亨 藏

東京府知事 阿 部 浩 殿

記

一事業ノ種類 上水道事業ノ共同經營

一立入地區域 南葛飾郡金町村、水元村、新宿町、奥戸村、吾嬬町、本田村、龜青村、南綾瀬村、隅田村、寺

島村、龜戸町、大島町、砂村、小松川町、南足立郡千住町

北豊島郡南千住町、三河島町、日暮里町、尾久村

一土地立入期間 自大正十年三月至大正十一年三月

一起業者 東京府江戸川上水町村組合

西土甲第八一七號

東京府江戸川上水町村組合

大正十年三月九日江第六號申請上水道事業準備ノ爲メ土地立入測量及検査ノ件土地收用法第九條ニ依リ左ノ通り許可ス

大正十年三月十九日

東京府知事 阿 部 浩 國

記

一立入ルベキ土地ノ區域

(申請書ノ區域ニ同シ)

一期間 許可ノ日より大正十一年二月末日迄トス

第三節 買收面積及價額

買收用地の面積は田畑十七町五反十五步八五宅地二千五百八十九坪四三之れが
買收價額五十四萬九千二百八圓六十一錢地上物件移轉料二萬八千七百十九圓二十

第九章 用地及建物

六八五

三錢であるが其中配水塔廢止による同敷地田畑六段九畝十六步三宅地百六十三坪八一を控除したる面積及び金額は田畑十六町八段二十七步五五宅地二千四百二十五坪六二買収價額五十萬百七十七圓二錢地上物件移轉料一萬四千二百四十一圓七十八錢である。尙買収せる用地の面積買収費並に地上物件移轉料の内譯左の如し

(一) 用地買収及地上物件移轉費

種別	所在地名	面積	補償金額	地上物件移轉料
淨水揚敷地	南葛飾郡金町	一四〇反一六六歩九	二九七、九八四・八八〇	八、八五〇・七七〇
取入口敷地	同上	三三〇坪〇〇	一〇、八一六・五一〇	
送水線路敷地	同上	四二五坪六五	三、三九五・〇八〇	
同	同上	一、三〇九歩二	一五、三七九・二五〇	一、〇七七・六四〇
同	新宿町	五、八一八歩七	一五、三七九・二五〇	
同	同上	一坪五七		
同	奥戸村	一、三一四歩〇	四、六五〇・七〇〇	二六・一〇〇
同	同上	二、二一八歩〇	七、四九七・三五〇	三九、〇〇〇
同	龜青村	一三、〇〇〇歩〇五	四五、九〇九・九五〇	三、四六一・二七〇
同	本田村	二九二坪二三	三、七六三・〇〇〇	
同	吾嬬町	四二二歩〇	一、二〇六・〇〇〇	
配水線路敷地	同上	四〇四歩七	四、二六一・七六〇	
同	同上	一九七坪八〇	四、二五六・〇〇〇	
同	南足立郡千住町	五〇二歩〇	四九、〇三一・五九〇	一四、四七七・四五〇
同	南葛飾郡吾嬬町	六一九一八歩三		
元配水塔敷地	南葛飾郡吾嬬町	一六三坪八一		

事務所敷地

南葛飾郡龜戸町

計

一、〇一九坪二二	九〇、二〇二・五〇〇	七八七・〇〇〇
宅地 一七五、〇一五歩八五	五四九、二〇八・六一〇	二八、七一九・二三〇
二、五八九坪四三		

備考

一、配水塔敷地ハ大正十三年十月八日付内務省東土第五一四號ヲ以テ配水塔廢止認可ノタメ該敷地ハ不用ニ歸シタルヲ以テ賣却ノ豫定
二、配水塔敷地控除ニヨル面積金額等ハ左ノ通り

計

面積	補償金額	地上物件移轉料
宅地 一六八、〇二七歩五五	五〇〇、一七七・二〇〇	一四、二四一・七八〇
二、四二五坪六二		

(二) 用地買収面積及價格表

種別	地目	坪數	金額	所在地
淨水揚用地	田	三一、九〇二・〇〇	一九一、六〇四・五二	金町
	畑	九、四八六・一〇	九五、七七六・四七	
小計	宅地	三八五・二二	五、〇〇六・五六	
	田	四一、七七三・二二	二九二、三八七・五五	金町
取入口用地	畑	七六三・〇〇	四、五二九・八五	
	田	六八七・〇〇	六、九六二・八二	
小計	宅地	四五九・四九	五、九七三・三七	
	田	一、九〇九・四九	一七、四六六・〇四	金町、新宿町、奥戸村、龜青村
送水線路用地	畑	五、三六三・九〇	四九、六一四・八五	
	田	一、七二七・三〇	二二、〇二一・二九	本田村、吾嬬町
池沼	池	一〇三・〇〇	三六〇・五〇	
	沼	四五七・一一	七、五七六・四九	

第三節 買収面積及價額

小計	田	一、七〇六、三〇〇	七九、五七三・一三	吾嬭町
配水塔敷地	畑	一六〇、六〇〇	三三、五三二・一四	
池	二八九、〇〇〇	二、九二七・〇〇〇		
宅地	二二五、八一	八、七三八・四五		
小計	田	二、三八一、七一	四九、〇三一・五九	千住町
配水線路用地	畑	一五二、〇〇〇	四、二五六・〇〇	
宅地	四三五、五〇〇	一六、二八五・四〇		吾嬭町、寺島町
小計	宅地	五八七、五〇〇	二〇、五四一・四〇	
組合事務所敷地	宅地	一、〇六一、二一一	九〇、二〇二・五〇	龜戸町
小計	田	一、〇六一、二一一	九〇、二〇二・五〇	
畑	三九、八八七、二〇〇	二八三、五三七・三六		
池	一二、〇六一、〇〇〇	一二八、五九四・五八		
宅地	三九二、〇〇〇	三、二八七・五〇		
合計	池沼	三、〇二四、二四四	一三三、七八二・七七	
合計	宅地	五五、三六四、四四	五四九、二〇二・二一	
總計				

六八八

(三) 用地買収單價一覽表

町名	地目			摘要
	田	畑	池沼宅	
金町	一等 六、〇〇〇	一等 一〇、七〇〇	一、〇〇〇	
	二等 六、〇〇〇	二等 九、六〇〇		
	三等 五、八〇〇			

町名	地目			摘要
	田	畑	池沼宅	
新宿町	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
奥戸村	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
龜戸村	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
本田村	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
吾嬭町	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	配水塔敷地
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
寺島町	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	配水線路用地
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
千住町	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			
龜戸町	一等 七、〇〇〇	一等 三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	二等 七、〇〇〇	二等 三、〇〇〇		
	三等 六、八〇〇			

第四節 建物

昭和二年十二月三十一日現在調査にかゝる本組合の建物は左の如くである

第九章 用地及建物

六八九

浄水場敷地内	公舎附屬塀トタン	10坪 ^四 _〇	
--------	----------	-------------------------------	--

右ノ外箱番小屋十一棟

總坪數十六坪五合

第十章 通水後の状況

第一節 通水後の一般状況

第一項 給水申込數

本水道は工期を早める事九ヶ月大正十五年六月十六日を以て組合十二ヶ町一齊に通水したのであるが通水後の成績は頗る良好にして漏水等も割合に少なく、水質又純良なる爲め非常な好評を博し、五十餘萬の住民は空想を實現したかの如き思ひを爲して打ち喜び、甚大の感謝を以つて之れを迎へたのである。斯くて通水と同時に各戸の給水を開始するや給水申込み殺到して事務所前は常に市を爲すの盛況を呈し、工夫等は其の取付工事に忙殺せられ本組合の豫め準備した職工のみでは到底需要を充たす事が出来なかつたので特に東京市水道局に依頼して熟練せる職工二十餘名の貸與を受け尙ほ組合に於ても更に四十餘名の職工養成に努むる等殆ど他の水道に其の例を見ざる程の盛觀を示したのである。

今昭和二年八月末日現在の給水申込受付數を見るに個人の給水申込數一萬六千四百四十四戸、私設共用栓申込數四千二百八十四其の戸數四萬一千六百戸、合計水道使用戸數五萬七千六百に達して居る。尙昭和二年末に於ける給水の状況は左表の如し。

第一節 通水後の一般状況 第一項 給水申込数

給水工事表

(昭和二年十二月三十一日現在)

六九四

町村名	普通専用	特別専用	普通計量	特別計量	及公設共用	私設消火栓	計
小松川町	七九六	二二	一六一	一七	二七六		一、二七六
砂町	七〇六	八	二二四	三二	三四八		一、三二四
大島町	八七七	七	四〇九	四一	四三七		一、七七九
龜戸町	一、七七六	四一	六〇七	四九	四九六	一	二、九八〇
吾嬭町	九四八	五四	四〇四	四七	六九九		二、一五六
寺島町	一、〇一五	三四	二八四	二九	三六九		一、七三五
隅田町	三五六	一一	八七	一一	二〇七		六七三
千住町	一、二六一	六一	三四〇	二〇	二八四		一、九七〇
南千住町	一、四一八	四三	三五九	二六	三一一		二、一八九
三河島町	八五二	六六	二五九	一九	三七二		一、五二七
日暮里町	一、九八〇	五三	三八八	四四	四二二		二、八四一
尾久町	五九九	五七	一六〇	一〇	二九四		一、一三二
計	一二、五八四	四五八	三、七〇九	三四六	四、四二八	五〇	二一、五七五

種別栓数調

(昭和二年十二月三十一日現在)

町村名	普通		特		普通計		特計		共用		計	
	栓数	戸数	栓数	戸数	栓数	戸数	栓数	戸数	栓数	戸数	栓数	戸数
小松川町	六三	六三	六	六	三三	三三	三	三	三三	三三	一三	一三
砂町	六三	六三	六	六	三三	三三	三	三	三三	三三	一三	一三
計	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四	一二、五八四

町村名	普通	特	普通計	特計	共用	計
大島町	八二二	七	八二九	七	八三六	二、七七
龜戸町	一、六〇四	七	一、六一一	七	一、六一八	五、九〇
吾嬭町	九六六	七	九七三	七	九八〇	三、九〇
寺島町	一、〇〇五	七	一、〇一二	七	一、〇一九	三、九〇
隅田町	三三三	二	三三六	二	三四一	一、〇〇
千住町	一、一〇六	二	一一一	二	一一三	三、九〇
南千住町	一、三六四	二	一、三六六	二	一、三六八	三、九〇
三河島町	六六四	二	六六六	二	六六八	三、九〇
日暮里町	一、七七八	二	一、七八〇	二	一、七八二	三、九〇
尾久町	一、〇〇〇	二	一、〇〇二	二	一、〇〇四	三、九〇
計	一、〇〇〇	二	一、〇〇二	二	一、〇〇四	三、九〇

備考 計量栓ノ栓数ニ對シ使用戸数ノ多キハ聯用使用トス

第二項 水質試験

給水の一般開始に先だち大正十五年七月二十日江戸川源水並に沈澄池、濾過池、淨水池及び組合事務所内水栓の水に對し東京市衛生試験所に委託して水質を試験した結果左表の如く良好の成績を得たのである。

江戸川上水々質試験成績

採酌場所	色濁臭反ク硫硝亞ア硬固過カリ細												
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
江戸川取水塔	零	零	異臭味ナシ	弱アルカリ性	痕跡	痕跡	検出セズ	検出セズ	1.978	850.00	1.106	1.106	1.17
金町浄水池	零	零	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1.926	880.00	1.106	1.106	1.13
同上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1.952	880.00	1.106	1.106	1.12
同上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2.368	920.00	1.422	1.106	1.10
同上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2.446	760.00	1.422	1.106	1.11
同上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2.238	780.00	1.264	1.106	1.13
同上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2.030	820.00	1.422	1.106	1.12
組合事務所内水栓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2.030	820.00	1.422	1.106	1.12

備考 (一)濁度及色度ノ項ニ掲ゲタル數ハ比較ニ供シタル白陶土又ハ「カaramel」液「リール」中ノ「ミリグラム」ヲ以テ度數トス。(二)クロール、硝酸、過マンガン酸カリウム消費量、固形物總量ハ水一「リール」中ニ含有スル「ミリグラム」ナリ。(三)硬度ノ項ニ掲ゲタル度數ハ獨逸法トス(四)細菌繁殖數ノ項ニ掲ゲタル數ハ水一立方「センチメートル」中ノ個數ナリ。

本組合に於ては其後金町浄水場内に水質試験所を設け之れに要する諸般の器械

類を設備して絶えず各方面より水を採取しては水質試験を執行して居る。而して水質試験には元東京市衛生試験所長柿澤信義氏並に内田那沙美氏之れに當つて居るが昭和二年八月普通給水栓並に共用栓の水を採つて執行したる水質試験の成績を左に示さん。之れによれば細菌數は少なきは十多さも十七といふ小數で如何に我が江戸川水道の水質が優良なるかを雄辯に物語つて居る事を知るであらう。

普通水栓並に共用栓水質試験 (昭和二年八月中の試験)

色濁臭反ク硫硝亞ア硬固過カリ細	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	地
														地
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	日暮里町元金
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三河島町宮
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	尾久町上尾
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寺島町三八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	吾嬬町七六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	龜戸町三丁
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	砂町九五

第二節 水道經營豫算

本水道通水後に於ける水道維持經營上の狀況も亦順調に進みつゝあるが大正十五年及び昭和二年年度の組合歳入歳出豫算は左の如くである。

大正十五年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出豫算

歳入	歳入 豫算 高
一、金百五十二萬二千二百六十三圓也	
歳出	歳出 豫算 高
一金百十六萬六千九百六十三圓也	
一金三十五萬五千三百圓也	
歳出合計金百五十二萬二千二百六十三圓也	
歳入歳出差引殘金ナシ	

大正十五年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出豫算

歳入

豫算	科目	款	項	目	算		附記
					本年	前年	
一、使用料及手数料	一、使用料	一、給水料	一、給水料	一、給水料	4,631,000	4,631,000	一〇一、七五〇圓普通專用栓九、二五〇戶一月ニ付一ヶ月一圓三七五八ヶ月分
					3,274,110-00	3,274,110-00	一一、〇八八圓特別專用栓八四〇戶ニ付一ヶ月一圓六五〇八ヶ月分
					1,356,890	1,356,890	四七、八八〇圓普通計量二、一〇〇戶一月ニ付一ヶ月二圓八五〇八ヶ月分
二、量水器使用料	二、量水器使用料	二、量水器使用料	二、量水器使用料	二、量水器使用料	3,100,000	3,100,000	四〇、三二〇圓特別計量四二〇戶一月ニ付一ヶ月十二圓〇〇八ヶ月分
					1,000,000	1,000,000	一一、〇九六八圓 共用栓二五、二二〇戶一月ニ付一ヶ月一圓五五〇八ヶ月分
					1,000,000	1,000,000	二五、七〇四圓特別共用栓 四、二〇〇戶一月ニ付一ヶ月七六五八ヶ月分
					1,000,000	1,000,000	五、四〇〇圓特別計量工場用水一ヶ月七、五〇〇圓八ヶ月分、一〇〇圓〇〇〇私設消火栓演習料
					1,000,000	1,000,000	十六、三三三圓 二、〇〇〇圓
					1,000,000	1,000,000	十三、〇〇〇圓 二、〇〇〇圓
					1,000,000	1,000,000	七、五〇〇圓 二、〇〇〇圓
					1,000,000	1,000,000	百五十平均 四ヶ月分

第二節 水道經營豫算

二、工費收入		二、使用料ノ概算納金	
一、給水工入費	17,310,000	一、使用料概算納金	10,000,000
二、雜收入	11,500,000	二、設計手数料	26,250,000
三、雜收入	10,000,000	三、試驗手数料	1,000,000
二、受託工事費	10,000,000	四、量水器検査手数料	500,000
		五、鑄札鍵再交付手数料	600,000
		六、督促手数料	20,000,000
		七、預金利子	1,000,000
		八、賣不拂代	10,000,000
		九、新設	1,000,000
		十、修繕	100,000
		十一、増設並改造	1,000,000
		十二、撤去	100,000
		十三、預金利子	1,000,000
		十四、賣不拂代	10,000,000

七〇〇

歳入合計	歳出(經常部)	歳入合計	歳出(經常部)
17,310,000	17,310,000	17,310,000	17,310,000
11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

科	款	項目	豫算額	種	目	本年度豫算額	附	記
一、事務所費	一、給料	一、給料	17,310,000	一、技師、書記	一、技師、書記	17,310,000		書記七人平均俸給月額 九五圓十二ヶ月分 技師技手十人一人平均俸給月額 一〇九圓十二ヶ月分 検査員五人一人平均月俸 七〇圓十二ヶ月分 職員十八人一人平均月俸六五圓七、八〇〇圓 臨時雇一、八〇〇人日給二圓此金三、六〇〇圓
	二、雜給	二、雜給	10,000,000	二、報關並手當	二、報關並手當	1,000,000		水質検査員報關其他 名譽職費用辨償 給仕一人一〇圓九〇 使丁一人一八〇 三六五五分
				三、費用辨償	三、費用辨償	800,000		
				四、給仕使丁給	四、給仕使丁給	9,200,000		工手、雇工、工夫七〇人日給二、五〇 三六五五分 日分常備人夫二〇人一日二圓 三六五五分
				五、備人給	五、備人給	600,000		

第十章 通水後の状況

七〇一

第二節 水道經營費

五、旅費	七、賞與金	六、賞與金	七、傷病當死	八、退職死亡給與金	三、需用費	四、測量及試驗費
七、八六〇〇	一八七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六、三三三、三〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
技手書記管内月額一八圓一〇人雇員一二圓八人十二ヶ月分此金三、三二二圓吏員出張費四、五二四圓	吏員以下賞與金	傷病死者手當金	退職死亡給與金	卓子、椅子、書籍、圖書、其他備品修繕	諸用紙並薪炭代	諸帳簿、給水條例、諸納額告知書、其他
郵便電信料三〇〇圓、電話料六〇〇圓諸運搬料六〇〇圓	檢査員五人夏冬各一着外裝一着九〇圓此金四五〇圓職工五〇人四〇圓一六〇圓此工夫、常夫四〇人二〇圓八〇圓給仕夏冬各一着三五圓小使夏冬各一着二五圓帽子其他二三〇圓	吏員積直一、〇九五夜分此金五七四圓五〇錢職工常夫一、〇九五夜分此金一〇夜此金八七六圓夜勤夫一、〇九五夜分此金三、六〇〇圓	出張所三ヶ所千五百坪一坪一ヶ月二〇錢此金三、六〇〇圓	各事務所電燈料一ヶ月四〇圓一ヶ年分	事務所及倉庫保險料	給水普及宣傳其他諸雜費
納額告知書六萬枚一枚五厘	水質検査費	測量費	一、二〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇

七〇二

第十章 通水後の状況

二、給水費	一、作業費	二、量水器費	三、器具機械費	四、需用費	三、維持費
九三、三三〇、〇〇	八三、五五〇、〇〇	三三、三三〇、〇〇	一四、一五〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇
一、材料費	二、修繕費	三、備人料	四、運搬費	一、量水器費	二、修繕用材料費
六三、六〇〇、〇〇	三三、三三〇、〇〇	七、二二〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	九、〇〇〇、〇〇
給管及附屬品一式一〇〇、〇〇〇圓	鐵管及附屬品一式一〇〇、〇〇〇圓	道路軌道其他修繕費	臨時職工平均二、五〇	臨時人夫平均二、〇〇	諸材料運搬費
延一、〇〇〇人	延二、五〇〇人	此金二七、〇〇〇圓	此金二七、〇〇〇圓	此金二七、〇〇〇圓	此金二七、〇〇〇圓
十三耗ヨリ二十五耗迄一、三〇〇個一個平均一六圓六〇七五耗ヨリ百五十耗迄五個	臨時人夫平均二圓延四八〇人分	修繕用材料費	鉛工用具十五組一組一五〇圓宛穿孔器十五組一組一五〇圓宛其他一〇五五圓水質試驗並同用具六〇〇圓	器具機械修繕費	器具格納箱其他
標識板、水栓番號札、共用栓鍵、錠札	鐵管維持及移轉材料費	電話及其他計器補修費	電話及其他計器補修費	電話及其他計器補修費	電話及其他計器補修費

七〇三

第二節 水道經營豫算

臨時部計	歲出合計	四、雜支出		五、電話架設費	
		一、繼續水道經費	一、電話架設費	一、繼續水道經費	一、電話架設費
三五五,〇〇〇.〇〇	一,五三三,三六三.〇〇	三五〇,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	三五〇,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇
		入金			
		既定繼續工事費へ繰入金			
		三五〇,〇〇〇.〇〇		三五〇,〇〇〇.〇〇	
		五,〇〇〇.〇〇		五,〇〇〇.〇〇	
		金町淨水場市直通電話架設費			
		三五〇,〇〇〇.〇〇		三五〇,〇〇〇.〇〇	

昭和二年度東京府江戸川上水町村組合歲入歲出豫算

歲入	歲入豫算高
一金二千一百七十三萬三千九百八十三圓也	
歲出	經常部豫算高
一金百十萬八千八百四十三圓九十七錢也	
一金二千六萬五千三百三十九圓三錢也	臨時部豫算高
歲出合計金一千一百七十三萬三千九百八十三圓也	
歲入歲出差引殘高ナシ	

昭和二年度東京府江戸川上水町村組合歲入歲出豫算

△印減

科 款 目	項 目	豫算額		種 目	豫算額		比較増減	附 記
		本年	前年		本年	前年		
一、使用料及 手数料	一、使用料	七九七,〇〇〇.〇〇	七九七,〇〇〇.〇〇	給水料	七九七,〇〇〇.〇〇	七九七,〇〇〇.〇〇	三六九,三三〇.〇〇	一八九,六七二圓普通專用栓二一、二九〇戸一付一ヶ月一圓四〇、七、七五二圓特別專用栓三八〇戸一付一ヶ月一圓七〇、十二ヶ月分一〇九,七九四圓普通計量三、一五五戸一付一ヶ月二圓九〇、十二ヶ月分二九一,八四〇圓特別計量三〇、四二ヶ月分一七三,五二〇圓普通共用栓二八、九二〇戸一付一ヶ月一圓五〇、十二ヶ月一、四二四圓特別共用栓九五二ヶ月分一〇〇圓私設消火栓演習料一件三圓〇〇二十件 十六糎 一五〇個 〇圓三五〇 五二圓五〇〇

第十章 通水後の狀況

第二節 水道經營算

二、工費收入		三、雜收入		二、工費收入		三、雜收入	
一、費給 收水 入工	二、工費收入	一、雜 收入	三、雜 收入	一、費給 收水 入工	二、工費收入	一、雜 收入	三、雜 收入
1,000,000.00	1,000,000.00	6,400.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	6,400.00	1,000,000.00
一、新 設	一、新 設	一、預 金利 子	一、預 金利 子	一、新 設	一、新 設	一、預 金利 子	一、預 金利 子
9,970,000.00	9,970,000.00	6,400.00	6,400.00	9,970,000.00	9,970,000.00	6,400.00	6,400.00
二、修 造	二、修 造	二、材 料代 賣	二、材 料代 賣	二、修 造	二、修 造	二、材 料代 賣	二、材 料代 賣
1,000,000.00	1,000,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000.00	1,000.00
三、撤 去	三、撤 去	三、不 拂代 品	三、不 拂代 品	三、撤 去	三、撤 去	三、不 拂代 品	三、不 拂代 品
0	0	2,000.00	2,000.00	0	0	2,000.00	2,000.00
四、增 設並 改造	四、增 設並 改造	四、雜 入	四、雜 入	四、增 設並 改造	四、增 設並 改造	四、雜 入	四、雜 入
0	0	1,000.00	1,000.00	0	0	1,000.00	1,000.00
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
11,970,000.00	11,970,000.00	10,400.00	10,400.00	11,970,000.00	11,970,000.00	10,400.00	10,400.00

七〇八

十三耗 二七〇〇個
二十耗 一七〇〇個
二十五耗 二二五〇個
七十五耗 四個
百 二個
百五十耗 五個
一ヶ月平均一〇八六五〇〇〇
十二ヶ月分

鐵管設計二〇件一件三圓此金六〇
鉛管設計一七、八六〇件一件二圓
此金三五、七二〇圓
鉛管水栓及金屬管材料試驗一件平
均一圓二七〇件
二十五耗流量水器十個
試驗手數料平均一圓
再交付五〇〇件一件三十錢
督促手數料三百件一件二十錢

第十章 通水後の狀況

二、工費收入		三、雜收入		二、工費收入		三、雜收入	
一、費給 收水 入工	二、工費收入	一、雜 收入	三、雜 收入	一、費給 收水 入工	二、工費收入	一、雜 收入	三、雜 收入
1,000,000.00	1,000,000.00	6,400.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	6,400.00	1,000,000.00
一、新 設	一、新 設	一、預 金利 子	一、預 金利 子	一、新 設	一、新 設	一、預 金利 子	一、預 金利 子
9,970,000.00	9,970,000.00	6,400.00	6,400.00	9,970,000.00	9,970,000.00	6,400.00	6,400.00
二、修 造	二、修 造	二、材 料代 賣	二、材 料代 賣	二、修 造	二、修 造	二、材 料代 賣	二、材 料代 賣
1,000,000.00	1,000,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000.00	1,000.00
三、撤 去	三、撤 去	三、不 拂代 品	三、不 拂代 品	三、撤 去	三、撤 去	三、不 拂代 品	三、不 拂代 品
0	0	2,000.00	2,000.00	0	0	2,000.00	2,000.00
四、增 設並 改造	四、增 設並 改造	四、雜 入	四、雜 入	四、增 設並 改造	四、增 設並 改造	四、雜 入	四、雜 入
0	0	1,000.00	1,000.00	0	0	1,000.00	1,000.00
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
11,970,000.00	11,970,000.00	10,400.00	10,400.00	11,970,000.00	11,970,000.00	10,400.00	10,400.00

專用一三、二二五件一件四八圓五
〇〇 此金六四一、四一二圓五〇〇
計量二、九六〇件一件六三圓〇〇
此金一八六、四八〇圓〇〇〇
共用一、五五五件一件九〇圓〇〇〇
此金一三九、九五〇圓〇〇〇
鐵管二〇件一件一、五〇〇圓〇〇〇
此金三〇、〇〇〇圓〇〇〇〇
改造二四〇件一件平均二〇〇圓〇〇〇
此金四、八〇〇圓〇〇〇〇
修繕四、三八〇件一件平均一四〇圓〇〇〇
此金六、五七〇圓〇〇〇〇
撤去十二件一件五圓

七〇九

預金利子
材料賣拂三十件一件平均三圓〇〇〇
不用品賣拂代
雜入

歲	六、財產賣拂代		七、借入金	
	一、財產賣拂代	100,000.00	一、借入金	887,150.00
歲入合計	100,000.00	100,000.00	887,150.00	887,150.00
歲出	0	0	887,150.00	887,150.00
△印減	100,000.00	100,000.00	0	0
附記	財產賣拂代		舊債借換低利資金借入七、八七一、五〇〇圓 簡易保險積立金借入一、〇〇〇,〇〇〇圓	

科 目	項 目	豫 算		豫 算		附 記
		豫算額	種 目	豫算年度	豫前年度	
一、事務所費	一、報 酬	121,625.00	管理員	121,625.00	121,625.00	管理者一人年報酬四千五百圓
		6,500.00	助役報酬	6,500.00	6,500.00	助役一人年報酬二千圓
二、給 料	二、報 酬	121,625.00	管理員	121,625.00	121,625.00	管理者一人年報酬四千五百圓
		6,500.00	助役報酬	6,500.00	6,500.00	助役一人年報酬二千圓
		128,125.00		128,125.00	128,125.00	

歲 出

△ 印 減

科 目	項 目	豫 算		豫 算		附 記
		豫算額	種 目	豫算年度	豫前年度	
一、助役給料	一、收入役	3,000.00	助役	3,000.00	3,000.00	助役一人年俸三千圓
		2,000.00	技師給料	2,000.00	2,000.00	技師二人一人平均年俸二千七百圓 此金五千四百圓
二、給 料	二、主事書記	4,200.00	主事書記	4,200.00	4,200.00	主事、書記十二人平均俸給月額九 五四十二ヶ月分此金一三、六八〇圓 書記(検査員)十人平均俸給月額七 五四十二ヶ月分此金九千圓
		0	水道検査員給料	0	0	技師十五人平均俸給月額一〇〇五圓 十二ヶ月分此金一八、九〇〇圓
三、技師給料	三、技師給料	5,400.00	技師	5,400.00	5,400.00	技師二人一人平均年俸二千七百圓 此金五千四百圓
		0	水道検査員給料	0	0	技師十五人平均俸給月額一〇〇五圓 十二ヶ月分此金一八、九〇〇圓
四、主事書記	四、主事書記	4,200.00	主事書記	4,200.00	4,200.00	主事、書記十二人平均俸給月額九 五四十二ヶ月分此金一三、六八〇圓 書記(検査員)十人平均俸給月額七 五四十二ヶ月分此金九千圓
		0	水道検査員給料	0	0	技師十五人平均俸給月額一〇〇五圓 十二ヶ月分此金一八、九〇〇圓
五、雇員給料	五、雇員給料	22,500.00	雇員	22,500.00	22,500.00	雇員二十五人、一人平均俸給月額 六五四此金一、五〇〇圓 同(検査員)十五人一人平均月俸 五六四十二ヶ月分此金一〇、〇〇〇圓
		0	水道検査員給料	0	0	技師十五人平均俸給月額一〇〇五圓 十二ヶ月分此金一八、九〇〇圓
三、雜 給	三、雜 給	61,760.00	報 酬	61,760.00	61,760.00	囑託技師報酬年額金二、〇〇〇圓 其他囑託五〇〇圓 管理者、助役、委員費用弁償
		10,600.00	費用弁償	10,600.00	10,600.00	守衛日給二圓二人交換手日給一圓 三十錢二人給仕日給九十錢五人使 丁日給一圓九十二錢三百六十五日 分
四、備人給	四、備人給	17,300.00	備人	17,300.00	17,300.00	工手工夫日給二圓五十錢三人三百 六十五日分常備人一日二圓二十人 三百六十五日分
		7,800.00	旅 費	7,800.00	7,800.00	技師書記管内月額一八四十五人雇 員一、二四十五人十二ヶ月分此金五 七二二
五、旅 費	五、旅 費	10,600.00	旅 費	10,600.00	10,600.00	技師書記管内月額一八四十五人雇 員一、二四十五人十二ヶ月分此金五 七二二
		0	旅 費	0	0	

第二節 水道經營豫算

一、會 議 費								
二、雜 給	一、費用辨償	（試測 驗量 費及）	五、修 繕 費					四、需 用 費
20.00	1,500.00	0	1,500.00	筆 耕 料	十、諸 費	九、火 災 保 險 料	八、電 燈 料	七、借 地 料
20.00	1,500.00	0	1,500.00	0	670.00	2,350.00	1,000.00	2,000.00
0	0	(1,200.00)	0	200.00	2,600.00	1,000.00	400.00	3,300.00
20.00	1,500.00	1,000.00	1,500.00	4,000.00	2,600.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00

七二四

（四〇〇〇）同吏員出張旅費五、二〇〇圓
 書記（検査員）月額十二圓、十人、履
 給（検査員補）九圓、十五人、書記（倉庫
 十二圓、三人、履）九圓、五人、十
 二月分此金四、〇三二圓、過勤手
 當一、二〇〇圓
 吏員以下賞與金
 傷病死者手當金
 退職死亡給與金

第十章 通水後の状況

二、會 議 費								
二、雜 給	一、費用辨償	（試測 驗量 費及）	五、修 繕 費					四、需 用 費
20.00	1,500.00	0	1,500.00	筆 耕 料	十、諸 費	九、火 災 保 險 料	八、電 燈 料	七、借 地 料
20.00	1,500.00	0	1,500.00	0	670.00	2,350.00	1,000.00	2,000.00
0	0	(1,200.00)	0	200.00	2,600.00	1,000.00	400.00	3,300.00
20.00	1,500.00	1,000.00	1,500.00	4,000.00	2,600.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00
九〇〇〇	1,500.00	1,000.00	1,500.00	1,000.00	1,000.00	1,350.00	800.00	1,000.00

七二五

賄二十錢此金一、八九八圓四〇
 各出張所四ヶ所及電柱敷借上料四
 一〇〇圓 一時借地料 五〇〇圓
 各事務所電燈料一ヶ月平均一〇八
 圓三三錢強一ヶ年分
 事務所、出張所、倉庫建物並動産
 價格計二十五萬圓ニ對スル千分ノ
 九火災保険料
 給水普及宣傳費一、五〇〇圓從業
 員慰安費一、二〇〇圓水上協業會
 費車馬賃其他一、二〇〇圓
 交際費 二〇〇〇圓
 筆耕料 八〇〇〇圓
 總會及附屬建物修繕費

第二節 水道經營費算

七二六

三、給水費		三、需用費	
一、作業費	二、量水器費	一、備品費	二、消耗品費
六九,000.00	三三,250.00	六六,000.00	三六,000.00
一、材料費 二、道路軌道 三、其他修繕費 四、運搬費	一、量水器費 二、修繕材料費 三、備人料	一、備品費 二、消耗品費 三、印刷費 四、通信運搬費	一、備品費 二、消耗品費 三、印刷費 四、通信運搬費
六九,000.00 四七,000.00 一三,000.00 九,000.00	三三,250.00 二九,500.00 一,100.00 二,650.00	六六,000.00 三六,000.00 三〇,000.00 六,000.00	三六,000.00 二五,000.00 三〇,000.00 五,000.00
船管及附屬品一式 10,000.00 鐵管及附屬品一式 10,000.00 道路軌道其他修繕費 工手職工臨時職工平均二圓五〇延三五,一四〇人此金八七,八五〇圓 工手、定夫臨時人夫平均二圓〇〇延五二,二七四人此金一〇,四五四圓 八圓工手以下賞與一二,六五四圓 諸材料運搬費	修繕用材料費 工手、職工平均二圓五〇延七三〇人此金一,八二五圓 定夫臨時人夫平均二圓 延一,〇一八人此金二,〇三六圓 工手以下賞與二八九圓	會議用器具參考圖書及備品修繕費 會議用筆紙墨炭 議案及決議書印刷 郵便電信料	會議用器具參考圖書及備品修繕費 會議用筆紙墨炭 議案及決議書印刷 郵便電信料

四、維持費		三、器具機械費	
一、鐵管其他維持費	二、雜品費	一、器具機械費	二、器具機械費
五三,二〇〇.00	二,一〇〇.00	六四,四〇〇.00	六四,四〇〇.00
一、材料費 二、電話及各 種標示器 三、公設共 用修繕費 四、道路修 繕費 五、備人料 六、運搬費 七、雜費	一、備品費 二、雜品費 三、被服費	一、器具機械費 二、器具機械費 三、被服費	一、器具機械費 二、器具機械費 三、被服費
五三,二〇〇.00 一三,〇〇〇.00 一〇,〇〇〇.00 四,〇〇〇.00 二,〇〇〇.00 一,〇〇〇.00 一〇〇.00	二,一〇〇.00 四七,三〇〇.00 四七,三〇〇.00	六四,四〇〇.00 五九,〇〇〇.00 五,400.00	六四,四〇〇.00 一四,一五〇.00 五〇〇.00
鐵管維持及移轉材料費 電話其他計器補修費 公設共用修繕費 送配水線路道路修繕費 鐵管維持其他雜人夫日給二圓〇〇 工手材料運搬費 諸雜費	器具格納箱其他五〇〇圓給水工事專用リヤカー付自動自轉車一臺二,〇〇〇圓 各種標識板錠鈕札其他雜品 工手、職工九八八夏冬服一組二十六圓外一着十七圓 工手其他四〇二圓八〇	鉛工用具並穿孔器三〇組、部分品二,一五〇圓 試驗場用器具一式一,七〇〇圓 淨水場用器具一式二,〇〇〇圓 鉛工用具三〇組穿孔器三〇組部分品修繕費	鉛工用具並穿孔器三〇組、部分品二,一五〇圓 試驗場用器具一式一,七〇〇圓 淨水場用器具一式二,〇〇〇圓 鉛工用具三〇組穿孔器三〇組部分品修繕費

第十章 通水後の状況

七二七

第二節 水道經營豫算

經常部計	八、豫備費		(建築費)		臨時部
	一、豫備費	二、建築費	一、建築費	二、修繕費	
一、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	一、八〇八、四九七
二、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	二、八〇八、四九七
三、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	三、八〇八、四九七
四、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	四、八〇八、四九七
五、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	五、八〇八、四九七
六、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	六、八〇八、四九七
七、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	七、八〇八、四九七
八、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	八、八〇八、四九七
九、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	九、八〇八、四九七
十、八〇八、四九七	四〇三、四九七	〇	〇	〇	十、八〇八、四九七

臨時部

△印減

科目	項目	豫算		豫算		附記
		額	種	年度	年度	
一、受託工事費	一、受託工事費	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	鐵管其他材料費 職工、工夫、二、五〇〇圓 臨時人夫、七、五〇〇圓
		二、備材料費	二、備材料費	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	

二、水道築造費誌	三、建築費	四、配管布設費水	五、公債費	二、利子	
				一、元金償還	二、利子
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇
五、〇〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	四、四〇〇.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇	七、七三三.〇〇

第十章 通水後の状況

第二節 水道經營豫算

臨時部計	六、雜支出		七、訴訟費		八、用地購入費		九、借入金償還	
	一、擴張水道經費 濟繰入金	二、前年度歳入繰上金	一、訴訟費	二、前年度歳入繰上金	一、用地購入費	一、借入金償還費	二、前年度歳入繰上金	
107,051,132.00	310,000.00	26,426.00	500.00	500.00	1,000.00	867,100.00	867,100.00	
107,051,132.00	310,000.00	26,426.00	500.00	500.00	1,000.00	867,100.00	867,100.00	
355,100.00	0	0	0	0	0	0	0	
9,252,500.00	310,000.00	26,426.00	500.00	500.00	1,000.00	867,100.00	867,100.00	
	既定擴張工事費へ繰入金	昭和元年度歳入缺陷ニ伴フ繰上充用金	訴訟印紙代其他諸費		排水用水路敷土揚敷及道路敷買収費			

歳出合計	227,526,000	227,526,000	1,533,132.00	9,252,500.00
------	-------------	-------------	--------------	--------------

第三節 本水道布設の效果

第一項 衛生上の効果

人類が水道を持つと云ふ事は都市的文化生活を営むにはどうしても必要な事である。如何なる都市と雖も大發展を遂げる以上皆之れを持たぬといふ事はないのである。偶々井水の良い地方があつて比較的水道敷設の必要が少ないやうな都會もあるが、商工業發達し幾十萬乃至幾百萬の人口を包擁するやうになれば用水は必ず不足且つ不良となる事必然である。水道は即ち此の水の不足不良を救済するのみならず積極的に多くの利益を人類に與へるのである。我が江戸川上水道敷設の效果は第三章に掲げた用水の不足を完全に救済した事にあり、衛生上、經濟上乃至消防その他の點に於て非常な効果を擧げつゝある事は顯著なる事實であるが就中衛生上の利益は最も大なるものがある事勿論である。

抑も人類健康の第一要素は良い空氣、良い飲食物並に太陽の光線を十分に取る事である。取りわけ人體の大部分は水より成り凡ての飲食物中最も多く攝取するも

のは水であるから水の人體に影響する事の如何に大なるかを知る事が出来るであらう。

江戸川上水は此の純良な水を供給する使命を以つて居るものであるが之れが完成によつて組合十二ヶ町の居住民が衛生的に向上した事はいふ迄もない。警視廳に於ける日暮里町の井水検査に就ては前掲の如くで井水の不良な處は同時に傳染病が多く發生して居る。即ち根岸郵便局から三河島停車場に通ずる大道路を中心とした地方が最も井水が不良で同時に最近一番多くの傳染病患者を出したのである。之れは必ずしも井水が悪いばかりでなく人口稠密なる事、富の程度その他種々雑多な原因がある事勿論で一がいにいふ事は不可能であるが井水の不良といふ一事が最も重大なる原因を爲して居るといふ事は争はれぬ事實である。

各都市に於ける水道布設以來の傳染病發生數を觀察するに具體的に數字をあげて傳染病が之れだけ減少したといふ事を示すのは困難である。之れは水道が布設されても直に全住民が一時に水道水を使用するのではなく徐々に普及するのではあり、傳染病の原因は他に多く存し且つ都市發達の状況等種々な現象があるから水道布設による傳染病の減少といふ事實を觀る事は出来ない。されど一般の傾向として水道を布設すれば必ず傳染病の發生を減少せしむる事が出来るといふ事は一

般の認むる所である。

本上水道は通水開始以來未だ一年餘りにしかならず、現今盛に引込み申込を受けつつあり其の成績は良好の方ではあるが住民の水道水を使用する者はまだ割合に少ない。されば遺憾乍ら衛生上の成績を數字的に示す事は出来ないが傳染病を著しく減少せしめ、又一般住民の健康を増進し、天命を延べつゝあるといふ事は疑ふべからざる所である。

今東京、大阪、横濱三市に於ける上水道の死亡率に及ぼす影響、並に東京、広島二市上水道の傳染病に及ぼす影響を表にして示す事とする。

一、死亡率に及ぼす影響

	水道敷設前七ヶ年平均一ヶ年の死亡率人口一千に付	水道布設後七ヶ年平均一ヶ年の死亡率人口一千に付
東京	二二、一七	一八、三六
大阪	二七、五〇	一一、九六
横濱	三三、一二	一八、三二

二、傳染病(専ら水の媒介によるチフス、コレラ、赤痢)に及ぼす影響

	水道布設前六ヶ年平均一ヶ年人口一萬に付	水道布設後六ヶ年平均一ヶ年人口一萬に付
東京(死亡者)	七一、六八	二五、二五
	水道布設前(年數を缺く)	水道布設後十八ヶ年平均

平均一ヶ年人口一萬に付
 均一ヶ年人口一萬に付
 廣島 患者 五四〇〇
 一六〇〇
 死亡者 二七、〇〇〇
 五、〇〇〇

第二項 消防上の効果

上水道布設の効果中で最も早く而も明瞭に判るのは消防上の効果である。水道布設以前は火災の場合河水又は溝の水を使つて居たので管に不便であるのみならず、眞つ黒になつて居る汚水をかけるのだから臭氣紛々、其不潔不衛生と來たら全く言語道斷である。水道布設以來配水管の布設されてゐる所は五十間毎に消火栓が設けられて居るし壓力は基線上十六吋管終點で百三十六尺、寺島町三十六吋管終點に於て二百四尺の水頭を有し、ホース五本位までなら直接送水管に接続すれば相當効果あり、消防ポンプを使用しなくても小さな火事ならそれだけで消し止める事が出来る。凡て火事は最初の數分間が大切であるから水道消火栓を利用する事によつて迅速に活動すれば延焼を防ぐ事が出来るのである。從來日暮里其他の各町に大火が多かつたのは全く水道が無かつた爲めである。消防當局の語る所によると水道通水以來各火災毎に水道の効果を認めると言つて居る。本組合では昭和二年六月から特に火災に備へる爲め金町淨水場に市内電話を架設し淨水場では電話で

火災のある事を知るや其地方に向つて特に水壓を高くして延焼を防ぐ方法を講じて居る。之れによつて消防上の効果は益々多くなつた譯である。又一方汚水をかけられて家財類を汚損する損害やポンプの腐蝕を免れた事及びポンプ使用後ホース洗滌の手数が省けるやうになつた事その他の利益も亦決して少なくはないであらう。

今警視廳消防部で本水道誌編纂に當り特に調査された大正十五年上半期と昭和二年上半期との比較表を左に掲出せん。

江戸川水道給水区域内火災調

町別	出火度数			罹災戸數			棟數		燒失	
	失火	放火	其他	全燒	半燒	小火	全燒	半燒	坪數	概價
尾久町	五	五	一	四	四	一	二	四	一〇	三、七〇〇
南千住町	五	二	二	三	三	一	一	一	二	七、〇〇〇
三河島町	三	六	二	四	三	一	一	一	三	一〇、〇〇〇
日暮里町	三	三	二	二	二	一	一	一	一	一〇、〇〇〇
千住町	一	二	三	三	三	二	一	一	一	一〇、〇〇〇
計	一七	一八	一〇	一六	一六	六	六	六	一〇	三三、七〇〇

第十章 通水後の状況

第三節 本水道布設の効果 第二項 消防上の効果

同 七月五日午前二時五分	府下三河島町二、六六八 運送業殿 塚 勇吉 所有厩屋	淺草署O型ハ三河島町三、〇一三先消火栓使用火點東北 リ、同金杉B型ハ同町二、八二五先消火栓ニテ火點西部 リ何レモ防禦シ有効ニ消止メ得タリ
同 八月廿日後一時五分	府下南千住町三輪二八六 屠殺職 等 坂 安治	下谷署馬道A型ハ通新町三八先消火栓ニ據リ一口延長北方 ニテ進ミ直轄B型ハ南千住消防隊ノ御筒ノ一口ヲ延長防 ニテ進ミ直轄B型ハ南千住消防隊ノ御筒ノ一口ヲ延長防
同 十二月五日午前四時九分	府下日暮里町谷中本三四五 日本カーボン株式会社	下谷署谷中B型ハ同元金杉一、六一八先消火栓ニ據リ一 口延長防ニ據リ各一口宛延長防ニ據リ各一口宛延長防
昭 和 二 年 一月九日午前五時七分	府下日暮里町渡邊町一、〇四二 飲食店 細田直次郎	淺草署B型ハ南千住字千東南六八先消火栓ニ據リ火點東北 部ニテ進ミ直轄B型ハ南千住字千東南六八先消火栓ニ據リ
同 一月二十日午前〇時五分	府下南千住町字千東南七二 車製造業 金子熊太郎	淺草署B型ハ同町一、〇五六先消火栓ニテ火點南部ヨリ防 御シテ進ミ直轄B型ハ同町一、〇五六先消火栓ニテ火點南部
同 一月二十四日後〇時	府下日暮里町谷中本一三五 家具製造業 居 附 閑吉	下谷署谷中B型ハ谷中本八五〇先消火栓ニ據リ二口ヲ延 長防ニ據リ各一口宛延長防ニ據リ各一口宛延長防
同 二月十日午前二時	府下日暮里町谷中本三二七 護謨工場 片田東一	淺草署B型ハ谷中本三七先消火栓ニ據リ火點南方ヨリ同 谷中本三七先消火栓ニ據リ火點南方ヨリ同谷中本三七先消

七三〇

昭 和 二 年 三月廿日後四時五分	府下南千住町字三輪三七五 萬年筆製造業 鈴木清一 耶	下谷署谷中B型ハ三河島正庭二、七七六先消火栓ニ據リ二 口延長防ニ據リ各一口宛延長防ニ據リ各一口宛延長防
同 五月六日午前一時七分	府下日暮里町元金杉一、八八五 襪製造業 宮内助三 耶	下谷署B型ハ元金杉一、八八九先消火栓ニテ二口同金杉B 型ハ三河島町二、八八二先消火栓ニテ二口同金杉B型ハ
同 六月九日後三時七分	府下南千住町三ノ輪二八六 護謨工場 定 方 廣	下谷署A型ハ通新町三八先消火栓ニ據リ火點東南方ヨリ、 B型ハ三河島二八二先消火栓ニテ二口延長防ニ據リ(一口 ハ谷中)
同 七月五日午前〇時五分	府下日暮里町谷中本八五三 フィルム加工業 小川ヨシ	下谷署谷中B型ハ既着部署セル金杉出張所御筒放口ヲ併開 ニテ進ミ直轄B型ハ谷中本八六一先消火栓ニ據リ二口

二、深川消防署長報告

當方面隣接郡部ハ從來河川溜池下水等ヲ消防上唯一ノ水利トスル外火災ニ對スル特殊ノ設備無ク加フルニ街路狹隘ニシテ迂餘曲折甚ダシク從ツテ消防上適切ノ位置ヲ占メ疾風迅雷的活動ヲ開始スルニ頗ル困難ニシテ爲メニ往來往機ヲ失スルコトアリ常ニ隔靴搔痒ノ感ニ堪ヘザリシガ客年中江戸川水道敷設セラレ之等ノ街路ニ普ク消火栓ヲ設ケ七月一日ヨリ通水ヲ見ルニ至リ如上ノ不便ヲ幾分緩和セラレタルハ住民ト共ニ同慶ニ堪ヘザル處ナリトス、爾來未ダ當方面部隊ガ應援トシテ出場全力ヲ注ギテ火掛ヲ爲スガ如キ大火ニ遭遇セザルヲ以テ具體的効果ヲ擧ゲ難シト雖モ一朝如斯場合アラシク水道消火栓ハ偉大ナル効ヲ奏スベキハ論ヲ待タザル處ニシテ現ニ近來是等ノ町村ヨリ出火ノ専用電話ニ接シ又ハ煙烟ヲ發見シテ應援出場ヲ爲スモ現場到着ト共ニ或ハ鎮火ニ傾キ或ハ既ニ延燒

第三節 本水道施設の效果 第二項 消防上の効果

ノ虞ナキニ至レル程度ニシテ當方面部隊ガ必死ノ活動ヲ爲シ防禦ニ努ムルヲ要セザリシガ如キハ水道消火栓ノ効力ニ因ルモノト認ムルモ誤謬ニアラザルヲ信ズ

江戸川水道ハ水源近ク需要區域狭小ナルガ故ニ平均水壓相當高率ヲ示シ消火栓ニ水管ヲ直結使用スルモ其放水射程優秀ナリ、而シテ從來ハ下水ニ據ル場合多ク從ツテ唧筒ニ故障ヲ生ゼシ事例尠ナカラザリシガ爾來多クハ水道水ニ據ルガ故ニ之等ノ憂無ク唧筒ノ効率發揮且又ソノ保存上ニモ偉大ノ効力アルヲ思ハシム

日 時	場 所	焼失程度	防 禦 方 法
大正十五年十一月十四日 午前二時十分	大島町六丁目一 七八番地 土鉢製造業 内山 金太郎	木造 全焼一戸	防禦セス
大正十五年十二月十三日 午後十一時十五分	大島町二丁目二 十三番地馬糞商 伊藤喜右衛門	木造 全焼五戸	猿江支隊 C型ハ大島町二ノ三四先消火栓ニ唧筒直結シ一口水 管一〇個延長防禦
昭和二年二月二十七日午 後十一時三十分	砂町八右衛門新 田五七四番地所 在空家	木造 全焼十六戸 半焼三戸	深川分隊 B型隊ハ砂町八右衛門新田二一五先河川ニヨリ唧筒 運用一口水管一〇個延長防禦 深川分隊 C型隊ハ砂町八右衛門新田五六〇先消火栓ニ依リ唧 筒運用一口水管一〇個延長防禦 猿江支隊 C型隊ハ砂町八右衛門新田五六四先瀧水ニ依リ唧筒 運用一口水管八個延長防禦
昭和二年五月二日午後二 時七分	大島町五丁目三 六二番地齒科醫 師鹽田辰雄	木造 半焼五戸	防禦セス

昭和二年七月四日午前四 時二十七分	大島町五丁目二 八三番地大工職 伊豆山定次郎	木造 全焼七戸 半焼一戸	猿江支隊 O型隊ハ大島町五ノ二一先河川ニ依リ唧筒運用一口 水管一〇個延長防禦
----------------------	------------------------------	--------------------	---

三、本所消防署長報告

深川消防署長ヲ經テ御指示相成候江戸川水道ニ關スル件取調ブルニ當署ハ南葛飾郡、龜戸、吾嬭、寺島、隅田(特命)ノ各町ニ於ケル火災ノ應援ニ出場スル事トナリ居リタルモ從來ハ一二ノ道路ヲ除ク外一般ニ道路幅員狭ク且ツ水利トシテハ僅ニ河水、下水、溜池、貯水池(寺島一部)等ニ依ル防禦ニシテ至難ナル爲往々損害ヲ大ナラシメタルガ客年七月江戸川水道開通以來消火栓數甚ダ多カラズト雖本年六月末日ニ至ル一ケ年間同地ニ應援出場防禦シタルモノ、内左記ノ通り五六消火栓ニ依ラザルモノ(所轄先着部隊ニ於テ有効ナル防禦ヲ爲シ居タルモノ)外何レモ水道敷設以前ニ比シ消火栓ヲ使用シ得ルタメ防禦上有効ニ有之候條此段及報告候也

日 時	場 所	焼失程度	防 禦 方 法
昭和二年一月十七日午前 二時五十三分	龜戸町五丁目十 一番地 綿絲業 岩付 金三郎	木造 半焼七戸	本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町四ノ六先ニ位置セル吾嬭町B型唧 筒ニ直結一口水管十二個延長防禦 本所分隊 B型唧筒ハ龜戸町五ノ一九先消火栓使用一口水管十 個延長防禦 押上支隊 B型唧筒ハ龜戸町二ノ一五五先消火栓使用一口水管 十四個延長防禦 北支隊 B型唧筒ハ龜戸町二ノ一五五先消火栓使用一口水管
昭和二年一月二十三日午 前二時三十分	龜戸町五丁目二 百七番地 セルロイド工場 株式会社川田信 守	木造 全焼八戸 半焼四戸	本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町四ノ二〇先消火栓ヲ使用一口水 管二十個延長防禦 花町支隊 A型唧筒ハ龜戸町五ノ五七先瀧水ヲ使用一口水管十二個延 長防禦 押上支隊 B型唧筒ハ龜戸町五ノ一五七先下水ヲ使用一口水

第十章 通水後の状況

第三節 本水道布設の効果 第二項 消防上の効果

七三四

昭和二年一月三十日午前 〇時五分 七番地 吉田 淺吉	昭和二年一月三十日午後 〇時三十二分 龜戸町六丁目六 大工業 安藤 盛夫	昭和二年二月十七日午後 八時五十六分 龜戸町三丁目三 飲食店 白倉 新藏	昭和二年二月二十五日午 後六時五十分 隅田町一三〇二 東京護謄製作所 齋藤 政則	昭和二年三月一日午前二 時二十五分 龜戸町七丁目二 活動常設館 藤田 政一耶	昭和二年三月十三日午後 一時二十分 龜戸町五丁目二 煙火製造業 篠原 彌平
木造 全焼十一戸 半焼五戸	木造 半焼二戸	木造 半焼二戸	木造 全焼一戸 半焼二戸	木造 全焼一戸	木造 全焼一戸
本所分隊 B型唧筒ハ龜戸町五ノ二ニ先消火栓ヲ使用シ龜戸町唧筒ニ直結一口水管九個延長火點四方ヨリ防禦	本所A型唧筒 本所B型唧筒 花町A型唧筒 出揚セシモ火掛セス	本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町三ノ三〇先河水使用一口水管(第一吐水口)四箇延長火點南方ヨリ防禦 本所分隊 B型唧筒ハ龜戸町三ノ三〇先河水使用一口水管六個延長火點北方ヨリ防禦 本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町三ノ三〇先河水使用一口水管二個延長火點南方ヨリ防禦 所屬四番組ハ本所分隊A型唧筒第二吐水口使用水管四個延長火點東方ヨリ防禦	本所分隊 B型唧筒ハ隅田町一三三一先下水使用一口水管十一個延長火點東南方ヨリ防禦	本所分隊 B型唧筒ハ龜戸町七丁目二ニ先消火栓使用龜戸町唧筒ニ直結一口水管十二個延長火點北方ヨリ防禦	本所A型唧筒 本所B型唧筒 出揚セシモ火掛セス

昭和二年三月十六日午前 五時二十五分 吾壩町大字請地 ルロイド加工業 佐藤 仁助	昭和二年三月二十六日午 前三時三十四分 吾壩町請地八〇 五番地 護謄工場 高木 兼太郎	昭和二年四月二日午後二 時三十五分 龜戸町一丁目一 二三番地セルロ イド加工業 永峯 清三耶	昭和二年四月十二日午後 〇時二十一分 吾壩町葛西川三 九八番地 襪工場 和田 倉之助	昭和二年四月二十一日午 前二時二十八分 龜戸町三丁目一 四六番地 空屋所有者 宮川 則次
木造 全焼十一戸 半焼十戸	木造 全焼十戸 半焼十一戸	煉瓦造 半焼一戸	木造 全焼一戸 半焼一戸	木造 全焼四戸 半焼三戸
本所分隊 B型唧筒ハ吾壩町大字請地二四六九先河川使用一口水管七個延長火點南方ヨリ防禦	本所分隊 A型唧筒ハ本所區向島押上町二三先河川使用一口水管十五個延長火點南方ヨリ防禦 本所分隊 B型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管十五個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 A型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 B型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 C型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 D型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 E型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 F型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 G型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 H型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 I型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 J型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 K型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 L型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 M型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 N型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 O型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 P型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 Q型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 R型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 S型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 T型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 U型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 V型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 W型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 X型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 Y型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦 花町支隊 Z型唧筒ハ向島押上町二三先河川使用一口水管六個延長火點南方ヨリ防禦	花町支隊 A型唧筒ハ龜戸ノ五九先消火栓使用一口水管十三個延長火點南方ヨリ防禦	本所分隊 A型唧筒ハ吾壩町七〇先下水使用一口水管七個延長火點北方ヨリ防禦 本所分隊 B型唧筒ハ吾壩町三九八先下水使用第一吐水口水管四個延長火點西方ヨリ防禦第二吐水口ハ龜戸町四番組ニ送水 本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町三ノ一四先消火栓使用一口水管十個延長北方ヨリ防禦 本所分隊 B型唧筒ハ龜戸町一二三先下水使用第一吐水口ハ水管三個延長西方ヨリ第二吐水口ハ吾壩町四番組ニ送水	

第十章 通水の状況

七三五

第三節 本水道施設の効果 第二項 消防上の効果

七三六

昭和二年五月六日午前九時二十八分	昭和二年五月十七日午後一時十五分	昭和二年五月二十三日午後四時十三分	昭和二年五月三十一日午前七時三十三分
龜戸町六丁目三十七番地セルロイド加工業 小林 末次郎	龜戸町三丁目七十八番地清元齋 匠 野田とく	龜戸町二丁目八十九番地セルロイド加工業 田邊 瀧吉	龜戸町六丁目一〇八番地セルロイド加工業 熊崎 廣吉
木造 全焼二戸 半焼五戸	木造 半焼三戸	木造 半焼一戸 (二階建三棟)	木造 全焼九戸 半焼六戸
本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町六ノ一四先消火栓使用一口水管十 二個延長火點西方ヨリ防禦 花町支隊 A型唧筒ハ龜戸町一ノ九一先下水使用第一吐水口ハ水 管六個延長火點南方ヨリ防禦第二吐水口ハ吾嬭町三番組ニ送 水	本所分隊 A型唧筒ハ龜戸町三ノ八四先消火栓使用一口水管十 二個延長火點北方ヨリ防禦	本所 A型唧筒出場セシモ水掛セヌ	本所分隊 A型唧筒ハ龜戸五ノ七〇先下水使用一口水管七個延 長火點北方ヨリ防禦 花町支隊 A型唧筒ハ龜戸町六ノ四九先下水使用一口水管六個 延長火點南方ヨリ防禦

廣島、甲府二市の成績

又他の都市に於ける水道と火災との關係に就ては何れも顯著なる効果をあげて居るのであるが之れに關する材料は極めて乏しきを免れず、茲に廣島、甲府二市の統計を擧げて參考に供する事とするが二者の成績は著しく相違して居るも之れは其時の事情によるものである

廣島	甲府
水道施設前(年数を缺く)平均一ヶ年火災戸數一萬に付 一八、六	水道施設後十ヶ年平均一ヶ年火災戸數一萬に付 七、四
同前九ヶ年同 三四、七	同後十年同 七、四

右の中廣島市の成績は水道施設前十八戸に對し施設後十四戸にして僅かに四戸の減少を見たのみであるが甲府市の方は三十四戸から七戸に減つて居るのは其の效果の非常に顯著なるを示すものであらねばならぬ。元來火災なるものは特殊の事情なき限り毎年増加するものなるに斯くも著しき減少を見たのは效果の偉大なる事を示すものである。

第三項 一般的の效果

上水道敷設の效果は衛生及び消防上の效果を最とするが此の外工業用水を得る事によつて各工場が便宜を得た事は蓋し多大なものがあるに相違ない。之れに就ては第三章に述べたが大日本製糖株式会社小名木川工場の如き水道施設前は江戸川の河水を傳馬船に汲んで運搬使用して居たものである。

水道敷設の效果として便利であるといふ事も相當重大視すべきものであらう。文明人は生活が複雑になつて非常に多忙を極めるものであるから用水を一々つるべやポンプで汲み揚げそれをバケツ杯で運搬する事は甚だしき苦痛である。之れは文化生活を営む者から見れば確かに非文明的なものであると言はなければならぬ。東京市内に住んで水道と瓦斯とを使ひ慣れた人が郊外に移轉したとき最も苦痛に感ずるのは水道と瓦斯のない事で、とりわけ水道のないのには困却するのである。女中杯の最も厭ふのは郊外で井戸水を汲まされる事である。之れが爲め市内に住み慣れた人が良い空氣や緑樹の快味に接しやうとして郊外に轉住しても亦市内に戻るといふ例が少なからずある。又此の不便を除かんが爲め相當多額の費用を投じて簡易水道を敷設する者も可成り多くあり中には數千圓の設備費を投じて居るのさへあるやうな次第である。兎に角水栓を一寸ひねりさへすれば欲しいだ

けの水が得られると云ふ事は非常に便利なもので勞力を省くといふ一事でも水道を敷設する價值があるのだ。

水の硬軟から見れば水道の水は軟水であるから洗濯をする場合杯は惡質の井水に比べると非常な相違あり在來の井水では石鹼が利かない許りか曹達等を使つても白い物杯は充分に落ちないが水道水ならばよこれは容易に落ち之れ又多くの勞力が省け石鹼の消費量も餘程節約出来るのである。人の皮膚にしても常に美しい軟水を使用して居れば自然とキメが細かく色が白くなる事は争はれぬ事實で水道の水で磨きをかけると女ツぶりが上つて來るといはれ又古來水清き所に美人が産すると稱されて居たのでも判るであらう。今まで悪い水を使つて居た十二ヶ町の婦人に取つて水道水の供給を受けるといふ事は正に天來の福音であると言はなければならぬ。

又經濟的に見ても水道使用者の中には高い使用料を取られるといふ者もあるが使用料なしで水道水を使はんとするのは甚だ虫の宜い話である。普通の井戸でさへポンプ其他の修繕費や何かを要するではないか。殊に簡易水道を持つて居る者に比較したならば水道使用料の如きは知れたものである。我が江戸川水道は玉川水道のやうに營利事業ではないのだから實費を得さへすれば宜いのである。従つ

て使用料は東京市の水道に比すれば幾分高くはなつて居るが大體に於て非常に安いのである(而も東京市では近く三割方の値上を斷行すべく既に監督官廳の許可を得て居る位である)。僅かばかりの使用料を拂つても以上に述べたやうな種々の利益があるのだから經濟上より見て非常に有利なのである。之れは恐らく火災の被害が減つた丈けでも優に水道敷設費位の事は數年にして補ひが付くものと見て差支あるまい。

尙ほ以上の利益は大體に於て物質的のものであるが抽象的に見れば宜い水を利用に使用する事が出来るのは甚だ愉快であるといふ精神的の利益も亦如何なる場合にも伴ふもので忽諸に付すべからざるものである。斯うして物質的並に精神的各方面から觀察すると水道敷設の利益は殆ど枚舉に遑なき程である。今や組合十二ヶ町の住民は均しく此の水道の恩澤を蒙つて居るといふ事を自覺し、水道敷設に努力した人々に對して感謝する所がなくてはならぬ。

第十一章 第一期擴張

本水道計畫は工事萬端當初の豫定以上の成績を示し、工期を九ヶ月短縮する一方豫算に於ても百萬圓の餘剰を生ぜしめ我が國水道工事界に於ても稀れに見るの好成绩を得たのであるが、是より先き大震災の影響を受けて市内の戸口は洪水の如く郡部に移動し來り大正十四年末には組合十二ヶ町村の人口五十二萬九千餘を算し本水道設計の豫想人口四十五萬人を突破する事正に九萬人で原設計の給水管のみでは到底水道の普及を計る事は出來ないので茲に配水管の増設を計畫し、大正十五年二月四日組合會の議決を経、同年六月十五日内務大臣に宛て、之れが認可を申請し同時に内務、大藏兩大臣に宛て、之れに對する國庫補助金の下付及び起債の許可を又東京府知事に對し府費補助金の下付を稟請したものである。所で工事施行の認可は昭和二年三月七日之が指令に接したので直に工事に着手したが國庫並に府費の補助は詮議が不可能となつた。又起債に就ては其後繼續事業費の剩餘金百萬圓を振替へ充當することに其筋に追申を爲して昭和二年三月三十一日之が承認を受けたのである。然して前記國庫並に府費補助金の全減と、起債額百二十四萬二千圓を百萬圓の繰入金に止めた減少とによつて財源に不足を生じたのであるが

材料の廉價購入乃至工費の節約によつてその補充をなさずとも既定計畫の工事を遂行し得る見込が立つたのである。本工事も順調に進捗し昭和二年度一杯で全部完成したのである。(剩餘金額は財政の部に録す)

東京府江戸川上水道第一期擴張工事の儀認可申請

本町村組合ハ大正十年十一月二十八日内務省東衛第八七八號ヲ以テ上水道施設ノ御認可ヲ得爾來鋭意工事ヲ進メ候結果豫定給水期ノ大正十六年四月ヨリ約八ヶ月工期ヲ早メ本年八月ヨリ給水開始ノ運ヒニ相成候然ルトコロ去ル大正十二年大震災ノ爲メ帝都ノ戸口ハ隣接郡部ヘ膨脹ヲ來シ人口頗ニ増加シ大正十四年末ニハ實ニ五十二萬九千餘人ヲ算スルニ至リタルヲ以テ原設計當時ノ四十五萬人ニ對スル配水支管ノミニテハ到底給水ノ普及ヲ企圖スルヲ得サルヲ以テ茲ニ配水支管ノ増設ヲ計畫シタル次第ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御認可相成度此段及稟請候也

大正十五年六月十五日 (起債及國府補助ハ中止ニ付省略)

管 理 者

内務大臣宛

添付書類

- 一、水道目論見書 二、設計説明書 一、工事方法書 一、水道施設費收支豫算 一、借入金規程 一、組合債償還年次表 一、償還財源表 一、給水豫想表 一、給水條例 一、工事費内譯書 一、單價表 一、起債ニ關スル決議書寫 一、上水道設計圖面(十三葉)

内務省一五東衛第八四九號

東京府南葛飾郡龜戸町

東京府江戸川上水町村組合

大正十五年六月十五日付實庶第四五二號申請水道擴張工事施行ノ件認可ス

昭和二年三月七日

内務大臣

第一期擴張目論見書

- 第一 水道事務所ノ所在地 東京府南葛飾郡龜戸町四丁目四十八番地
- 第二 水源ノ位置 現設計ノモノヲ使用スルニ依リ大正十年十一月二十八日認可水道目論見書ト同一ナリ
- 第三 水道線路 前同斷
- 第四 給水區域 前同斷
- 第五 人口ハ大正十四年十月一日ノ調査ニ依レバ五十二萬七千四百四十七人ニシテ逐年増加ノ狀況ナリ
- 第六 水壓ノ概算 大正十年十一月二十八日認可水道目論見書ト同一ナリ
- 第七 工事ノ方法 別掲第一期擴張設計説明書及水道工事方法書ノ通りトス
- 第八 起工、大正十五年四月、竣功期限、大正十七年三月
- 第九 工費總額金百四十一萬八千四百八圓
- 第十 收入支出ノ方法及其ノ豫算ハ別表ノ通りトス
- 第十一 水料ノ等級、價格、水料徴收ノ方法及經費收支ノ概算ハ別表ノ通りトス

第一期擴張設計説明書

- 一、總説 本工事ハ水源地、淨水場、送水本管及配水鐵管幹線ハ現在ノ儘トシ主トシテ配水枝管ノ増設ヲナスモノトス
 - 二、淨水場、送水管及配水本管 金町淨水場、送水管及配水本管ハ原設計ノ儘トシテ擴張施工セザルモノトス
 - 三、給水區域及給水人口 給水區域ハ現在ノ通りトス
- 給水區域内ニ於ケル人口ハ大正九年十月國勢調査ニ依レバ人口二十九萬七千九百五十三人ニシテ過去ノ増加率ニ依リ推定スレバ大正十五年末ニハ人口四十三萬九千五百八十二人トナリ同二十四年末ニハ七十一萬七百七十七人

ニ達スル豫定（原設計説明書参照）ナリシモ昨十四年十月國勢調査ノ結果ニ依レバ人口五十二萬七千四百四十七人ニシテ斯ル激増ヲ見タルハ主トシテ東京市大震災ノ爲郊外ノ發展著シキニ起因スルモノニシテ斯ク急激ニ増加スルモ本組合内面積ト東京市人口密度トノ割合ヨリ推定スルニ最大密度ノ人口トシテ大約八十萬人内外ニ止マルベキヲ以テ大正二十四年ニ於テハ最初推定セル人口ニ近似スルモノト看做シ將來ノ人口ヲ推定スルトキハ左表ノ如シ

年次	總人口	各増加人口
大正十四年	五二七、四四七	
同 十五年	五四〇、四〇〇	一五、五〇〇
同 十六年	五五七、一〇〇	一六、七〇〇
同 十七年	五七四、九〇〇	一七、八〇〇
同 十八年	五九四、〇〇〇	一九、一〇〇
同 十九年	六一四、二〇〇	二〇、二〇〇
同 二十年	六三五、七〇〇	二一、五〇〇
同 二十一年	六五八、五〇〇	二二、八〇〇
同 二十二年	六八二、五〇〇	二四、〇〇〇
同 二十三年	七〇七、九〇〇	二五、四〇〇
同 二十四年	七三四、五〇〇	二六、六〇〇

斯ノ如ク人口ノ増加ニ伴ヒ街路ノ増設多ク原設計當時人口約三十萬人ニ對スル給水枝管ノ埋設ノミニテハ給水ノ普及ヲ企圖スルヲ得ズ依テ爰ニ配水枝管ノ増設ヲ計畫シタルモノニシテ配水本管ハ原設計ニ於テ七十萬人ニ適應スル設計ナルヲ以テ本擴張ニ於テハ配水枝管ノ増設ノミニ止メタリ而シテ人口増加ニ伴フ水源地ノ設備ヲ考フル

ニ人口四十五萬人ノ設備ナルモ各市ノ實例ヲ参照スルニ給水普及率ノ割合ハ大略左表ノ如キモノト豫定シ爰數年間ハ水源地ノ擴張ヲサザルモ現在ノ設備ニテ充分ナリトス

年次	推定人口	給水率	給水人口
大正十五年	五四〇、四〇〇	〇・三五	一八九、一〇〇
同 十六年	五五七、一〇〇	〇・四二	二三四、〇〇〇
同 十七年	五七四、九〇〇	〇・四六	二六四、五〇〇
同 十八年	五九四、〇〇〇	〇・五〇	二九七、〇〇〇
同 十九年	六一四、二〇〇	〇・五三三	三二七、四〇〇
同 二十年	六三五、七〇〇	〇・五六七	三六〇、四〇〇
同 二十一年	六五八、五〇〇	〇・六〇	三九五、一〇〇
同 二十二年	六八二、五〇〇	〇・六三三	四三二、〇〇〇
同 二十三年	七〇七、九〇〇	〇・六六七	四七二、二〇〇
同 二十四年	七三四、五〇〇	〇・七〇	五二四、二〇〇

第一期擴張工事方法書

第一期擴張工事ハ水源地淨水場及送水線路、配水鐵管幹線ハ現在ノ儘トシ主トシテ配水枝管ノ増設ヲナスモノトス
原設計ニ於テ配水管幹線ハ將來人口七十萬人ニ増加シタル場合ヲ考ヘ一人一時間最大水量六、七五立方尺トシ一時間十九萬六千八百七十五立方尺ニ達スルモノト假定シ即チ毎秒五四、六九立方尺ノ給水ニ應ジ得ラルルノ設備ナリトス

第一期擴張ニ於テハ原設計當時ニ田、畑、原野タルモノ現今ニ於テハ街路開ケ人口密集シタル箇所ヲ調査シ給水鐵管ヲ埋設スルモノニシテ給水量ノ多寡及土地ノ狀況ニ依リ管徑十二吋以下四吋ニ至ル數種トス之ヲ各時別トセバ共

延長左表ノ如シ

鐵管	時	鐵管延長	鐵管	時	鐵管延長
四時	八	六〇、七四二	六時	一〇	一四、二五一
一二	八	一、四五一	總延長		一、九四三
		一、二九〇			七九、二二七

鐵管ハ凡テ工學會水道鐵管調査委員ノ撰定シタル低壓管トシ道路面以下鐵管ノ土冠リハ三尺以上トス
 千住町地先荒川放水路ヲ横斷スル個所ハ東京府大橋新橋鐵桁ヲ利用シ十吋鋼管ヲ添架スルモノトス
 溝渠及電車鐵道線路横斷ノ箇所ハ適當ノ防護工事ヲ施工ス消火栓ハ其ノ數千百六十個所ニシテ大略五十間乃至六十
 間ノ間隔ヲ保チ十字街等使用上便宜ノ位置ニ設ケ排氣ニ必要ナル個所ニハ排氣弁ヲ設ケ又鐵管線路中要所ニハ阻水
 弁及泥吐管ヲ設ケ鐵管ノ破損其ノ他必要ナル場合ニ斷水シ若クハ給水制限等ノ用ニ供ス、公設共用栓ハ其ノ數百五
 十個所トシ實地調査ノ上必要地點ニ之ヲ設クルモノトス

自大正十五年度 東京府江戸川上水町村組合上水道第一期擴張布設費繼續年支出方法
 至大正十六年度

一金百四十一萬八千四百八圓也

第一期擴張布設費

内

金百三十萬圓也

人工工事費

金十一萬八千四百八圓也

借入金償還費

内 譯

金五十二萬八千七百圓也

大正十五年度支出額

金八十八萬九千七百八圓也

大正十六年度支出額

東京府江戸川上水町村組合第一期擴張繼續費水道布設費收支計算表

科 目	款 項	大正十		計	種 目		附 記			
		五年度	六年度		金 額	明 細				
一、補助金	一、補助金庫	1	1,000	1,000	一、補助金庫	1,000	工費四分ノ一			
		2	3,000	3,000		3,000		一、府補助金	3,000	工費八分ノ一
		1	100,000	100,000		100,000			二、分組賦合額費	
		2	100,000	100,000		200,000		200,000		
二、分組賦合額費	一、分組賦合額費	1	100,000	100,000	二、分組賦合額費	100,000				
		2	100,000	100,000		200,000				
三、雜收入	一、雜收入	1	700	700	一、雜收入	700				
		2	700	700		1,400				
四、公債費	一、公債費	1	4,000,000	4,000,000	一、公債費	4,000,000				
		2	4,000,000	4,000,000		8,000,000				
合 計		5,670,000	6,470,000	12,140,000		12,140,000				

第二條 本借入金ノ利子ハ年九分以内トス但シ毎年度ノ利子支拂時期ハ借入先ト協定スルモノトス

第三條 本借入金ノ元金ハ大正十六年度迄据置同十七年ヨリ同三十一年度迄十五年度間ニ別紙償還年次表ノ通り償還ス但シ經濟界ノ狀況ニ依リ管理者ニ於テ長期ノ借入ヲ不利益ナリト認ムルトキハ借入ノ翌年度ヨリ五ヶ年度以内ノ短期借入金ヲ爲シ又ハ借替ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ第一條ノ借入期間ハ短期借入金ノ償還終期迄之ヲ延長ス

第四條 本借入金ハ組合財政ノ都合ニ依リ繰上ケ償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利ニ借替ヲ爲スコトヲ得

第五條 本借入金ノ元利償還ハ一般歳入ヲ以テ支辨ス

第一期擴張工事借入金償還年次表 (起債中止)

年 度	年次起債額	元金殘額	償 還 額		摘 要
			元 金 利 子	計	
大正十五年度	四八,000	四八,000	六,七〇〇	六,七〇〇	利率年八分二厘
同十六年度	四四,000	一三二,000	八,七〇〇	八,七〇〇	
同十七年度	一,111,000	一,111,000	九,八〇〇	一四一,八〇〇	
同十八年度	一,111,000	一,099,000	九,八〇〇	一五一,六〇〇	
同十九年度	一,099,000	一,087,000	九,八〇〇	一六一,四〇〇	
同二十年度	一,087,000	一,075,000	九,八〇〇	一六一,六〇〇	
同二十一年度	一,075,000	一,063,000	九,八〇〇	一六一,八〇〇	
同二十二年度	一,063,000	一,051,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同二十三年度	一,051,000	一,039,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同二十四年度	一,039,000	一,027,000	九,八〇〇	一六一,二〇〇	
同二十五年	一,027,000	一,015,000	九,八〇〇	一六一,四〇〇	
同二十六年	一,015,000	一,003,000	九,八〇〇	一六一,六〇〇	
同二十七年	一,003,000	九九1,000	九,八〇〇	一六一,八〇〇	
同二十八年	九九1,000	八79,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同二十九年	八79,000	767,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十年	767,000	655,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十一年	655,000	543,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十二年	543,000	431,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十三年	431,000	319,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十四年	319,000	207,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十五年	207,000	95,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十六年	95,000	83,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十七年	83,000	71,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十八年	71,000	59,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同三十九年	59,000	47,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十年	47,000	35,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十一年	35,000	23,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十二年	23,000	11,000	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十三年	11,000	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十四年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十五年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十六年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十七年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十八年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同四十九年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十一年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十二年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十三年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十四年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十五年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十六年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十七年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十八年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同五十九年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同六十年	0	0	九,八〇〇	一六一,〇〇〇	
同六十年計	一,111,000	一,111,000	九,800	一,111,000	

年 度	年次起債額	元金殘額	償 還 額	摘 要
大正二十五年	一	一	一	一
同二十六年	一	一	一	一
同二十七年	一	一	一	一
同二十八年	一	一	一	一
同二十九年	一	一	一	一
同三十年	一	一	一	一
同三十一年	一	一	一	一
同三十二年	一	一	一	一
同三十三年	一	一	一	一
同三十四年	一	一	一	一
同三十五年	一	一	一	一
同三十六年	一	一	一	一
同三十七年	一	一	一	一
同三十八年	一	一	一	一
同三十九年	一	一	一	一
同四十年	一	一	一	一
同四十一年	一	一	一	一
同四十二年	一	一	一	一
同四十三年	一	一	一	一
同四十四年	一	一	一	一
同四十五年	一	一	一	一
同四十六年	一	一	一	一
同四十七年	一	一	一	一
同四十八年	一	一	一	一
同四十九年	一	一	一	一
同五十年	一	一	一	一
同五十年計	一	一	一	一

第一期擴張工事借入金償還財源表 (起債中止) (繰入金百萬圓)

次 年	度 年	收 入			支 出			現借入金
		國庫補助 府補助金 賦 組 合 分 金	雜 收 入	借 入 金 繰 入 金	工 事 費	償 還 元 金 利 子	計	
一	一五	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
二	一六	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
三	一七	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
四	一八	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
五	一九	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
六	二〇	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
七	二一	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
八	二二	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
九	二三	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
一〇	二四	1,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
計		10,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

年次	年度	第一期擴張 想總戸數	同 給水戸數	差引戸數	第一期擴張 張給水率	第一期擴張 給水戸數	專用 料金	共用 料金	計量 料金	第一期擴張 給水料金計
一	二五	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
二	二六	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
三	二七	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
四	二八	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
五	二九	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
六	三〇	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
七	三一	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
計		70,000	70,000	70,000	700,000	10,500	7,700	10,500	10,500	10,500

第一期擴張給水豫想表

年次	年度	第一期擴張 想總戸數	同 給水戸數	差引戸數	第一期擴張 張給水率	第一期擴張 給水戸數	專用 料金	共用 料金	計量 料金	第一期擴張 給水料金計
一	一五	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
二	一六	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
三	一七	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
四	一八	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
五	一九	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
六	二〇	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
七	二一	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
八	二二	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500

年次	年度	第一期擴張 想總戸數	同 給水戸數	差引戸數	第一期擴張 張給水率	第一期擴張 給水戸數	專用 料金	共用 料金	計量 料金	第一期擴張 給水料金計
九	二三	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
一〇	二四	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
一一	二五	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
一二	二六	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500
一三	二七	10,000	10,000	10,000	100,000	1,500	1,100	1,500	1,500	1,500

備考 總戸數ノ豫想ハ第一期ノ通リトシ之レヨリ第一期豫想給水戸數ヲ引去リタル殘戸數ニ給水率ヲ乘シ今

回ノ擴張ニ依ル給水戸數ヲ算出セリ

給水種別ノ割合及料金

専用 給水戸數ノ二割トシ一戸ニ付水料金年收平均十八圓トス

共用 給水戸數ノ六割トシ一戸ニ付水料金年收平均六圓六十錢トス

計量 給水戸數ノ二割トシ本給水ニハ特別、普通、計量、湯屋給水、工場用及雜收入等ヲ含ムモノニシテ水料

金ハ一戸當リトセズシテ戸數ト總金額ヲ揭示セリ

東京府江戸川水道第一期擴張工事費内譯書

一金二百三十萬圓也

内 譯

金一百一十一萬一千三百八十八圓十二錢

金八千圓

配 水 線 路 費
用 地 及 補 償 費

金二萬圓	器具機械費
金二萬五千圓	調查及檢査費
金二千圓	建築費
金十萬一千六百二十圓	事務所費
金三萬二千六十一圓八十八錢	豫備費
配水路費	
一金一百一十一萬一千三百八十八圓十二錢	
內譯	
金五十五萬六千三百七十一圓六十錢	鑄鐵直管費
金七千八百圓	橋梁架設用鋼鐵管費
金三萬三千二百二十圓	鑄鐵異形管費
金七萬一千五百十圓	鐵管附屬器具費
金三十一萬一千三百三十四圓四十八錢	鐵管及附屬器具敷設費
金八千圓	鐵管基礎工事費
金三千圓	架橋鐵管防護費
金四千圓	水路橫斷伏越費
金三萬圓	電車及鐵道線路橫斷費
金二萬四千六百七十圓八十錢	山圍及水替費

金三千圓
 小鐵管橋費
 鐵管敷設砂利敷均費

金五萬八千七百五十四圓二十四錢
 配水路費

一金一百一十一萬一千三百八十八圓十二錢
 內
 金五十五萬六千三百七十一圓六十錢
 鑄鐵直管費

管種	單位	數量	單價	金額	摘要
四吋直管	木	三六四	九〇〇	三二七,六〇〇	
六吋同	"	七三	一六,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	
八吋同	"	七	一七,〇〇〇	一二九,〇〇〇	
十吋同	"	三	三三,〇〇〇	九九〇,〇〇〇	銅鐵管ノ分ヲ控除ス
十二吋同	"	一	五八,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	
計				五,一六六,六〇〇	

金七千八百圓
 橋梁架設用鋼鐵管費

管種	單位	數量	單價	金額	摘要
十吋鋼鐵管	尺	一,六〇〇	五,〇〇〇	七,六〇〇,〇〇〇	千住新大橋用
計				七,六〇〇,〇〇〇	

金三萬三千二百二十圓
 鑄鐵異形管費

管種	單位	數量	單價	金額	摘要
四吋異形管	噸	八五	100,000	1,410,000	
六吋同	噸	三〇	100,000	3,000,000	
八吋同	噸	一〇	100,000	1,000,000	
十吋同	噸	一〇	100,000	1,000,000	
計		一三五		7,410,000	

金七萬一千五百十圓

內譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
四吋阻水弁	個	六〇	20,000	1,200,000	
六吋同	個	一七	30,000	510,000	
八吋同	個	一四	40,000	560,000	
十吋同	個	八	70,000	560,000	
十二吋同	個	二	100,000	200,000	
四吋阻水弁管	個	七	20,000	140,000	
六吋阻水弁管	個	七	20,000	140,000	
八吋阻水弁管	個	一四	20,000	280,000	
十吋阻水弁管	個	八	20,000	160,000	
十二吋阻水弁管	個	二	20,000	40,000	
計		一三五		6,400,000	

鐵管 附屬器具費

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
十吋同	個	六	21,000	126,000	
口徑三吋排氣弁	個	八	50,000	400,000	
口徑一吋同	個	一	10,000	10,000	
口徑二分一吋同	個	一〇	10,000	100,000	
單口消火栓	個	一〇	30,000	300,000	
單口消火栓鐵蓋	個	一〇	6,000	60,000	
共計		一三〇		1,196,000	

金三十一萬千三百三十四圓四十八錢

內譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
四吋鐵管敷設	間	六〇六八	2,000	12,136,000	道路及堤防別紙單價表ノ通り
六吋同	間	一,一〇〇	2,000	2,200,000	
八吋同	間	一,一〇〇	2,000	2,200,000	
十吋同	間	一,一〇〇	2,000	2,200,000	
十二吋同	間	一,一〇〇	2,000	2,200,000	
四吋	間	四	2,000	8,000	橋上添架又ハ架設別紙單價表ノ通り
六吋	間	四	2,000	8,000	
八吋	間	六	2,000	12,000	
十吋	間	六	2,000	12,000	
十二吋	間	三	2,000	6,000	
四吋阻水弁取付	個所	七〇	1,000	70,000	管ト弁ノ中間接続土管及管取付ヲ含ム
六吋	個所	七	1,000	7,000	
計		一三,〇七二		26,311,000	

鐵管及附屬器具敷設費

八時阻水傘取付	個所	一	六〇〇〇	六〇〇〇
十時	〃	八	三〇〇〇	二四〇〇〇
十二時	〃	二	三八〇	七六〇
單口消火栓室	〃	一三〇	三〇〇〇	三九〇〇〇
口徑三時排氣弁室	〃	八	六〇〇	四八〇〇
口徑一時	〃	一五	三〇〇〇	四五〇〇
口徑二分一時	〃	一〇	三〇〇〇	三〇〇〇
共用栓取付	〃	一〇	六〇〇〇	六〇〇〇
計				三二一、四〇〇

金八千圓

鐵管基礎工事費

八時、十時、十二時(中)	〃	二、〇〇〇	〇、八〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
四時、六時 枕木(小)	〃	二、〇〇〇	〇、五〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
型 碎 損 料	〃	四〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
混 凝 土 工	〃	六〇	一、五〇〇	九〇、〇〇〇
割 栗 石 工	〃	五〇〇	八〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
計				三、〇〇〇、〇〇〇

金三千圓

架橋鐵管防護費

架橋鐵管防護費	〃	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
計				三、〇〇〇、〇〇〇

四時五十四間 六時四十一間 八時九十八間
 十時三百七十八間 十二時三間

アスファルト日石二十度	貫	一、〇〇〇	三〇〇	三〇〇、〇〇〇
混 凝 土 工	〃	四	一、五〇〇	六、〇〇〇
割 栗 石 工	〃	二、五〇〇	八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
型 碎 損 料	〃	三〇	三、〇〇〇	九〇、〇〇〇
雜 勞 力	〃	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
計				一、〇〇〇、〇〇〇

水路橫斷伏越費

各時ノ管ニ對シ厚一分五厘塗
 別紙單價ノ通リ配合一、三、六
 別紙單價表ノ通リ
 同
 同
 同
 緊結用針金其他ノ雜品及雜費一式
 一、〇〇〇、〇〇〇

割 栗 石 工	立坪	六	八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
混 凝 土 工	〃	一、六〇	一、五〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
雜 型 碎 損 料	〃	一、二〇	三、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
計				五、〇〇〇、〇〇〇

電車及鐵道線路橫斷費

四時延長三百七十間 六時延長九十間 八時延長
 十間 十時延長十五間 十二時延長十五間
 同 配合一、三、六
 同
 同
 同

アスファルト保護	立坪	一、六〇〇	八〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇
割 栗 石 工	〃	一、二〇〇	八〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
電車橫斷並防護	〃	七	三、〇〇〇	二一、〇〇〇
計				二、二六一、〇〇〇

第十一章 第一期擴張

種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要
鐵道橋斷型防護	〃	〃	三〇	二〇〇〇	六〇〇〇〇〇	東武鐵道一四個所京成電車五個所常磐線二個所	
モルタル	立方尺	〃	三〇	三〇	九〇〇	接合用別紙單價表ノ通り配合一、三	
勞力	人	〃	一七〇	二〇〇〇	三、四〇〇	掘鑿埋戻及防護掘付等一式	
假架工事及撤去委託費	〃	〃	〃	〃	六、〇〇〇	〃	
アスファルトモルタル	面坪	〃	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	〃	
防護運搬費	〃	〃	〃	〃	二、七〇〇	〃	
雜費	〃	〃	〃	〃	六、〇〇〇	〃	
計					四〇、〇〇〇		

金二萬四千六百七十圓八十錢

山圍及水替費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要
四時山圍及水替	間	〃	六〇	〇〇	六、〇〇〇	全延長ヨリ橋上添架五十四間ヲ引去リタル延長	
六時	〃	〃	三〇	〇〇	三、〇〇〇	全延長ヨリ橋上添架四十一間ヲ引去リタル延長	
八時	〃	〃	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	六、〇〇〇	九十八間	
十時	〃	〃	一、一〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	三百七十八間	
十二時	〃	〃	一、三〇〇	〇、〇〇〇	六、九〇〇	三間	
四時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	鐵道橋斷山圍及水替	
四時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	電車橋斷	
六時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	鐵道橋斷	
六時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	電車橋斷	
十時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	〃	
十二時	〃	〃	一、七〇〇	〇、〇〇〇	六、三〇〇	〃	
計					四二、九〇〇		

金三千圓

小鐵管橋費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要
角	鐵	單位	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	主トシテ既設ノ橋梁へ添架スル豫定ナルヲ以テ鐵管吊用ニシテ工作共一式	
雜品	〃	〃	〃	〃	八〇〇	鐵管吊用ニシテ兩頭ホルト仕上工作共一式	
勞力	人	〃	〃	〃	四、七〇〇	雜品一式	
雜費	〃	〃	〃	〃	八、〇〇〇	簡單ナル架橋其ノ他ノ雜費	
計					一六、四〇〇		

金五萬八千七百五圓二十四錢

鐵管敷設砂利敷均費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要
大	石	立坪	一、三〇〇	五、〇〇〇	六、三〇〇	府縣道及堤塘ニ使用	
數	砂	〃	六、〇〇〇	四、〇〇〇	二、四〇〇	府縣道堤塘及町村道ニ使用	
均	利	〃	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	路面不陸直シ及敷均一式	
均	工	〃	一、一〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	〃	
計					一五、三〇〇		

一金八千圓

用地及補償費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要
鐵管試驗所借地料	坪	〃	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ヶ月一坪十五錢ノ額ニテ二十ヶ月分	
計					二、〇〇〇		

第十一章 第一期擴張

七六一

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
鐵管置場借地料	坪	100	10,000	1,000,000	一ヶ月一坪二十錢ノ割ニテ二十ヶ月分
消防栓室其他	個	100	10,000	1,000,000	一ヶ月一坪二十錢ノ割ニテ二十ヶ月分
製作工場借地料	坪	50	40,000	2,000,000	一ヶ月一坪二十圓ニテ五ヶ所二十ヶ月分
鐵管敷設監督所借地料	個所	5	400,000	2,000,000	一ヶ月一坪二十圓ニテ五ヶ所二十ヶ月分
計				7,000,000	

一金二萬圓

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
測量及製圖器具				200,000	
水壓試驗器具				1,000,000	
鐵管試驗用具				1,000,000	
鐵管敷設用具				2,000,000	
鍛冶工用具				1,000,000	
鉛工用具				200,000	
土工用具				1,000,000	請負工事多キヲ以テ特殊ナル直營工事用
自動車	臺	10	100,000	1,000,000	各現場ニ一臺及本廳用
タイヤフレーム唧筒	臺	10	100,000	1,000,000	口徑 三吋
器具機械修繕費				2,000,000	
チェンブロック一噸捲	臺	10	100,000	1,000,000	
計				10,000,000	

一金二萬五千圓

調査及検査費

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
試驗費	人	10	10,000	100,000	
測量費	人	10	10,000	100,000	
鐵管検査費				3,000,000	
セメント火山灰検査				100,000	
検査用消耗品				100,000	
計				3,300,000	

一金二千圓

建築費

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
鐵管敷設見張所及鍛冶小屋修繕				200,000	
鐵管試驗所建物修繕				1,000,000	
其他建物修繕				200,000	
計				1,400,000	

事務所費

一金十萬一千六百二十圓
 金五萬四千三百六十圓

第十一章 第一期擴張

給料費

七六三

第十一章 第一期擴張

金三萬九千二百六十圓

金五千圓

金三千圓

一金十萬二千六百二十圓

事務所費

七六四

雜需雜
用給費費費

金五萬四千三百六十圓

內

技師

書記

技師

手記

員手

給給給給

單位 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

摘 一人

摘 五人

摘 八人

摘 一〇人

給料費

雜給費

金三萬九千二百六十圓

內

種

現場

手當

使仕

單位 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

摘 一人

摘 技師一人月三五圓書記二人月一八圓技師八人月一八圓職員八人月一二圓

雜給費

備賞旅退
人與費及
給與死亡
手當

單位 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

職工々夫

需用費

金五千圓

內

種

備品

消耗品

通訊費

被服費

單位 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

年 數量 單價 金額

摘 要

給仕一人年五〇圓小使一人年二五圓

雜費

金三千圓

內

種

雜費

計

單位 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

月 數量 單價 金額

摘 要

金三萬二千六十一圓八十八錢

內

種

雜費

計

金額

金額

金額

金額

金額

金額

豫備費

七六五

雜費	
計	內
備	目
費	單位
	數量
	單價
	金額
	摘
	要

一金一百六十五圓

種	
內	譯
混	目
凝	單位
土	數量
工	單價
	金額
	摘
	要

一金七十四錢二厘

費	
內	譯
モ	目
ル	單位
タ	數量
ル	單價
工	金額
	摘
	要

雜費 一金七圓

費	
計	內
ア	目
ス	單位
フ	數量
ア	單價
ルト	金額
モ	摘
ル	要
タ	
ル	
工	

一金八十圓

種	
內	譯
割	目
栗	單位
石	數量
工	單價
	金額
	摘
	要

型 枠 損 料

一金三圓五十錢

一面坪當リ

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
松 板 厚 八 分	面 坪	一	三〇〇〇	三〇〇〇	
角 材 三 寸 角 長 六 尺	本	四	一六〇〇	六四〇〇	
同 四 寸 角 長 六 尺	本	二	三〇〇〇	六〇〇〇	
右 損				二〇〇〇	二割五分
大 工	人	三	三〇〇〇	九〇〇〇	
人 夫		一〇	二〇〇〇	二〇〇〇〇	
雜 費				一〇〇〇	
計				三〇〇〇〇	

四吋鐵管敷設費

一金三圓三十錢

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
鉛	貫	〇・八	一・五〇〇	一・二〇〇	
麻	貫	〇・五	四〇〇〇	二〇〇〇	
コークス其他燃料	貫	一・〇	一・五〇	一・五〇〇	
職 品				〇・四〇〇	
工 人		〇・五	二・八〇〇	一・四〇〇	鐵管接合一式
計				三・五〇〇	

雜 人 工

計 夫 夫 人 人
〇・五 〇・五
二・五〇〇 二・五〇〇

三・五 一・八〇〇
三・五〇〇 三・〇

運搬、掘鑿、埋戻及職工手傳一式
長十尺當リ
長一間當リ

一金三圓七十五錢

六吋鐵管敷設費

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
鉛	貫	一・三	一・五〇〇	一・九〇〇	
麻	貫	〇・七	四〇〇〇	二八〇〇	
コークス其他燃料	貫	一・五	一・五〇	二二五〇	
職 工	人	六	二・八〇〇	一六八〇〇	鐵管接合一式
人 夫		〇・六	二・五〇〇	一六〇〇	運搬、掘鑿、埋戻及職工手傳一式
夫 費		一・〇	二・〇〇〇	二〇〇〇	
計				三・七五〇	

八吋鐵管敷設費

一金四圓七十五錢

第十一章 第一期擴張

種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
目	目	目	目	目	目	目	目	目
單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘
要	要	要	要	要	要	要	要	要

一金五圓六十錢

十吋鐵管敷設費

種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
目	目	目	目	目	目	目	目	目
單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘
要	要	要	要	要	要	要	要	要

計

十二吋鐵管敷設費

一金六圓九十錢

種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
目	目	目	目	目	目	目	目	目
單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘
要	要	要	要	要	要	要	要	要

四吋鐵管橋上架設費

一金九圓五十錢

第十一章 第一期擴張

種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
種	鉛	麻	雜	職	工	夫	費	計
目	目	目	目	目	目	目	目	目
單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位	單位
數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量	數量
單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價	單價
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘	摘
要	要	要	要	要	要	要	要	要

種	目	單位	數量	單價	金額	摘
雜	コークス其他燃料	〃	10	100	1000	
職	工	人	10	2000	20000	
大	夫	〃	10	2000	20000	
人	費	〃	10	2000	20000	
計					80000	

六吋鐵管橋上架設費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘
雜	コークス其他燃料	〃	10	100	1000	
職	工	人	10	2000	20000	
大	夫	〃	10	2000	20000	
人	費	〃	10	2000	20000	
計					80000	

計

一金十三圓七十錢

八吋鐵管橋上架設費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘
雜	コークス其他燃料	〃	10	100	1000	
職	工	人	10	2000	20000	
大	夫	〃	10	2000	20000	
人	費	〃	10	2000	20000	
計					80000	

10.000 長二間當リ
10.000 長一間當リ

一金十四圓八十錢

十吋鐵管橋上架設費

種	目	單位	數量	單價	金額	摘
雜	コークス其他燃料	〃	10	100	1000	
職	工	人	10	2000	20000	
大	夫	〃	10	2000	20000	
人	費	〃	10	2000	20000	
計					80000	

10.000 長二間當リ
10.000 長一間當リ

十二吋鐵管橋上架設費									
一金十六圓									
種	目	單位	數量	單價	金額	摘	要	計	計
雜	品	人	二〇	二八〇〇	五六〇〇				
大	工	夫	二〇	二五〇〇	五〇〇〇				
人	工	夫	一五	三〇〇〇	四五〇〇	長二間當り			
計					一四八〇〇	長二間當り			
雜	品	人	二〇	二八〇〇	五六〇〇				
大	工	夫	二〇	二五〇〇	五〇〇〇				
人	工	夫	一五	三〇〇〇	四五〇〇	長二間當り			
計					一四八〇〇	長二間當り			
雜	品	人	二〇	二八〇〇	五六〇〇				
大	工	夫	二〇	二五〇〇	五〇〇〇				
人	工	夫	一五	三〇〇〇	四五〇〇	長二間當り			
計					一四八〇〇	長二間當り			
雜	品	人	二〇	二八〇〇	五六〇〇				
大	工	夫	二〇	二五〇〇	五〇〇〇				
人	工	夫	一五	三〇〇〇	四五〇〇	長二間當り			
計					一四八〇〇	長二間當り			

江戸川上水道誌 終

江戸川上水道誌

昭和三年七月二十五日 印刷
 昭和三年七月二十八日 發行

(非賣品)

發行者 東京府江戸川上水町村組合

印刷者 島 連太郎
 東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三 秀 舍
 東京市神田區美土代町二丁目一番地

91
46

終